

(案)

令和7年2月20日
議員全員協議会資料
健康福祉部

熊取町 こども計画

(令和7年度～令和11年度)

多様な「こども・若者の育ち」や「暮らし」を認め合い、支え合う、
対話的まちづくり

概要版



令和7年3月
熊取町

計画策定にあたって

- 熊取町（以下「本町」という。）では、平成27年3月に「子ども・子育て支援制度」に対応する「子ども・子育て支援計画」を策定、令和2年3月には、前計画の理念を継承した第2期計画を策定し、「多様な『子どもの育ち』や『暮らし』を認め合い、支え合う、対話的まちづくり」を基本理念として、子育てに関する施策を推進してきました。
- 社会環境の変化や本町のこどもや子育てを取り巻く現状、これまでの計画の進捗状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取組を更に効果的かつ総合的に推進するため、「第3期子ども・子育て支援計画」を核に、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困対策計画及び子ども・若者計画も包含する「熊取町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の対象

- 本計画では、計画の対象となる「こども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」と定めています。本計画は、こども・若者がそれぞれのライフステージに応じて自分らしく生きられるよう社会全体で切れ目なく支援していくことを目指しており、「若者」についてはおおむね30歳未満を対象としますが、施策によっては、おおむね40歳未満の方を対象としています。
- なお、法令や固有名詞などについては、「子ども」の表記を用いる場合があります。

こども・子育てを取り巻く町の状況

■人口・世帯の状況

18歳未満の人口推計は、右表のとおり、今後も人口減少が続くものと見込まれます。また、こどものいる世帯は減少傾向にありますが、ひとり親家庭は増加傾向にあります。

	実績	本計画期間中の推計(単位:人)				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～5歳	1,852	1,846	1,795	1,754	1,741	1,685
6～11歳	2,311	2,285	2,277	2,219	2,171	2,118
12～14歳	1,264	1,220	1,198	1,205	1,166	1,202
15～17歳	1,320	1,317	1,255	1,260	1,214	1,192
合計	6,747	6,668	6,525	6,438	6,292	6,197

資料：住民基本台帳人口（令和2～6年の各年4月1日時点）を基に推計（コーホート変化率法）

こども・子育て支援を取り巻く課題

- 関係機関との情報共有と連携強化、親子の愛着形成や基本的な生活習慣の確立
- 学童保育の施設整備や職員確保、地域子育て支援団体のスタッフ確保、教育支援センターの充実
- 保育士の人材確保・育成、休日保育・延長保育の在り方の検討や担い手不足の解消
- 療育における父母等への寄り添い支援、インクルーシブ保育の推進やきずなシートの活用
- こどもの貧困・ヤングケアラーへの支援、こどもの権利の保障
- 個を生かす教育の充実や地域の人材・団体との連携強化、児童・生徒の悩み・不安への支援
- 切れ目のない支援や地域とのつながりの強化、地域に開かれた学校づくりの推進、ボランティアの高齢化
- 地域見守り強化や道路・公園等施設の適切な管理

計画の基本理念

多様な「こども・若者の育ち」や「暮らし」を認め合い、 支え合う、対話的まちづくり



こどもから若者まで「一人ひとりを権利の主体」として、「自分らしく生きる」ことができ、その育ちについて「地域全体で支え」、「切れ目なく支援する」視点で、ライフステージに合わせて支えていくとともに、地域の関係団体等と連携しながら、こども・若者が将来に向けて自立した存在として、安全・安心な環境のもと、他者との関わりを通じて経験を育むことができるまちづくりを目指します。

基本理念を実現するための4つの視点

I こども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重し、 こども・若者の最善の利益を第一に考える

こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障するため、こども・若者の最善の利益を第一に考え、支援を行います。こどもや若者が自分の意見を持ち、社会に参加できるよう、意見を持つための環境や意見を表明する機会を提供するよう努めます。

II こども・若者が家庭の状況に左右されことなく、 自分らしく生きることができるよう支援する

困難な状況にあるこども・若者や家庭に対して、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援を行います。

また、こども・若者が、人格と個性を尊重されながら成長する中で、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で、自分らしく社会生活を営むことができるよう支援します。



III 家庭、地域、行政、関係機関等が“協働”し、 地域全体でこども・若者の育ち、親の育ちを支える

こども・若者に関わる関係機関等が交流を通じて、機関ごとの違いや特色を認め合い、“協働”して、地域全体で課題の解決に取り組みます。連携を密にするため、情報共有や意見交換の場を大切にし、熊取町らしい協働体制を一層強化するための取組を進めます。

IV 妊娠期から若者期にわたる多様な取組を ライフステージに応じて切れ目なく推進する

「子育て」とは、妊娠期から始まり、乳幼児期の後も学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものと認識し、こども・若者、子育て家庭に対する支援が、特定の年齢で途切れることがないように切れ目なく支援を行います。

基本理念を実現する施策の展開

こども・若者

1 健やかな成長を支える教育環境の整備

学習機会の充実、学校における相談支援体制の充実、学習環境の整備、図書館事業・読書活動の充実など、こどもの健やかな成長を支える基盤となる環境づくりを推進します。

<展開する主な事業>

個に応じた教育の充実、スクールソーシャルワーカー活用事業◎、こども・若者向け講座の充実★、社会教育施設の活用の推進★、若者が自分らしく社会生活を送るための情報提供や蔵書の充実★

2 配慮が必要なこども・若者への支援

配慮を必要とするこども・若者への支援など、健やかかつ社会的に自立した生活を送るための支援体制を整備します。

<展開する主な事業>

療育拠点機能の充実、きずなシートの作成と連携の強化、インクルーシブ保育、保育施設等心理巡回、ヤングケアラーの早期発見と支援

3 こども・若者の社会参画・自立のための支援

社会参加への支援、地域での様々な体験活動の推進など、自立した個人としての自己を確立し、他者と協働しながら社会を担えるよう様々な機会を提供します。

<展開する主な事業>

子どもの権利の保障、若者世代に向けた情報発信★、選挙出前授業・模擬投票イベント★、消費者教育の推進★、就労支援の推進★、ひきこもり支援ふらっとルーム★、世代間交流事業



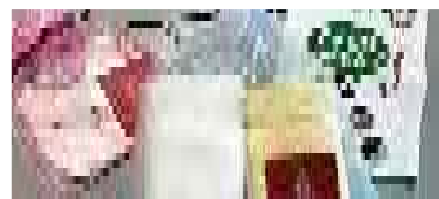
子育て家庭

4 安心して生み育て、こどもが健やかに育つための支援

安心して生み育てられる環境の整備、訪問・相談事業の充実、子育て家庭をつなぐ支援、ふれあい・学び場の提供、子育て家庭の経済的負担の軽減、診療体制の整備、育児・養育支援サービスなどを提供します。

<展開する主な事業>

こども家庭センター（名称：こども支援センター）の運営※、妊婦等包括相談支援事業※、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）※、ブックスタート、産前産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業※、ホームスタート事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※





※地域子ども・子育て支援事業 ◎こどもの貧困対策計画事業 ★子ども・若者計画事業

5 多様な保育サービスの充実

保育サービスの充実、保育所施設の活用・整備、放課後児童健全育成の推進

＜展開する主な事業＞

延長保育（時間外保育）※、休日保育、一時預かり事業※、こども誰でも通園制度※、病児・病後児保育事業※、人材の育成と確保、保育施設等と小学校の連携、こどものための教育・保育給付事業、保育施設拠点ネットワーク、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）※



6 支援を必要とする家庭への援助

子育て家庭等への生活支援、各種手当・医療費等の助成、要保護児童等に対する支援の充実

＜展開する主な事業＞

福祉の総合窓口の周知と状況に応じた支援へのつなぎ◎、難聴児補聴器購入等助成事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業※◎、就学援助事業・特別支援教育就学奨励費制度◎、子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）

地域社会



7 地域における子育て支援

子育て支援のネットワークづくりと交流活動の推進、こどもの居場所づくりを推進し、こども・若者を地域全体で見守る活動を支援します。

＜展開する主な事業＞

地域子育て支援拠点事業※、小地域ネットワーク活動の推進、おとなとこどもの地域あいさつ運動、部活動支援事業★、町内大学との連携事業の推進★、学校と地域との連携、不登校などのこども居場所づくり事業★、放課後子ども教室（くまもり元気広場）、子ども食堂の推進◎



8 安全・安心なまちづくり

安全なまちづくり、防犯対策、交通安全対策及び福祉的なまちづくりを推進し、地域ボランティアと協力しながら、安全・安心なまちづくりを推進します。

＜展開する主な事業＞

子ども安全デーの実施、子ども見まもり隊の実施、安全パトロールの実施、保育所における安全対策、学校における安全対策及び安全指導の実施、防犯灯の適正管理、道路における交通安全施設の整備、安全・安心な公園づくり



就学前児童への教育・保育事業について

就学前児童への教育・保育事業については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	確保の内容(量の見込み)(単位：人)			
	保育の必要性	提供施設(確保方策)	令和7年度	令和11年度
1号認定(3～5歳)	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園	301人	277人
2号認定(3～5歳)	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園	775人	713人
3号認定(0歳)		保育所・認定こども園・地域型保育事業	102人	94人
3号認定(1歳)			208人	191人
3号認定(2歳)			212人	195人

地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業		確保の内容(量の見込み)		事業の概要
		令和7年度	令和11年度	
(1)利用者支援事業		1か所	1か所	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関と連絡調整などを行う事業です。
(2)地域子育て支援拠点事業		延4,874回	延4,393回	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。
(3)妊婦健康診査		2,500回	2,302回	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査を実施し、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
(4)乳児家庭全戸訪問事業		229人	207人	生後4か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を助産師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言などを行う事業です。
(5)養育支援訪問事業		110人	101人	児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師、社会福祉士、助産師、保育士などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。
(6)子育て短期支援事業	ショートステイ	延7日	延6日	保護者の疾病・出産・看護・事故などでこどもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設などで一定期間（おおむね1週間）預かり、養育・保護を行う事業です。
	トワイライトステイ	延1日	延1日	ひとり親などの保護者が仕事などにより平日の夜間または休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設などで生活援助を行う事業です。
(7)子育て援助活動事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		延115日	延104日	子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人からなる地域での子育てを相互援助する会員組織です。
(8)一時預かり事業	一般型	延25,822日	延23,772日	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所、幼稚園等で一時的に預かる事業です。
	幼稚園型I	延4,200日	延3,867日	
(9)延長保育事業 (時間外保育事業)		624人	582人	保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業		確保の内容(量の見込み)		事業の概要
		令和7年度	令和11年度	
(10)病児・病後児保育事業		延 3,305 日	延 3,382 日	こどもが発熱などの急な病気となったときや、その回復期に、保育所等の専用スペースで保育を行う事業です。
(11)放課後児童健全育成事業(学童保育所)	低学年	468 人	439 人	保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後にこどもだけで過ごす小学生を預かり、生活や遊びの場を提供するサービスで、本町には各小学校区に学童保育所があります。
	高学年	248 人	231 人	
(12)妊婦等包括相談支援事業		812 回	748 回	妊婦等に面談を行い、心身の状況や環境を把握するとともに、母子保健や子育てに関する情報提供や相談援助を行う事業です。
(13)乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ※ 令和8年度からの新規事業		-	1 か月あたり 60 人	保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に適切な遊びと生活の場を提供します。また、保護者との面談を通じて心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行う事業です。
(14)産後ケア事業		延 50 日	延 46 日	産後ケアを必要とする退院直後から1歳までの母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。
(15)その他(子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)				

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業のうち、上記の事業については、対象者を少数と見込んでおり、類似の事業等で対応可能であるため、現在のところ実施予定はありませんが、本町の地域資源の状況等を踏まえ、計画期間中に必要に応じて実施を検討します。

計画の推進について

■子ども・子育て会議の開催

- ・定期的に計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図るなど、事業の協力団体とも連携しながら、適正な進行管理に努めます。

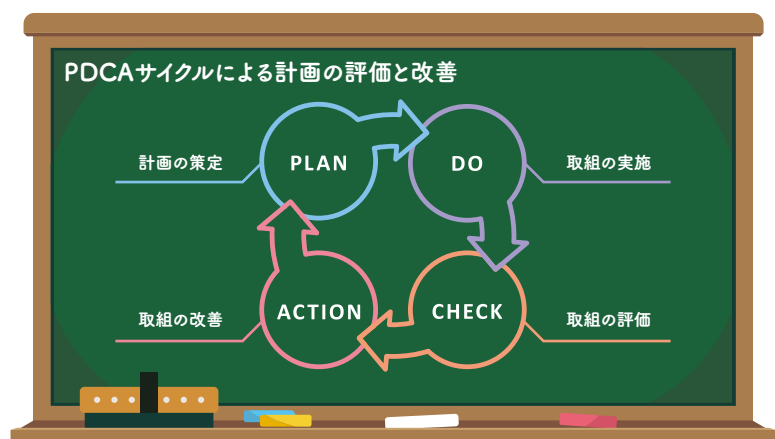


■協働による事業・活動の充実及び庁内の情報共有と連携強化

- ・子ども・子育て会議をはじめ、子育てや若者支援に関わる会議等において、必要に応じ、情報共有・審議・調整・検討を行うなど、関係部局・関係機関の連携強化を推進していきます。
- ・庁内での横断的な取組として、住民協働による支援の充実や、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の維持・充実のほか、若者支援につなげるための体制づくりに努めます。

■PDCAサイクルによる検証

- ・各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を子ども・子育て会議において評価・検証することで、必要に応じて施策の更なる展開や見直しを行います。



熊取町の教育・子育て応援施策

本町の特徴ある取組の一部を紹介します。

妊娠期から若者期にわたる切れ目のない支援

妊娠、出生の届け出をされた全ての方に保健師が面談を行うとともに、助産師が妊娠8か月頃に電話や訪問など、また出生後8か月時に訪問を行い、出産から子育てまできめ細かな支援を行います。また、児童期から若者期については、児童相談員やCSW（コミュニティソーシャルワーカー）による相談を行い、必要な支援につなげます。



ホームスタート事業

妊産婦や就学前のお子さんがある家庭に、研修を受けたボランティアが訪問し、家事や育児を共に行いサポートします。



産前産後ヘルパー派遣事業

体調不良等のため家事や育児が困難で、親族等から援助が受けられない、妊娠中または出産後1年未満の妊産婦がいる世帯を対象にヘルパー派遣を行う。



保育料第2子無償化

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、小学校就学前の範囲で2人目の保育料を無料とします。



不登校などのこどもの居場所づくり事業

教育支援センター等を活用し、長期欠席児童・生徒や不登校児童・生徒の相談や学習を支援できる居場所づくりを行っています。活動を通して自分の気持ちや好きなものに「気付く」、これからどうしたいか「決める」、たくさんの人と「関わる」を大切に支援していきます。



子ども食堂

こどもたちが地域の人たちと一緒に楽しく食事をし、安心して過ごすことができる場を提供しています。住民提案協働事業制度を活用し、子ども食堂に取り組む団体を運営面、財政面で支援しています。



編集・発行：熊取町 健康福祉部 子育て支援課

〒590-0451

大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番8号

電話：072-452-6814 FAX：072-453-7196



(案)

熊取町 こども計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

熊取町こども計画



多様な「こども・若者の育ち」や「暮らし」を認め合い、支え合う、
対話的まちづくり



令和 7 年 3 月 熊取町

令和 7 年 3 月
熊取町

はじめに



本町では、第1期熊取町子ども・子育て支援計画（平成27年3月策定）から継承した『多様な「子どもの育ち」や「暮らし」を認め合い、支え合う、対話的まちづくり』を基本理念として、令和2年3月に策定した第2期計画に基づき、住民の皆様とともに、地域ぐるみで、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進してまいりました。

また、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支えていけるよう、令和4年4月に「子どもの権利に関する条例」を施行し、子育てにやさしいまちづくりの実現に努めてきました。

この間、国においては、令和5年4月の「こども基本法」の施行と同時に、こども家庭庁が発足し、『こどもまんなか社会』の実現を目的として、同庁のリーダーシップのもと、政府全体でこども施策を推進することとされ、基本的な方針である「こども大綱」が定められました。

本町に限らず、昨今のこどもや若者を取り巻く環境は、SNSの普及などにより急速に変化しており、不登校やひきこもり、貧困やヤングケアラーの問題など、抱える課題も複雑・多様化しており、行政や関係団体だけでなく、まちぐるみ・地域ぐるみで支えるしくみを充実させていく必要があります。

このような状況の中、本計画の策定にあたっては、こども基本法における「こども（心身の発達の過程にある者）」の定義を踏まえ、乳幼児期から若者世代までを対象に、必要なサポートが年齢で途切れることがないように、関連する施策を効果的かつ総合的に推進するため、それらの要素を包含した「熊取町こども計画」として策定することといたしました。

なお、計画の推進にあたっては、これまでの計画で大切にしてきた「協働」及び「対話」によるまちづくりの理念を継承しつつ、地域住民の皆様、子育て・若者支援に関わる様々な団体や関係機関との垣根を超えた連携が必要となりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、ご尽力いただいた「子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、ニーズ調査や関係団体ヒアリング等を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました多くの皆様方に、心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年（2025年）3月

熊取町長 藤原 敏司

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の考え方	2
3 計画の対象	2
4 関連計画との位置づけ	3
5 SDGsとの関連について	3
6 計画の期間	4
7 計画の策定体制	4
第2章 こどもと子育てを取り巻く状況	5
1 人口・世帯の状況	5
2 少子化の状況	10
3 女性の就労状況	12
4 人口推計	13
5 熊取町のこどもと子育てを取り巻く現状	15
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況	16
1 幼児教育・保育サービスの状況	16
2 地域子ども・子育て支援事業などの状況	18
3 小学生児童への支援サービスの状況	19
4 小・中学校の状況	20
5 相談事業の状況	20
6 経済的支援の状況	21
第4章 ニーズ調査等の結果と第2期計画の評価・課題	22
1 調査概要	22
2 ニーズ調査結果概要（就学前児童及び小学生の保護者）	23
3 アンケート調査結果概要（小学校5年生、中学校2年生）	31
4 若者調査結果概要（16歳から39歳の若者）	38
5 ニーズ調査等の結果からみえる課題	49
6 第2期計画の評価・課題及び今後の主な取組	54
第5章 基本理念と施策体系	64
1 基本理念	64
2 計画の体系	65
3 基本理念を実現するための4つの視点	66

第6章 基本理念を実現する施策の展開	67
1 健やかな成長を支える教育環境の整備	67
2 配慮が必要なこども・若者への支援	71
3 こども・若者の社会参画・自立のための支援	73
4 安心して生み育て、こどもが健やかに育つための支援	75
5 多様な保育サービスの充実	83
6 支援を必要とする家庭への援助	86
7 地域における子育て支援	88
8 安全・安心なまちづくり	91
第7章 量の見込みと確保方策	95
1 教育・保育提供区域の設定	95
2 就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策	95
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	99
第8章 計画の推進体制	111
1 子ども・子育て会議の開催	111
2 協働による事業・活動の充実及び庁内の情報共有と連携強化	111
3 PDCAサイクルによる検証	112
資料編	113
1 子ども・子育て会議規則	113
2 子ども・子育て会議 委員名簿	115
3 子ども・子育て会議 部会名簿	117
4 計画策定の経緯	118
5 住民協働による子育て支援活動団体等一覧（順不同）	119

～ 百分率による集計の表記について ～

本計画書の中の、百分率による集計では、全体を100%として算出し、小数第2位を四捨五入、小数第1位までを表記しています。このため、割合の合計が100%にならないことがあります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。令和5年において、国の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産むこどもの数）は、昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降、最も低い1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因としては、未婚や共働き世帯の増加、また、仕事と子育てを両立する難しさや子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、このようなこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には、「こども大綱」が策定されました。

熊取町（以下「本町」という。）では、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく、「熊取町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成21年度までを前期期間、平成26年度までを後期期間として、こどもを生み育てやすいまちづくりを目指して、次世代育成支援を推進してきました。

さらに、平成27年3月には、質の高い幼児期の教育・保育の統合的な提供や、待機児童の解消、地域でのこども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援制度」に対応する「子ども・子育て支援計画」を策定、令和2年3月には、前計画の理念を継承した「第2期子ども・子育て支援計画」を策定し、「多様な『子どもの育ち』や『暮らし』を認め合い、支え合う、対話的まちづくり」を基本理念として、子育てに関する施策を推進してきました。

令和6年度に「第2期子ども・子育て支援計画」の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や本町のこどもや子育てを取り巻く現状、これまでの計画の進捗状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取組を更に効果的かつ総合的に推進するため、「第3期子ども・子育て支援計画」を核に、こどもの貧困や若者支援に関わる計画も包含する「熊取町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定の考え方

市町村のこども計画は、こども基本法第10条第2項に基づき、国の「こども大綱」及び都道府県こども計画を勘案して作成するよう努めるものとされています。また、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。

本計画は、各部署のこども・若者施策について整理し、住民にとって分かりやすい施策の展開とするため、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」（任意計画）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困対策計画」（任意計画）、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「子ども・若者計画」（任意計画）を一体的に策定します。

■こども基本法に定められた6つの基本理念



こども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。

1 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。	2 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。	3 年齢や発達に応じて、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4 全てのこどもは年齢や発達に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのために最もよいことが優先して考えられること。	5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。	6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

■こども大綱 こども施策に関する基本的な方針

- ①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

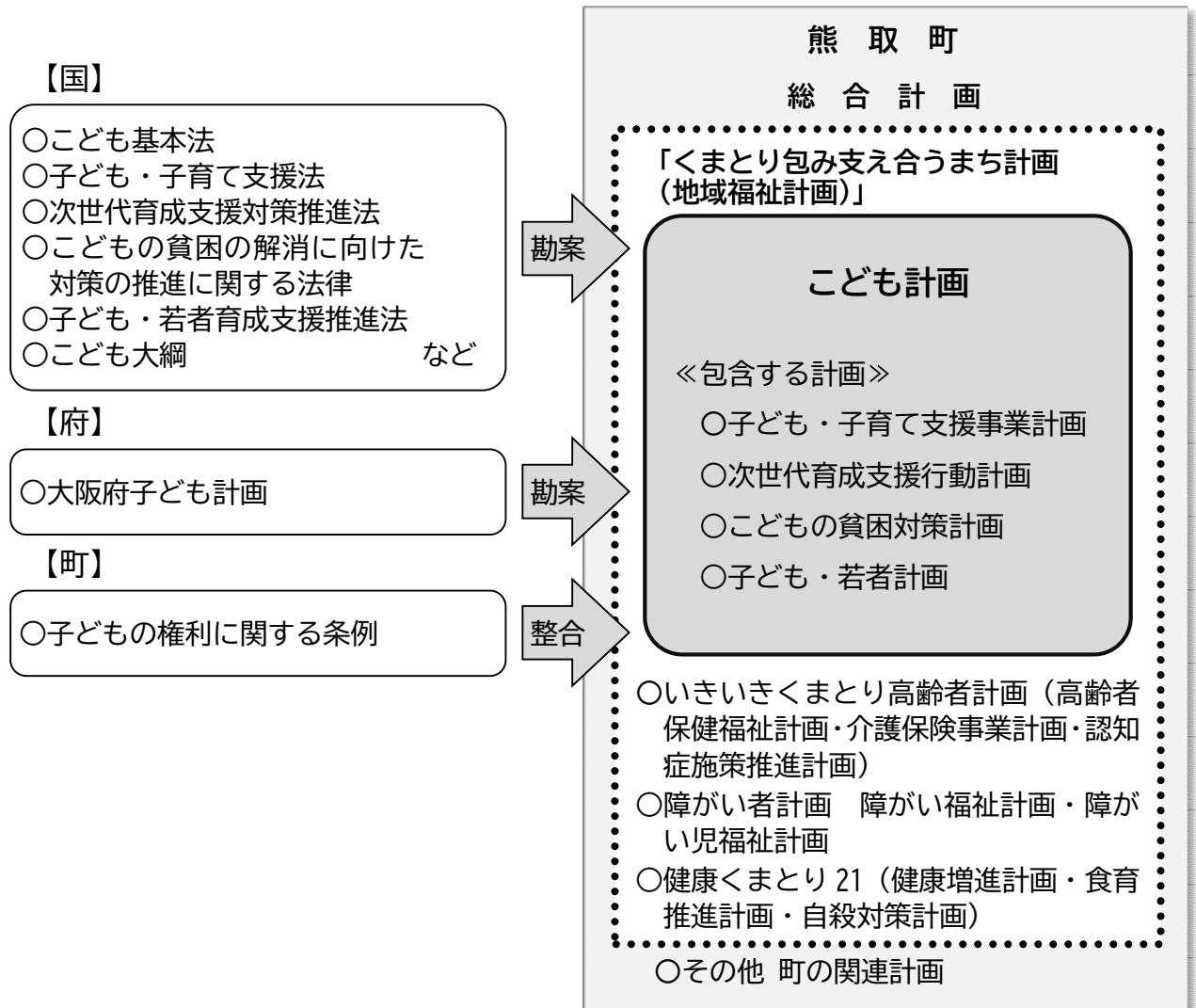
3 計画の対象

本計画では、計画の対象となる「こども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」と定めています。本計画は、こども・若者がそれぞれのライフステージに応じて自分らしく生きられるよう社会全体で切れ目なく支援していくことを目指しており、「若者」についてはおおむね30歳未満を対象としますが、施策によっては、おおむね40歳未満の方を対象としています。

なお、法令や固有名詞などについては、「子ども」の表記を用いる場合があります。

4 関連計画との位置づけ

本計画は「総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。



5 SDGsとの関連について

持続可能な開発目標（SDGs）については、あらゆる格差と不平等を解消していくことを基本理念としていることから、貧困・教育・健康など多くの項目が関連しています。よって、本町でもSDGsの考え方も見据えながら、こども・若者が暮らしやすいまちづくりを目指していきます。

■本計画で主に取り組むSDGsの目標



6 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

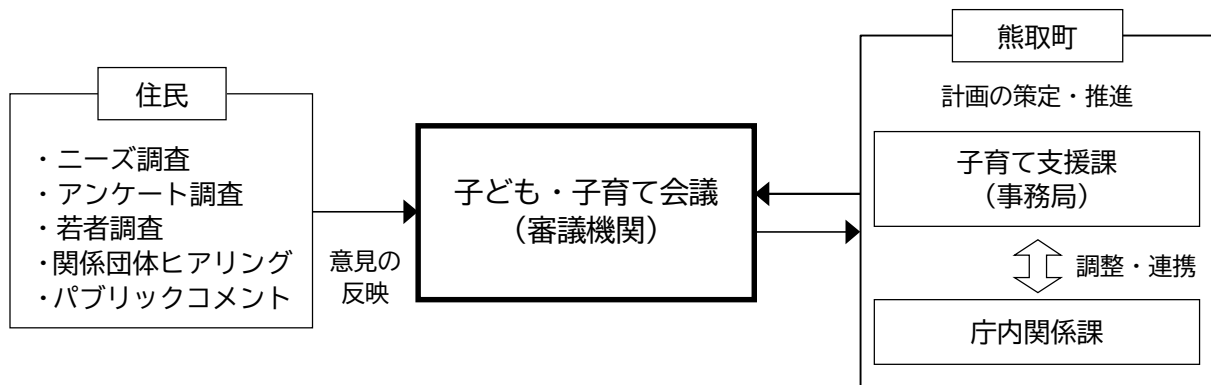
令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期熊取町 子ども・子育て支援計画					熊取町こども計画				

7 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、こどもや子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「子ども・子育て会議」において協議・検討を行いました。

■策定体制のイメージ図



(2) こども計画策定のためのニーズ調査等

本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的として、就学前児童及び小学生の保護者を対象とした「ニーズ調査」、小学校5年生及び中学校2年生を対象とした「アンケート調査」、16歳から39歳の若者を対象とした「若者調査」及び子育て支援に関係する団体へのヒアリングをそれぞれ実施しました。

(3) パブリックコメント（住民からの意見の公募）

本計画（案）を町のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

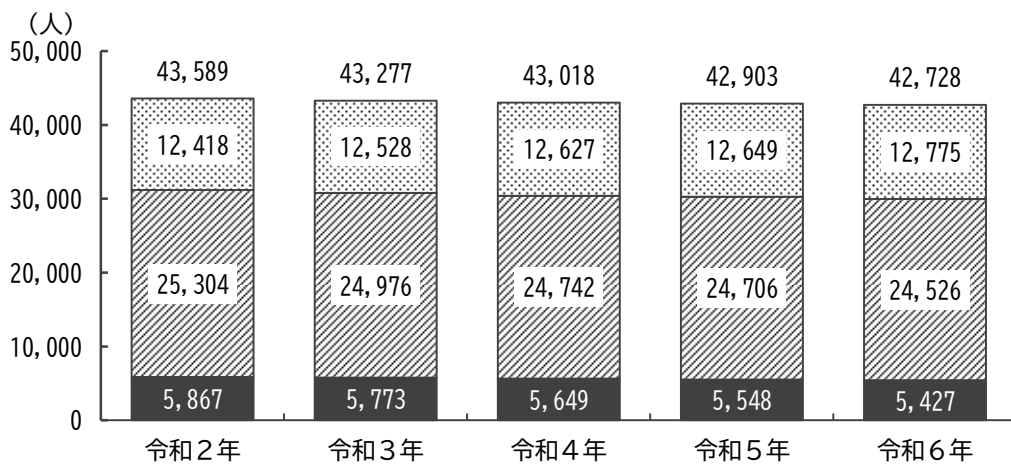
第2章 こどもと子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

総人口及び年齢3区分別の人口及び構成割合の推移をみると、総人口は減少が続いており、令和6年は42,728人となっています。年齢3区分別では、年少人口は減少が続き、生産年齢人口も減少傾向となっている一方で、老年人口は増加が続いています。

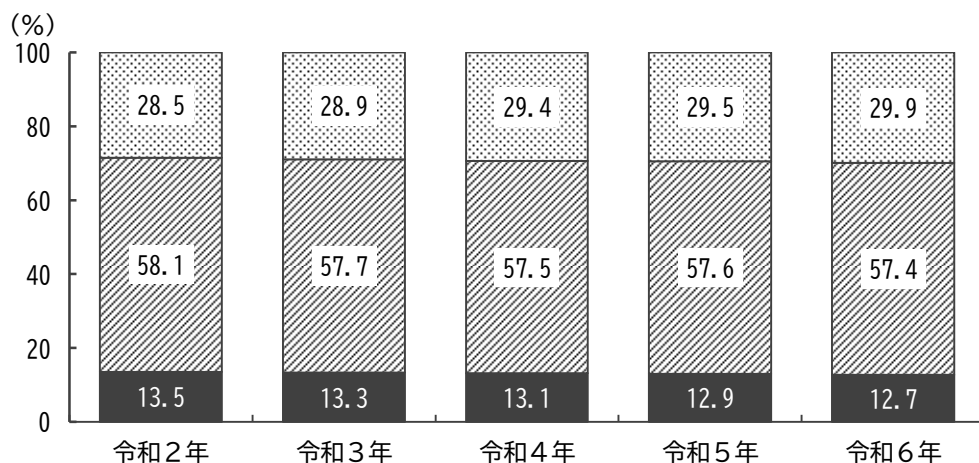
■総人口及び年齢3区分別人口の推移



■ 年少人口 (0~14歳) ■ 生産年齢人口 (15~64歳) ■ 老年人口 (65歳以上)

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口の構成割合の推移



■ 年少人口 (0~14歳) ■ 生産年齢人口 (15~64歳) ■ 老年人口 (65歳以上)

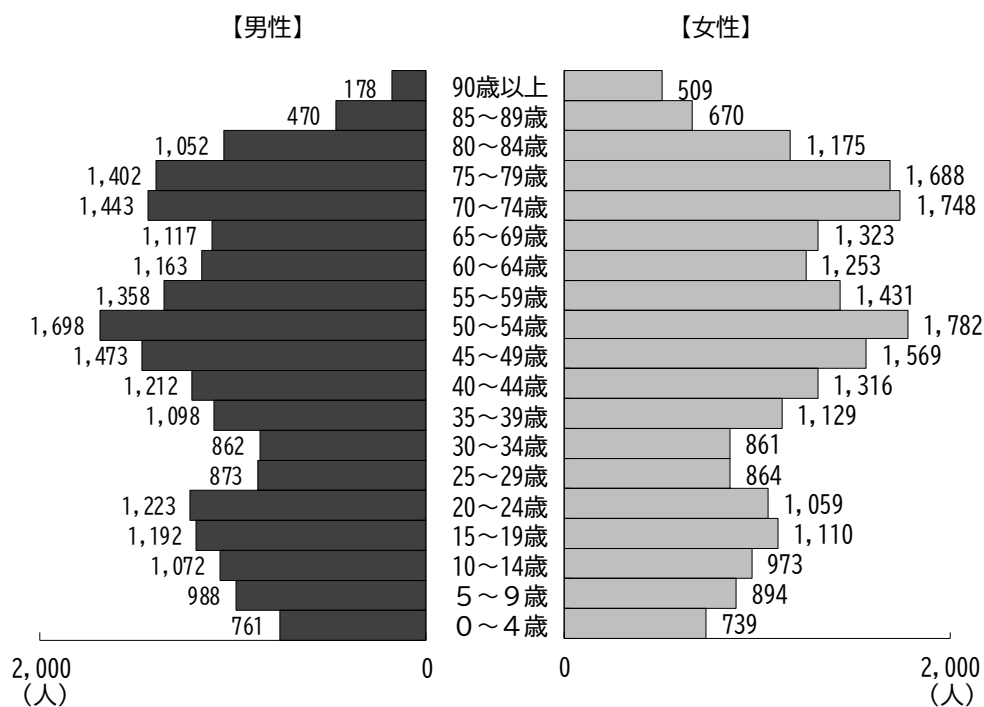
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 人口構造

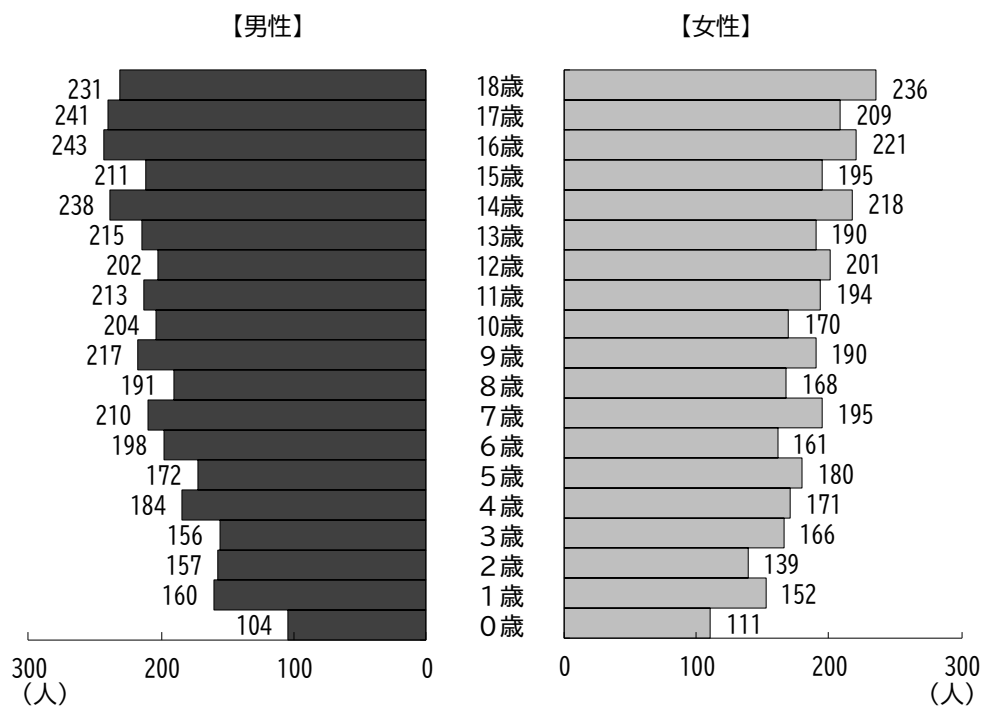
人口ピラミッド（5歳階級別）をみると、男性、女性共に団塊世代を含む70～79歳、団塊ジュニア世代を含む45～59歳が多くなっています。逆に、25～34歳はその前後に比べて少なくなっています。

人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）をみると、男性、女性共に、おおむね年齢が下がるにつれて減少する傾向がみられます。

■人口ピラミッド（5歳階級別）



■人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）

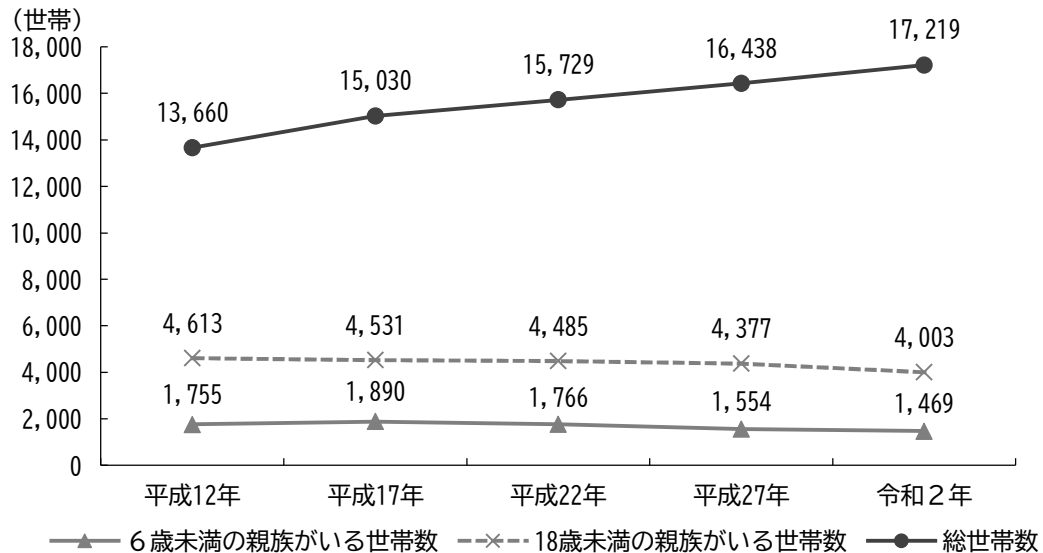


(3) こどものいる世帯の状況

単身世帯の増加により総世帯数も増加が続いていますが、こどものいる世帯数は減少しています。

ひとり親家庭数をみると、母子世帯数は増加が続いていましたが、令和2年は減少し、236世帯となっており、父子世帯数は平成17年以降、26～29世帯の間を、ほぼ横ばいで推移しています。

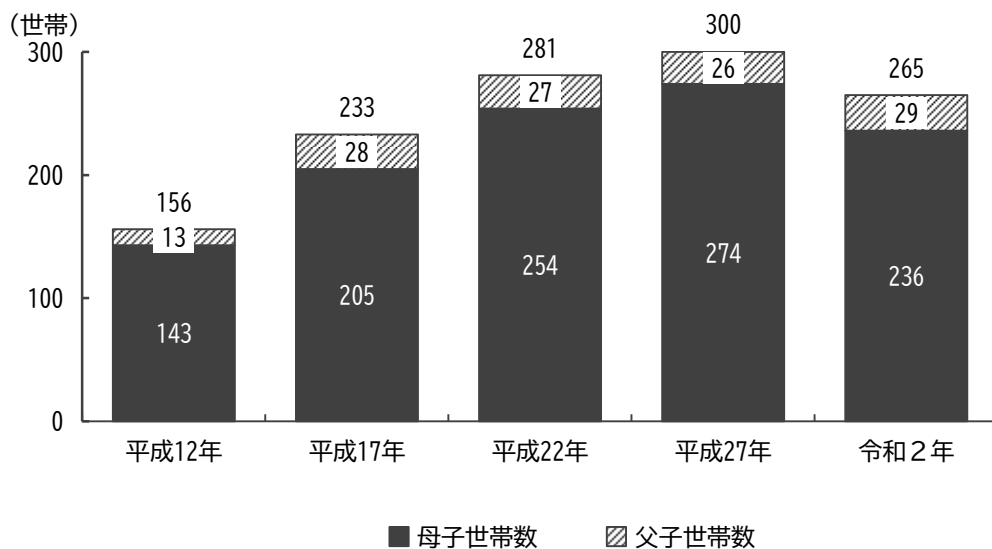
■こどものいる世帯数



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※参考：住民基本台帳による総世帯数は、18,239世帯（令和2年10月1日現在）

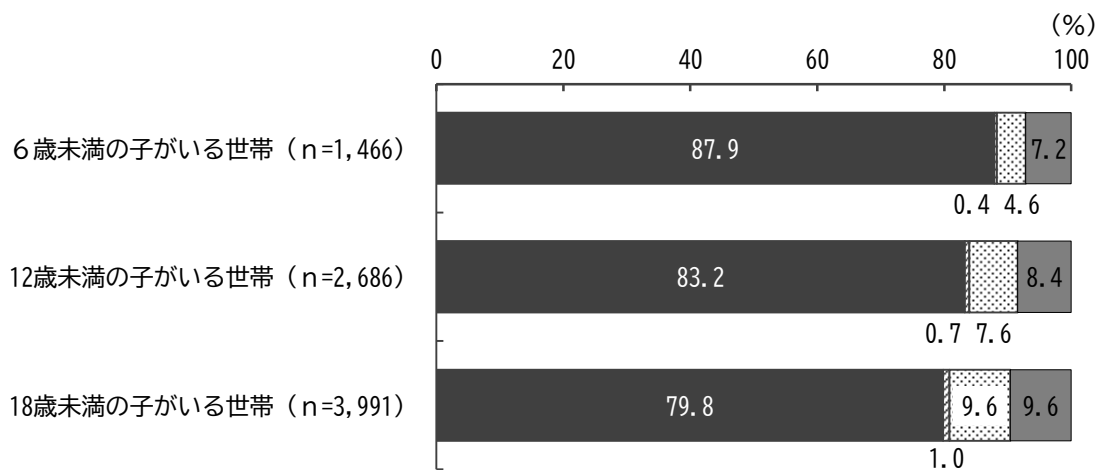
■ひとり親家庭数



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

こどものいる世帯の家族形態をみると、こどもの年齢が上がるにつれて、核家族（両親と子ども）の割合が低下し、ひとり親家庭の割合が上昇しています。6歳未満の子がいる世帯ではひとり親家庭は5.0%ですが、18歳未満の子がいる世帯では10.6%となっています。

■こどものいる世帯の家族形態



■ 核家族（両親と子ども） ▨ 核家族（父子世帯） ▩ 核家族（母子世帯） ■ 核家族以外の世帯

資料：国勢調査（令和2年）

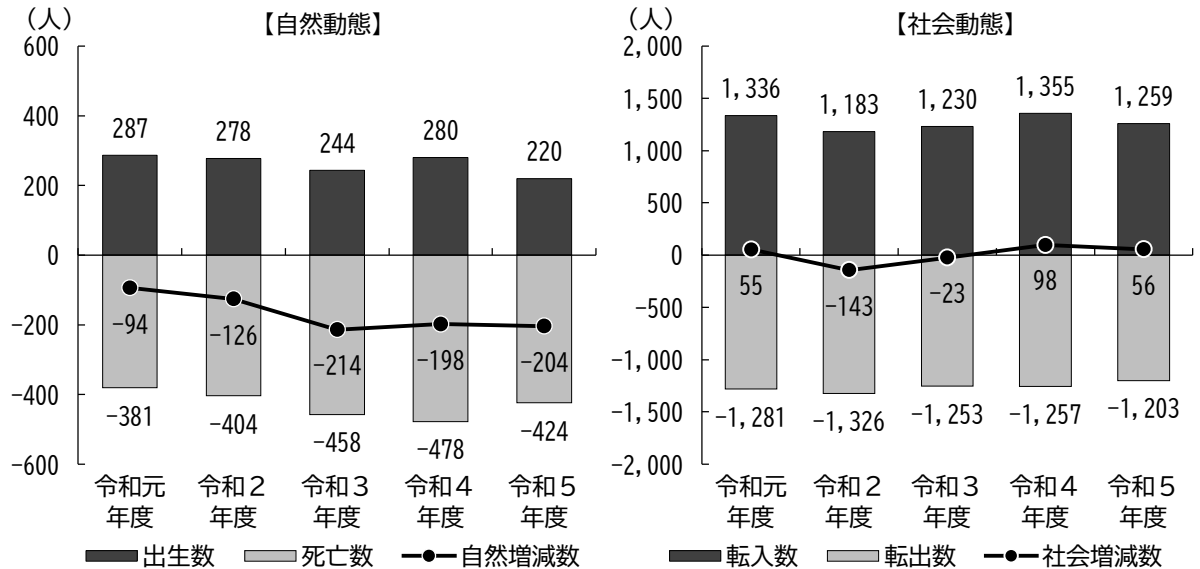


（４）自然動態と社会動態

自然動態（出生数と死亡数の差）は自然減（出生数＜死亡数）が続く、社会動態（転入数と転出数の差）は令和4年度、令和5年度と社会増（転入数＞転出数）となっています。

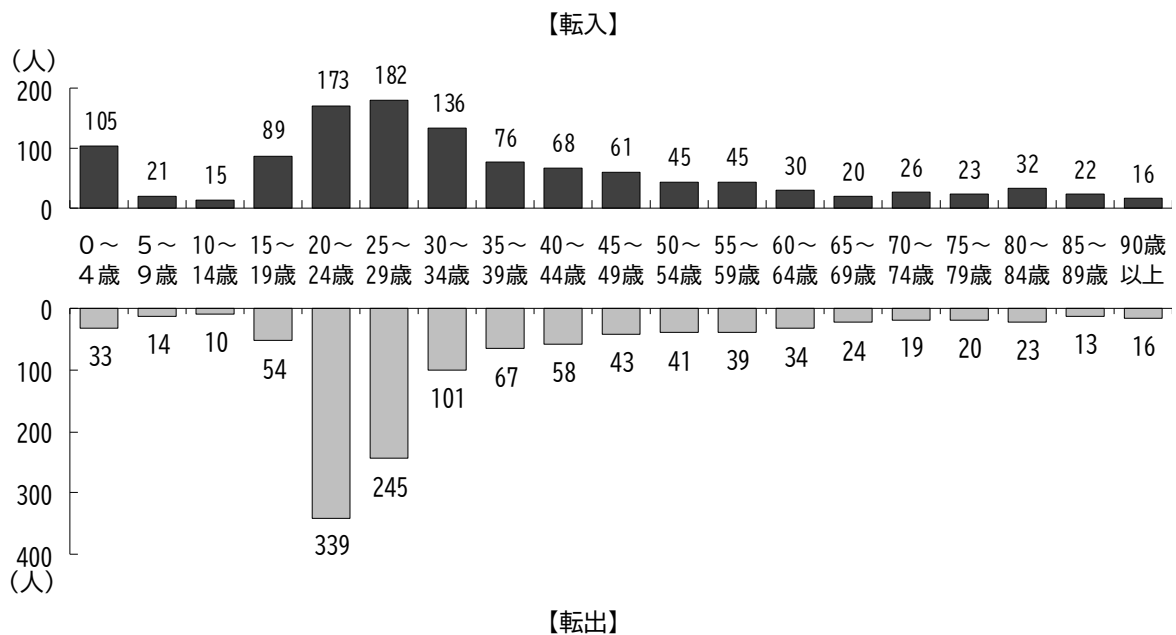
また、5歳階級別の転入と転出をみると、0～4歳、15～19歳及び30～34歳で特に転入が多くなっており、20歳代で転出が多くなっています。

■自然動態と社会動態



資料：住民基本台帳

■転入と転出の比較（5歳階級別）



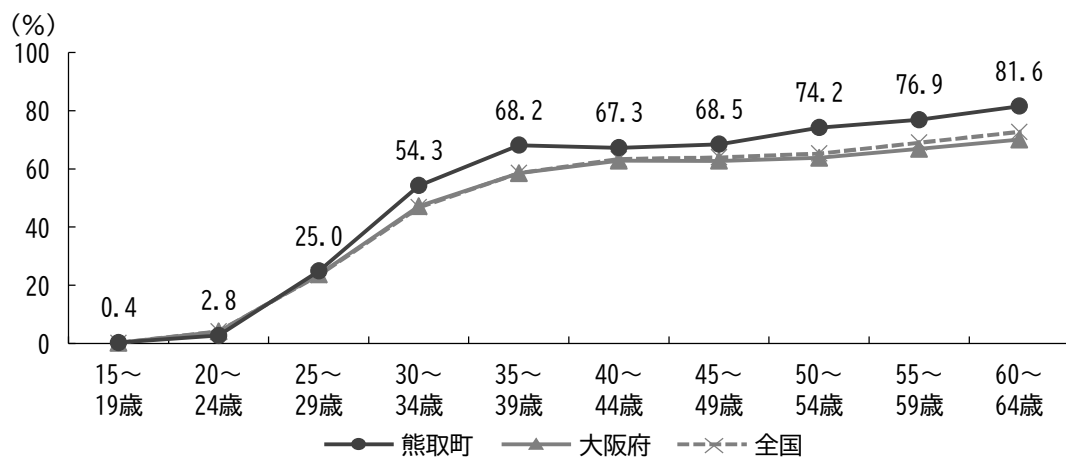
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

2 少子化の状況

(1) 婚姻の状況

有配偶率をみると、男性、女性共に、29歳までは全国及び大阪府平均と同様ですが、30歳以上ではおおむね高くなっています。

■有配偶率（男性）の状況

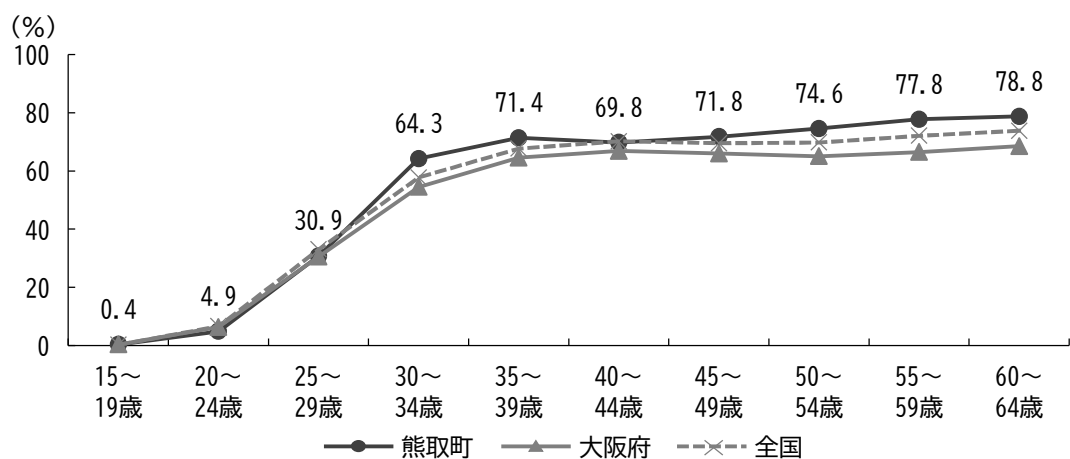


単位：％

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
熊取町	0.4	2.8	25.0	54.3	68.2	67.3	68.5	74.2	76.9	81.6
大阪府	0.2	4.2	23.7	47.2	58.6	62.8	62.8	63.8	66.9	70.1
全国	0.2	4.2	23.5	46.8	58.6	63.4	64.0	65.3	69.0	72.7

資料：国勢調査（令和2年）

■有配偶率（女性）の状況



単位：％

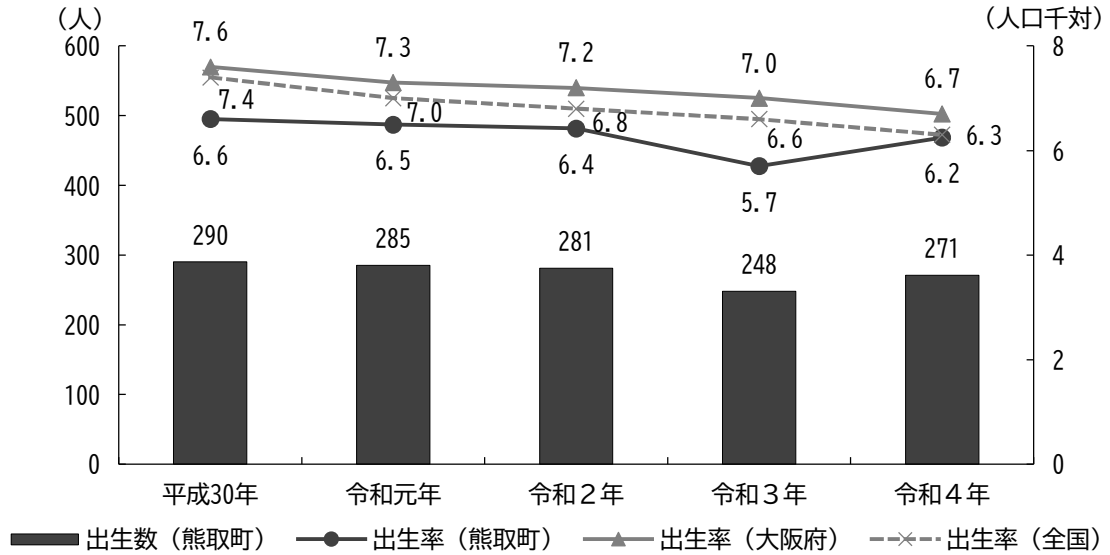
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
熊取町	0.4	4.9	30.9	64.3	71.4	69.8	71.8	74.6	77.8	78.8
大阪府	0.4	6.4	30.6	54.6	64.6	66.9	66.0	65.1	66.5	68.6
全国	0.3	6.7	33.1	57.8	67.7	70.2	69.6	69.8	72.1	73.9

資料：国勢調査（令和2年）

(2) 出生数・出生率の状況

出生数をみると、年による増減はあるものの、おおむね200人台で推移し、出生率（人口千人当たりの出生数）は、全国及び大阪府平均より低くなっています。

■出生数と出生率

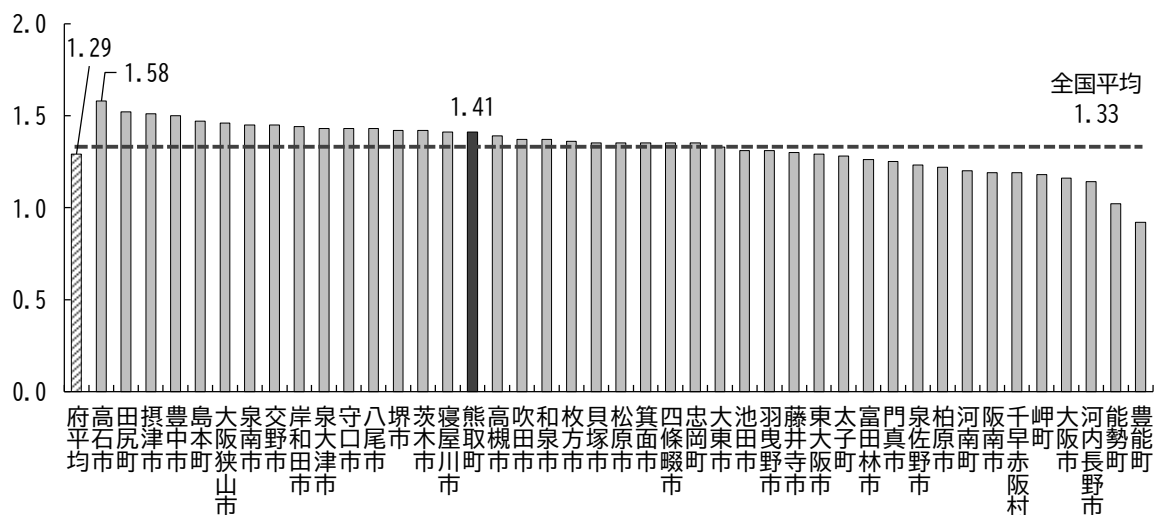


資料：大阪府人口動態調査

(3) 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率（一人の女性が15歳から49歳までに産むこどもの数に相当）は、全国及び大阪府平均共に上回っており、大阪府内市町村では16番目に高くなっています。

■合計特殊出生率（大阪府内市町村比較）



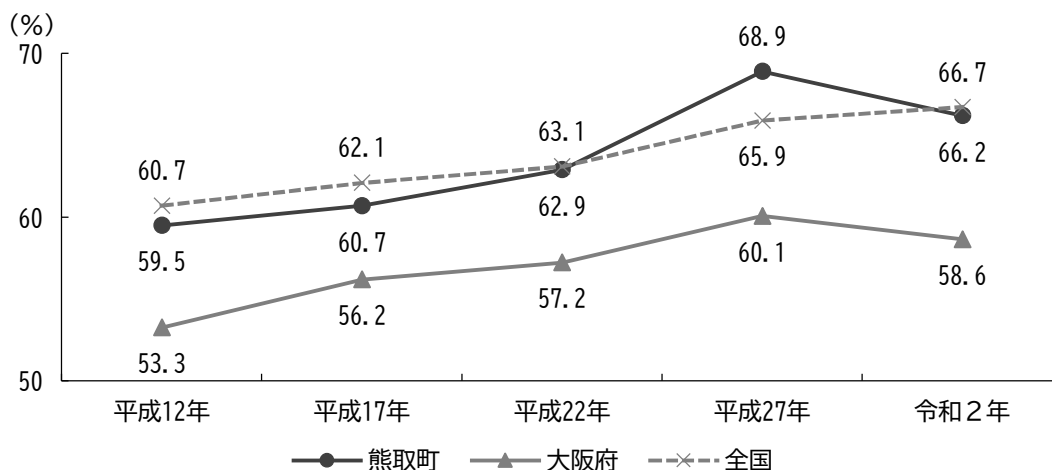
資料：人口動態統計特殊報告（H30～R4の値）

3 女性の就労状況

(1) (25～44 歳) 就業率の推移

年々上昇が続いていた女性の25～44歳の就業率は、令和2年は低下しましたが、全国平均と同程度で推移しています。

■女性の就業率（25～44 歳）の推移

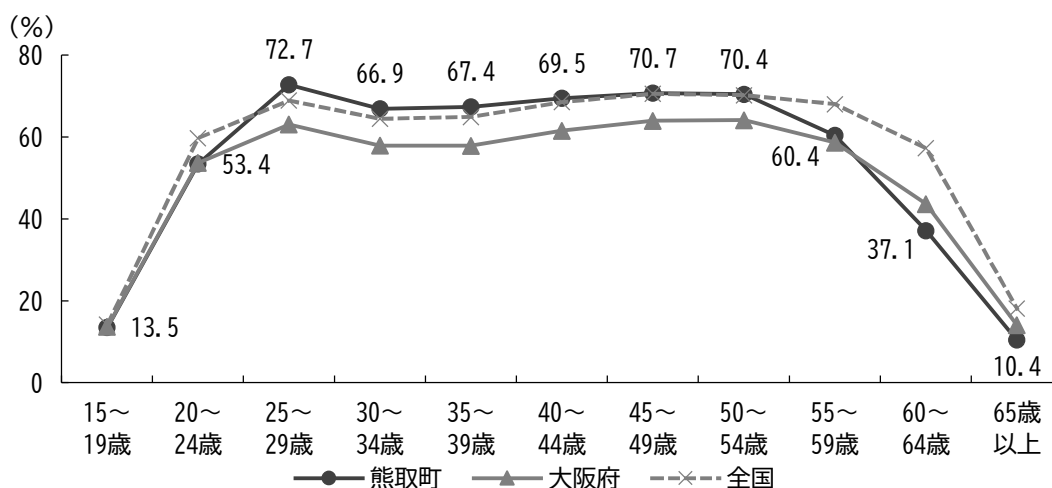


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) (5 歳階級別) 就業率の推移

女性の年齢5歳階級別就業率をみると、30歳代はその前後と比較して低くなっており、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」がみられます。

■女性の年齢5歳階級別就業率



単位：％

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
熊取町	13.5	53.4	72.7	66.9	67.4	69.5	70.7	70.4	60.4	37.1	10.4
大阪府	13.6	53.7	63.0	57.9	57.8	61.5	63.9	64.1	58.6	43.6	14.0
全国	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3	18.1

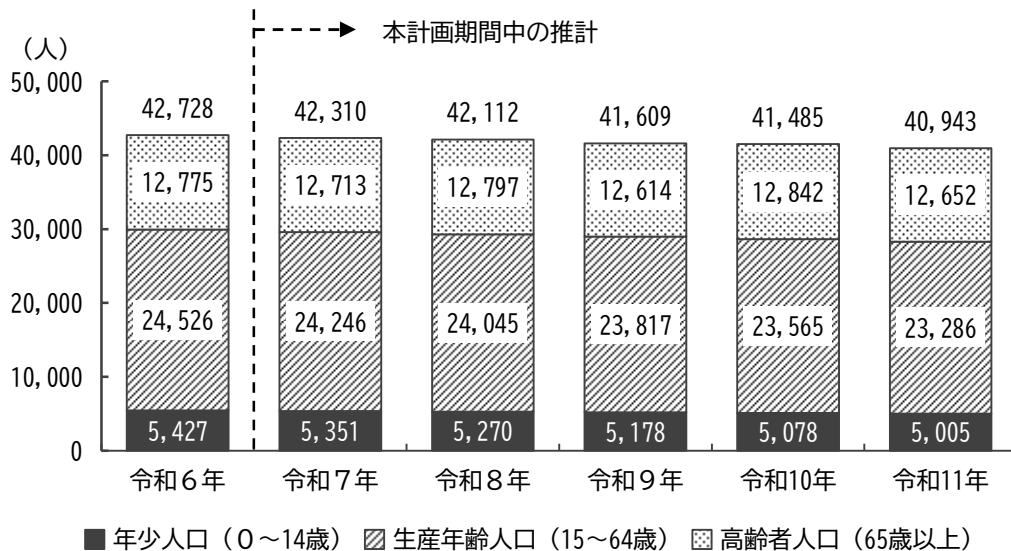
資料：国勢調査（令和2年）

4 人口推計

(1) 人口の推計

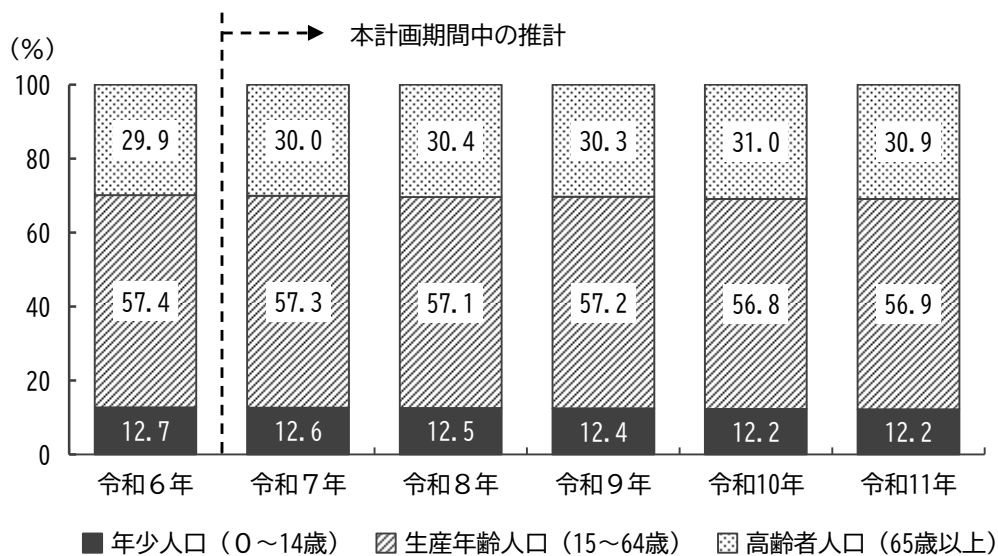
本計画期間中の人口推計をみると、総人口は減少が続くとともに、年少人口、生産年齢人口共に減少が続くものと見込まれます。また、年齢3区分別人口の割合では、年少人口はわずかずつですが低下していくものと見込まれます。

■人口の推移（推計）



資料：住民基本台帳人口（令和2～6年の各年4月1日時点）を基に推計（コーホート変化率法）

■年齢3区分別人口の割合（推計）



資料：住民基本台帳人口（令和2～6年の各年4月1日時点）を基に推計（コーホート変化率法）

(2) 18歳未満の人口推計

本計画期間中の18歳未満の人口推計をみると、いずれも人口減少が続くものと見込まれます。

■18歳未満の人口推計

単位：人

	実績	本計画期間中の推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	215	251	247	242	239	235
1歳	312	280	273	269	264	261
2歳	296	327	295	288	284	279
3歳	322	299	338	305	298	294
4歳	355	334	303	342	309	302
5歳	352	355	339	308	347	314
就学前児童 計	1,852	1,846	1,795	1,754	1,741	1,685
6歳	359	360	361	345	313	352
7歳	405	364	360	361	345	313
8歳	359	408	367	363	364	348
9歳	407	365	409	368	364	365
10歳	374	411	369	413	372	368
11歳	407	377	411	369	413	372
小学生児童 計	2,311	2,285	2,277	2,219	2,171	2,118
12歳	403	411	380	414	372	416
13歳	405	407	411	380	414	372
14歳	456	402	407	411	380	414
中学生 計	1,264	1,220	1,198	1,205	1,166	1,202
15歳	406	457	402	407	411	380
16歳	464	399	454	399	404	408
17歳	450	461	399	454	399	404
15～17歳 計	1,320	1,317	1,255	1,260	1,214	1,192
合計	6,747	6,668	6,525	6,438	6,292	6,197

資料：住民基本台帳人口（令和2～6年の各年4月1日時点）を基に推計（コーホート変化率法）

5 熊取町のこどもと子育てを取り巻く現状

◆人口の推移や構造、自然動態・社会動態による視点

総人口の減少、特に年少人口や生産年齢人口の減少は、今後、様々な産業において必要な人材を確保することが難しくなり、労働力不足になることが想定されます。また、こうした若い世代の減少により、消費や生産活動の低下だけでなく、地域の活力が低下していくことも懸念されます。このため、地域への愛着を深めるとともに、こどもや子育て世帯への切れ目のない支援などにより、子育てのしやすい環境を整備し、本町で生まれ育った人たちが成長しても住み続けられるまちづくりを進め、若い世代が定住しやすい環境づくりを行っていく必要があります。

◆家族構成による視点

総世帯数の増加に対して、こどものいる世帯数の減少が続いており、出生率の低下などによる少子化が進行している状況にあります。これは今後の労働力不足や高齢化社会の進展につながり、社会保障制度の負担増加や地域社会の衰退などへの様々な影響が懸念されます。また、子育て世帯が無理なく子育てができるよう、経済的・社会的支援に取り組むとともに、特に支援が必要な世帯に対しては、今後も引き続き効果的な支援を行っていく必要があります。

◆婚姻や女性の就労状況からの視点

本町の子育て世代（25～44歳）の有配偶率をみると、男性・女性共に29歳以下は全国及び大阪府と同程度、30歳以上は全国や大阪府をおおむね上回っており、特に30～34歳以降の男性は全国や大阪府を大きく上回っていることから、子育て世代の結婚している割合は、全国の中でも低くはないことがうかがえます。また、本町の25～44歳女性の就業率は、令和2年は平成27年よりも低下し66.2%となったものの、大阪府を上回り、全国と同程度で推移していることから、結婚や出産の後も就業している共働き世帯が多いものと推定されます。このため、こうした共働き世帯においても仕事と家庭を両立できるよう、多様な保育ニーズに応じた受入体制の整備を進めていく必要があります。

◆人口推計からの視点

町全体として、人口減少・少子高齢化の傾向は続くものと見込まれており、18歳未満の人口についても令和6年と本計画終了期間の令和11年を比較すると、8%以上の減少が見込まれています。

こどもや子育て世帯がまちづくりや支援にどのようなことを必要としているのかを把握し、こどもを生み育てやすい環境づくりにより一層取り組んでいくことが求められます。

第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況

1 幼児教育・保育サービスの状況

■保育所・認定こども園・幼稚園一覧（令和6年4月1日時点）

区分	名称	定員		対象年齢	施設開所時間		病児保育	一時預かり	休日保育
認可 保育 所	中央保育所	教育認定	—	生後 57 日 ～5 歳児	開所時間	月～土曜 7:00～19:00	体調不良児 対応型	—	—
		保育認定	120 人		通常保育 延長保育	7:00～18:00 18:00～19:00			
		計	120 人						
	東保育所	教育認定	—	生後 57 日 ～5 歳児	開所時間	月～土曜 7:00～19:00	体調不良児 対応型	—	—
		保育認定	180 人		通常保育 延長保育	7:00～18:00 18:00～19:00			
		計	180 人						
	北保育所	教育認定	—	生後 57 日 ～5 歳児	開所時間	月～土曜 7:00～19:00	体調不良児 対応型	—	—
		保育認定	108 人		通常保育 延長保育	7:00～18:00 18:00～19:00			
		計	108 人						
	アトム共同 保育園	教育認定	—	生後 57 日 ～5 歳児	開所時間	月～土曜 7:00～22:00	体調不良児 対応型	あり	あり
		保育認定	160 人		通常保育 延長保育	7:00～18:00 18:00～22:00			
		計	160 人						
つばさ共同 保育園	教育認定	—	生後 57 日 ～5 歳児	開所時間	月～土曜 7:00～20:00	体調不良児 対応型	あり	—	
	保育認定	90 人		通常保育 延長保育	7:00～18:00 18:00～20:00				
	計	90 人							
すみれ保育園	教育認定	—	生後 57 日 ～5 歳児	開所時間	月～土曜 7:00～22:00	体調不良児 対応型	あり	あり	
	保育認定	90 人		通常保育 延長保育	7:00～18:00 18:00～22:00				
	計	90 人							
西保育園	教育認定	—	生後 57 日 ～5 歳児	開所時間	月～土曜 7:00～20:00	体調不良児 対応型	あり	—	
	保育認定	150 人		通常保育 延長保育	7:00～18:00 18:00～20:00				
	計	150 人							
認定 こども 園	さくら こども園	教育認定	15 人	生後 57 日 ～5 歳児	開所時間	月～土曜 7:00～20:00	体調不良児 対応型	あり	—
		保育認定	135 人		通常保育 延長保育	7:00～18:00 18:00～20:00			
		計	150 人						
	フレンド 幼稚園	教育認定	180 人	生後 180 日 ～5 歳児	開所時間	月～土曜 7:30～19:00	体調不良児 対応型	あり (在園児 のみ)	—
		保育認定	284 人		通常保育 延長保育	7:30～18:30 18:30～19:00			
		計	464 人						
幼 稚 園	熊取みどり 幼稚園	教育認定	180 人	満 3 歳 ～5 歳児	開所時間	月・火・木・金曜 7:00～18:00	—	あり (在園児 のみ)	—
		保育認定	—		預かり保育	7:00～10:00			
					通常保育	10:00～14:00			
					預かり保育	14:00～18:00			
		計	180 人		開所時間	水曜 7:00～18:00			
					預かり保育	7:00～10:00			
					通常保育	10:00～11:00			
預かり保育	11:00～18:00								

認可保育所・認定こども園の通常保育・延長保育の時間は、保育必要量が標準時間認定の場合のものを記載しています。保育必要量が短時間認定の場合は、通常保育の時間は 8:30～16:30 となり、それに伴って延長保育の時間は園の開所時刻～8:30 と 16:30～園の閉所時刻となります。

※保育提供区域は町全体を 1 区域とする。

■保育所・認定こども園（各年度4月1日時点）・幼稚園（各年度5月1日時点）の利用状況

単位：人

名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央保育所	140	144	154	141	136
東保育所	149	133	123	110	111
北保育所	120	116	107	100	93
西保育所	131	128	R4.4.1から民営化に伴い、西保育園に名称変更		
西保育園	—	—	132	120	128
アトム共同保育園	146	142	141	139	141
つばさ共同保育園	112	89	95	87	90
すみれ保育園	94	108	101	105	107
さくらこども園	133	129	136	122	129
フレンド幼稚園	328	330	344	348	355
熊取みどり幼稚園	165	152	142	133	124
合計	1,518	1,471	1,475	1,405	1,414

※本町在住児童のみ計上。



2 地域子ども・子育て支援事業などの状況

■地域子ども・子育て支援事業の利用状況

事業名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込量)
利用者支援事業（母子保健型）	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	延利用者数	2,565	2,983	3,896	4,926	4,900
妊婦健康診査	健診回数	3,453	3,034	3,403	2,544	2,500
乳児家庭全戸訪問事業	人	225	212	261	231	230
養育支援訪問事業	人	125	99	139	79	110
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	延利用者数	0	8	0	7	7
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	延利用者数	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児対象)	延利用者数	321	283	116	116	115
一時預かり事業 (幼稚園における在園児対象)	延利用者数	5,993	5,633	5,135	4,999	4,200
一時預かり事業 (「幼稚園における在園児対象」以外)	延利用者数	7,291	29,098	29,309	21,750	24,849
延長保育事業	人	395	646	555	620	622
病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型)	延利用者数	1,048	1,989	1,889	3,135	3,219
放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	人	587	591	598	644	663

■町の特色ある子育て支援の取組

事業名	内容
ホームスタート事業	熊取町から委託を受けたNPO法人に所属するボランティアが、就学前の乳幼児のいる家庭や妊産婦の方を訪問し、支援を「届ける」ことで孤立を予防し、虐待など深刻な問題の発生を未然に防ぐとともに、地域へ一歩踏み出すきっかけづくりを行います。
初めての赤ちゃんプログラム	初めて赤ちゃんを育てている母親と赤ちゃん（開催時に2～5か月のこども対象）に、仲間づくりや子育てに関する学習の機会を提供します。
助産師による、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	熊取町から委託を受けた助産師が、出生届を提出された生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問します。
ファミリー・サポート・センターの利用料減免	子育てを手伝ってほしい人（利用者）と子育ての手助けができる人が会員となっており、会員同士が子育ての援助を行うシステムで、利用者のうち生活保護世帯、住民税非課税世帯については、利用料の減免を実施しています。
産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠中または産後1歳未満で体調不良等のため、支援が必要な家庭にヘルパーを派遣します。
助産師による8か月児訪問	町の助産師が産後8か月頃の乳児のいる家庭を訪問します。

3 小学生児童への支援サービスの状況

■学童保育所の設置状況（令和6年4月1日時点）

単位：人

名称	クラブ名	受入可能人数	校区別受入可能 人数合計
中央学童保育所	にこにこ	50	150
	げんき	55	
	なかよし	45	
東学童保育所	スター	47	112 (124)
	くれよん	65	
	(大宮ルーム)	(12)	
西学童保育所	ともだち	50	198
	なないろ	45	
	みらくる	39	
	サニー	32	
	ナイス	32	
南学童保育所	たけのこ	52	90
	ともかぜ	38	
北学童保育所	だるま	47	179
	あおぞら	47	
	ペンギン	42	
	しいのき	43	
合計			729 (741)

※（ ）内の人数は、東学童保育所の分室「大宮ルーム」を含めた人数。

■学童保育所の利用状況（各年度5月1日時点）

単位：人

名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央学童保育所	110	114	117	131	150
東学童保育所	104	89	89	112	113
西学童保育所	151	175	184	190	197
南学童保育所	78	78	70	67	65
北学童保育所	144	135	138	144	138
合計	587	591	598	644	663

■放課後子ども教室（元気広場）の利用状況

単位：人

名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央小学校（わんぱく広場）	172	89	251	226
西小学校（わいわい広場）	136	96	165	161
北小学校（のほほん広場）	0	146	471	446
南小学校・東小学校（わくわく広場）	57	84	192	341
小計	365	415	1,079	1,174
こども自習室（煉瓦館、夏休み・冬休み）	0	0	41	193
合計	365	415	1,120	1,367

※令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルスの影響による中止含む

4 小・中学校の状況

■小学校の状況（各年度5月1日時点）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年	343	369	335	375	326
2年	373	339	367	334	372
3年	375	370	341	368	330
4年	373	379	368	338	371
5年	420	371	377	372	336
6年	381	424	371	376	371
支援学級児童数	119	134	150	155	162
合計	2,384	2,386	2,309	2,318	2,268

■中学校の状況（各年度5月1日時点）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年	411	360	395	341	340
2年	405	411	357	397	342
3年	420	408	410	356	397
支援学級生徒数	43	39	41	42	44
合計	1,279	1,218	1,203	1,136	1,123

5 相談事業の状況

■相談事業の状況

単位：件

相談種別			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
健康相談	すくすく		117	100	138	184
子どもの 育ち相談	子育て・健康		3,061	2,167	2,859	3,697
	総合相談	子ども・家庭	4,976	5,700	6,469	8,520
	専門相談	経過観察健診	49	55	57	50
		発達（おやこ）	616	566	643	655
		ことば	47	47	46	50
		運動機能	41	25	56	56
		こころ	289	263	243	298

（参考）

単位：％

乳幼児健診における発達面フォロー率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳7か月児健診	46.1	43.0	44.1	53.3
3歳6か月児健診	33.6	34.8	37.3	36.3

6 経済的支援の状況

■各種手当及び助成の状況

経済的支援		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 9月末
各種手当 受給者数	児童手当	人	3,147	3,065	2,927	2,826	2,687
	児童扶養手当※ ¹	人	325	346	317	319	326
	特別児童扶養手当※ ¹	人	103	106	106	105	113
	遺児福祉年金	人	69	53	56	44	48
	就学経費等助成金	人	56	70	81	69	65
	就学援助	人	880	828	781	722	689
	特別支援教育 就学奨励費	人	46	46	41	49	62
	生活保護※ ²	世帯	32	30	22	17	18
医療費 延助成件数	子ども医療費	件	54,780	64,341	76,190	93,860	44,316
	ひとり親家庭医療費	件	9,718	10,917	10,995	11,679	5,091

※¹ 認定は大阪府。全部停止者を除いた保護者数。

※² 認定は大阪府。こどものいる世帯数。



第4章 ニーズ調査等の結果と第2期計画の評価・課題

1 調査概要

こども・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望、小学生・中学生の学校や家での生活の様子、若者の意見などを把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてニーズ調査等を実施しました。

■ニーズ調査等の概要

調査の種類	ニーズ調査		アンケート調査	
調査対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者	小学校5年生	中学校2年生
調査期間	令和6年2月19日～令和6年3月12日			
調査方法	WEB回答			
配布数 ()内は 調査の対象者数※	1,000票	1,000票	406票 (410人)	439票 (458人)
回収数	461票	408票	403票	361票
回収率	46.1%	40.8%	99.3%	82.2%
有効回答数	388票	350票	378票	343票

※小学校5年生及び中学校2年生を対象とした調査では、町立以外の学校に在籍している児童・生徒は、保護者の同意が得られた方に配布しました。

調査の種類	若者調査
調査対象	16歳から39歳の若者
調査期間	令和6年6月28日～令和6年7月16日
調査方法	WEB回答
配布数	3,000票
回収数	681票
回収率	22.7%
有効回答数	649票



ニーズ調査等報告書全文
をご覧になりたい方は、こ
ちらを参照ください。

※各グラフの「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

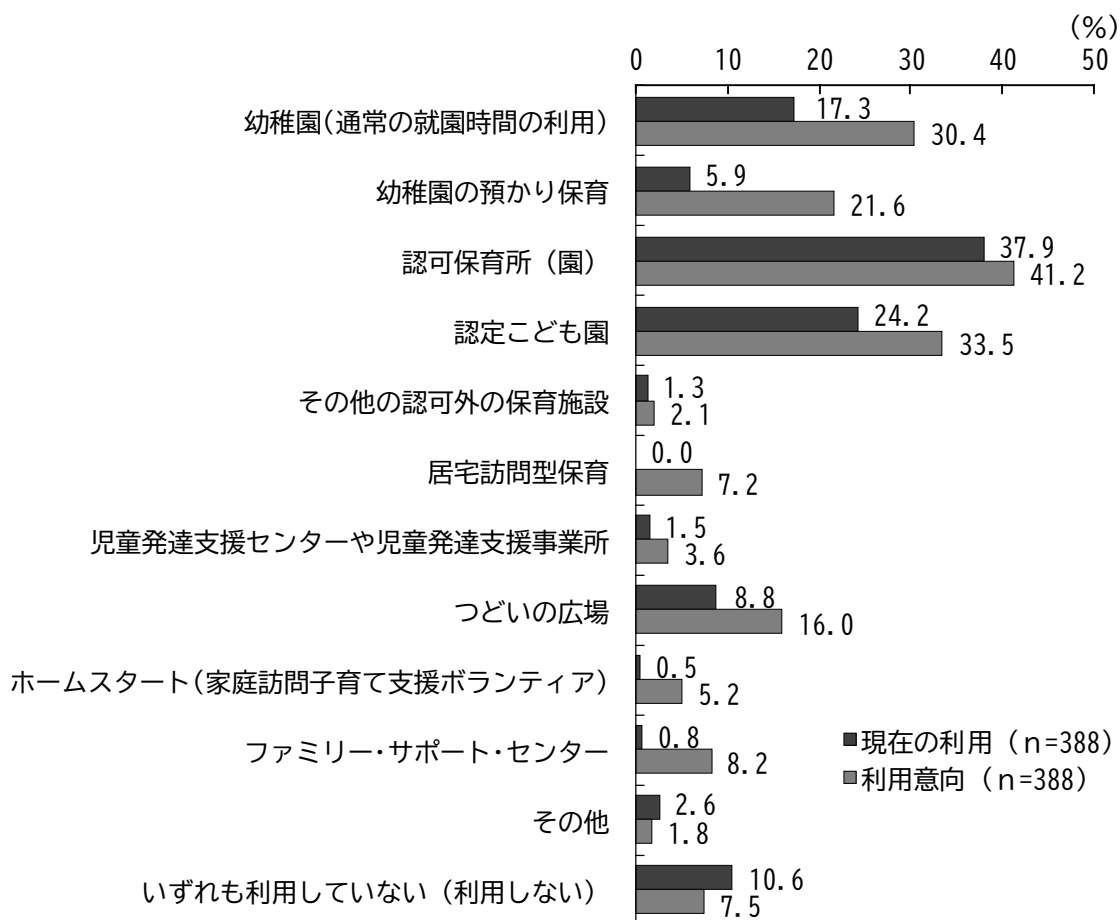
2 ニーズ調査結果概要（就学前児童及び小学生の保護者）

（1）施設等の現在の利用及び今後の利用意向

利用している施設やサービスは、「認可保育所（園）」が37.9%と最も高く、次いで「認定こども園」が24.2%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が17.3%となっています。

平日「定期的」に利用したいと考える施設やサービスは、「認可保育所（園）」が41.2%と最も高く、次いで「認定こども園」が33.5%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が30.4%となっています。

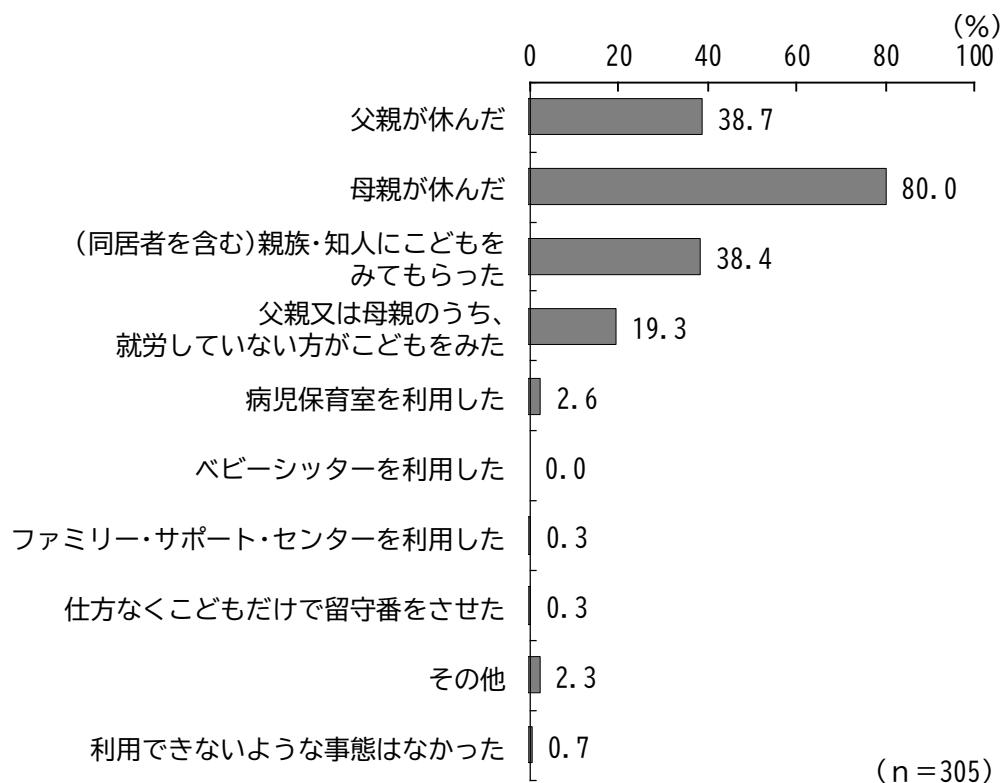
■施設等の現在の利用及び今後の利用意向【就学前児童の保護者】（複数回答）



(2) こどもが病気やけがをした際の対処方法

こどもが病気やけがで通常の幼稚園、保育所や認定こども園等を利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法は、「母親が休んだ」が80.0%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が38.7%、「(同居者を含む)親族・知人にこどもをみてもらった」が38.4%となっています。

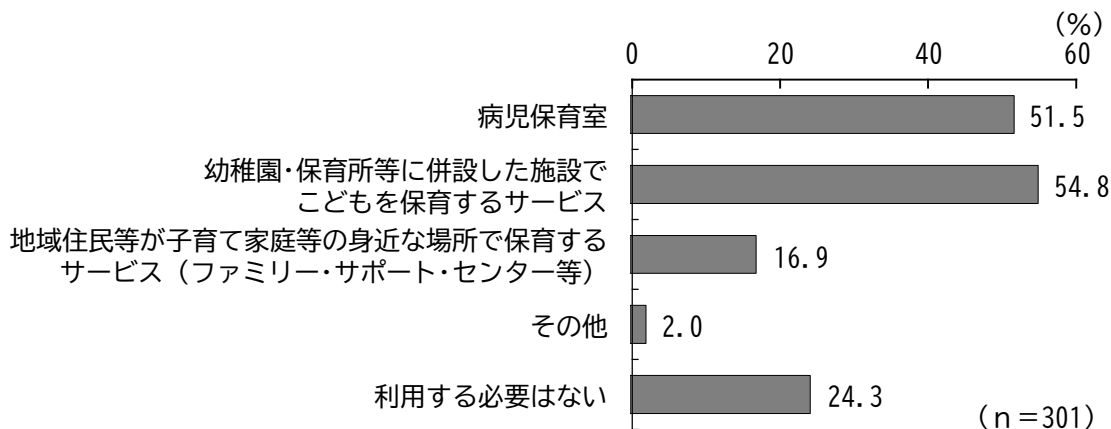
■こどもが病気やけがをした際の対処方法【就学前児童の保護者】(複数回答)



(3) こどもが病気やけがをした際のサービスの利用意向

こどもが病気やけがをした際のサービスの利用意向は、「幼稚園・保育所等に併設した施設でこどもを保育するサービス」が54.8%と最も高く、次いで「病児保育室」が51.5%となっており、「利用する必要はない」は24.3%となっています。

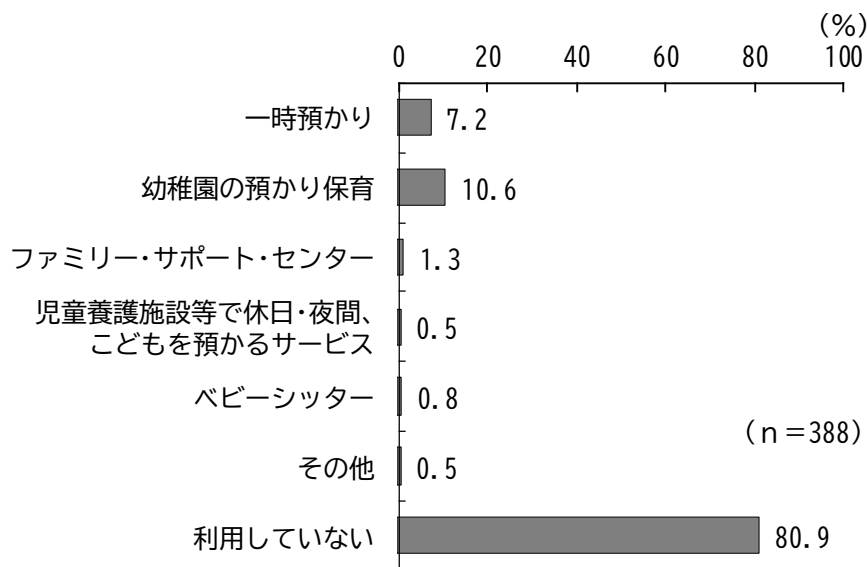
■こどもが病気やけがをした際のサービスの利用意向【就学前児童の保護者】（複数回答）



(4) 「不定期」に利用しているサービスの有無

「不定期」に利用しているサービスは、「幼稚園の預かり保育」が10.6%と最も高く、次いで「一時預かり」が7.2%となっており、「利用していない」は80.9%となっています。

■「不定期」に利用しているサービスの有無【就学前児童の保護者】（複数回答）



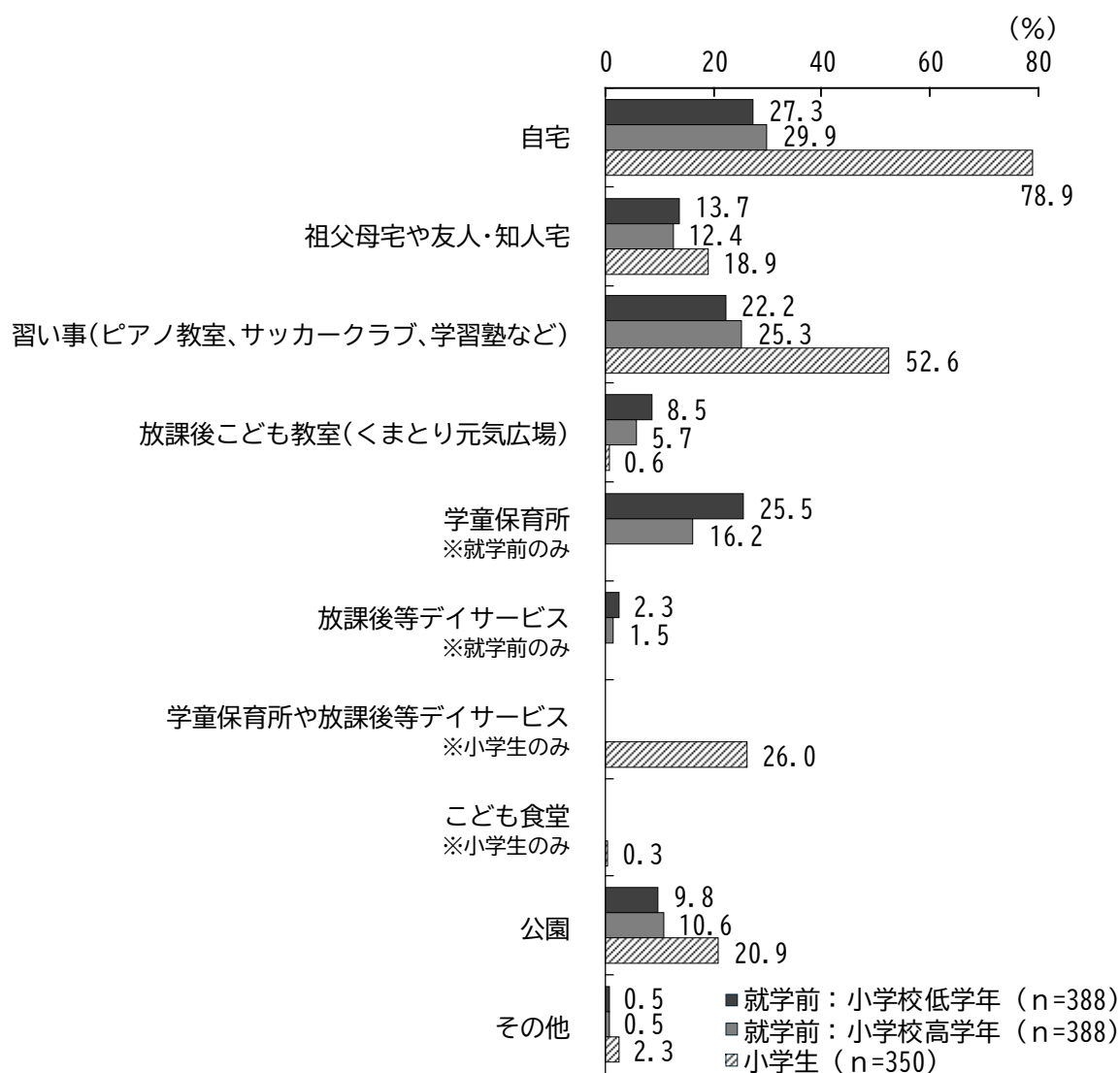
(5) 放課後の居場所

就学前児童の保護者が、小学校就学後に放課後の時間を過ごさせたい場所として、小学校低学年（1～3年生）の間は「自宅」が27.3%と最も高く、次いで「学童保育所」が25.5%、「習い事」が22.2%となっています。また、小学校高学年（4～6年生）になると「自宅」が29.9%と最も高く、次いで「習い事」が25.3%、「学童保育所」が16.2%となっています。

小学生の保護者に尋ねた、放課後の時間を過ごしている場所は、「自宅」が78.9%と最も高く、次いで「習い事」が52.6%、「学童保育所や放課後等デイサービス」が26.0%となっています。

■放課後過ごさせたい場所【就学前児童の保護者】（複数回答）

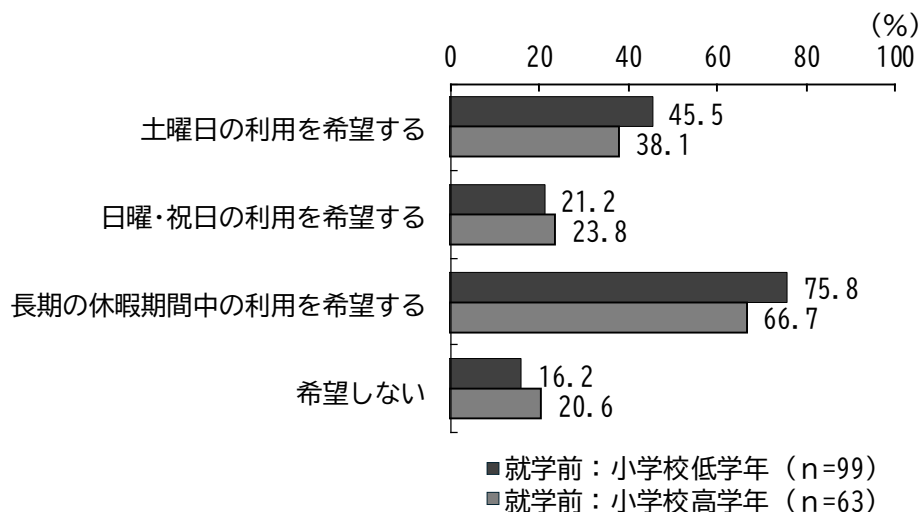
放課後過ごしている場所【小学生児童の保護者】（複数回答）



（6）休日における学童保育所の利用希望

放課後の時間を過ごさせたい場所として「学童保育所」を選んだ就学前児童の保護者に尋ねたところ、休日における学童保育所の利用希望に関して、小学校低学年の間は「長期の休暇期間中」が75.8%と最も高く、次いで「土曜日」が45.5%、「日曜・祝日」が21.2%となっています。また、小学校高学年になると「長期の休暇期間中」が66.7%と最も高く、次いで「土曜日」が38.1%、「日曜・祝日」が23.8%となっています。

■休日における学童保育所の利用希望【就学前児童の保護者】（複数回答）



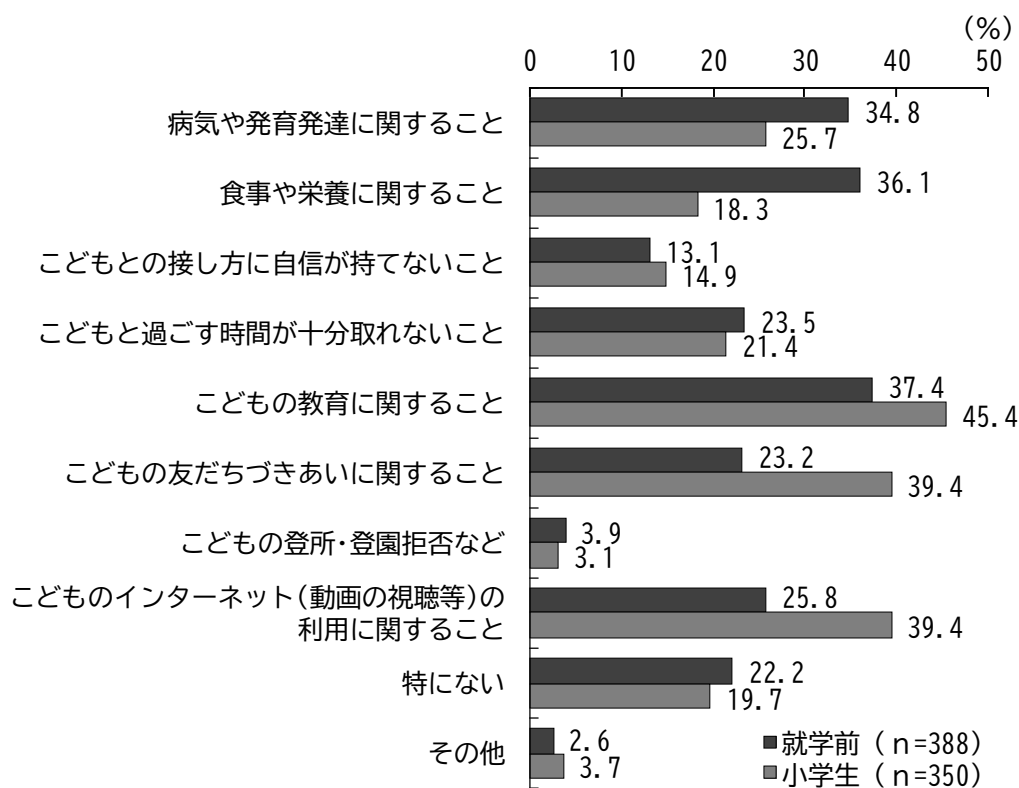
(7) 子育てに関して日常悩んでいること・気になること

【こどもに関すること】

就学前児童の子育てに関して、日常悩んでいること、気になることは、「こどもの教育に関すること」が37.4%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が36.1%、「病気や発育発達に関すること」が34.8%となっており、「特にない」は22.2%となっています。

小学生の子育てに関して、日常悩んでいること、気になることは、「こどもの教育に関すること」が45.4%と最も高く、「こどもの友だちづきあいに関すること」、「こどものインターネット（動画の視聴等）の利用に関すること」がそれぞれ39.4%となっており、「特にない」は19.7%となっています。

■子育てに関して日常悩んでいること・気になること【就学前・小学生児童の保護者：こどもに関すること】（複数回答）

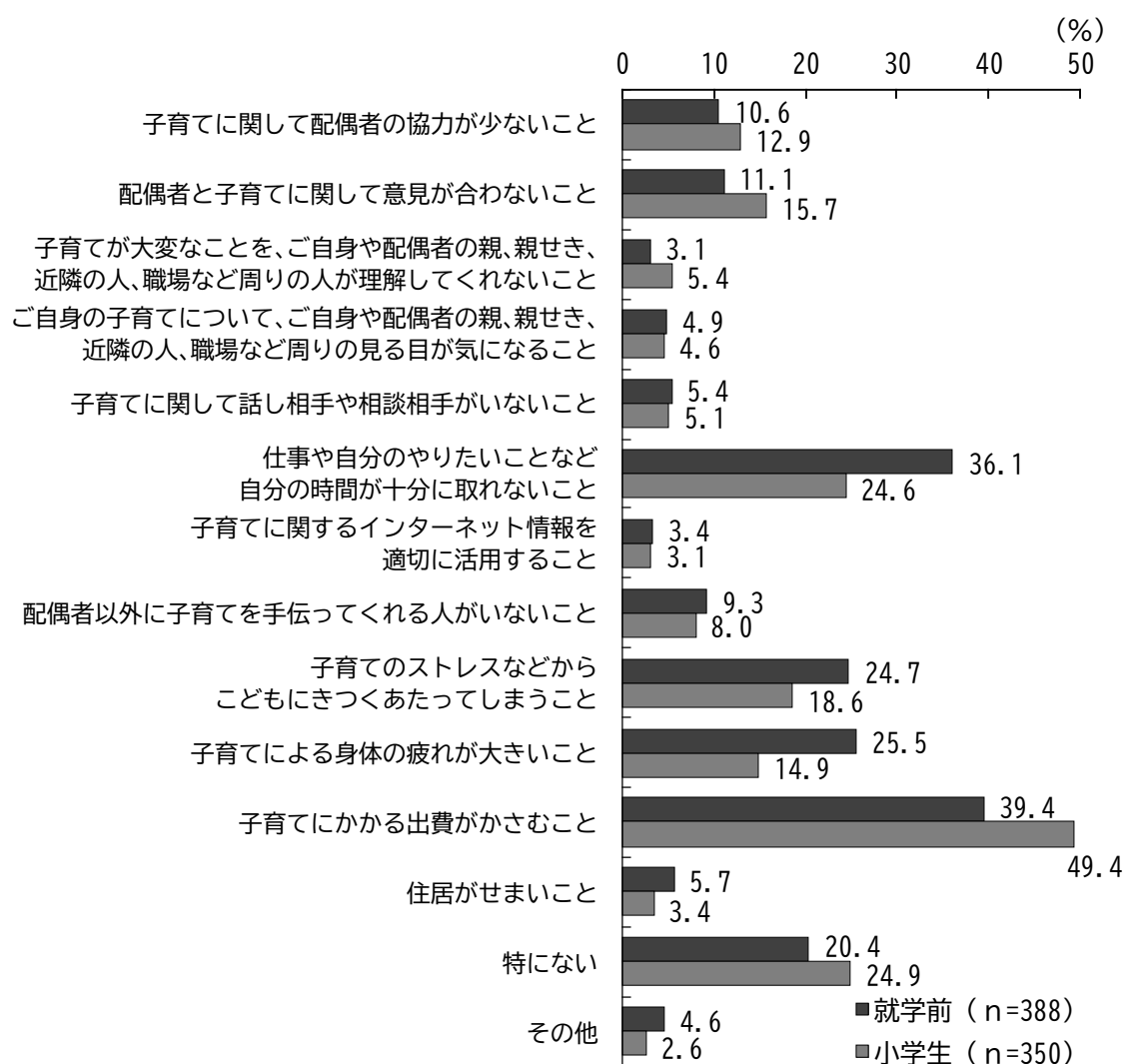


【保護者自身に関すること】

就学前児童の子育てに関して、日常悩んでいること、気になることは、「子育てにかかる出費がかさむこと」が39.4%と最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分に取れないこと」が36.1%、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が25.5%、「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまうこと」が24.7%となっており、「特にない」は20.4%となっています。

小学生の子育てに関して、日常悩んでいること、気になることは、「子育てにかかる出費がかさむこと」が49.4%と最も高く、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分に取れないこと」が24.6%、「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまうこと」が18.6%となっており、「特にない」は24.9%となっています。

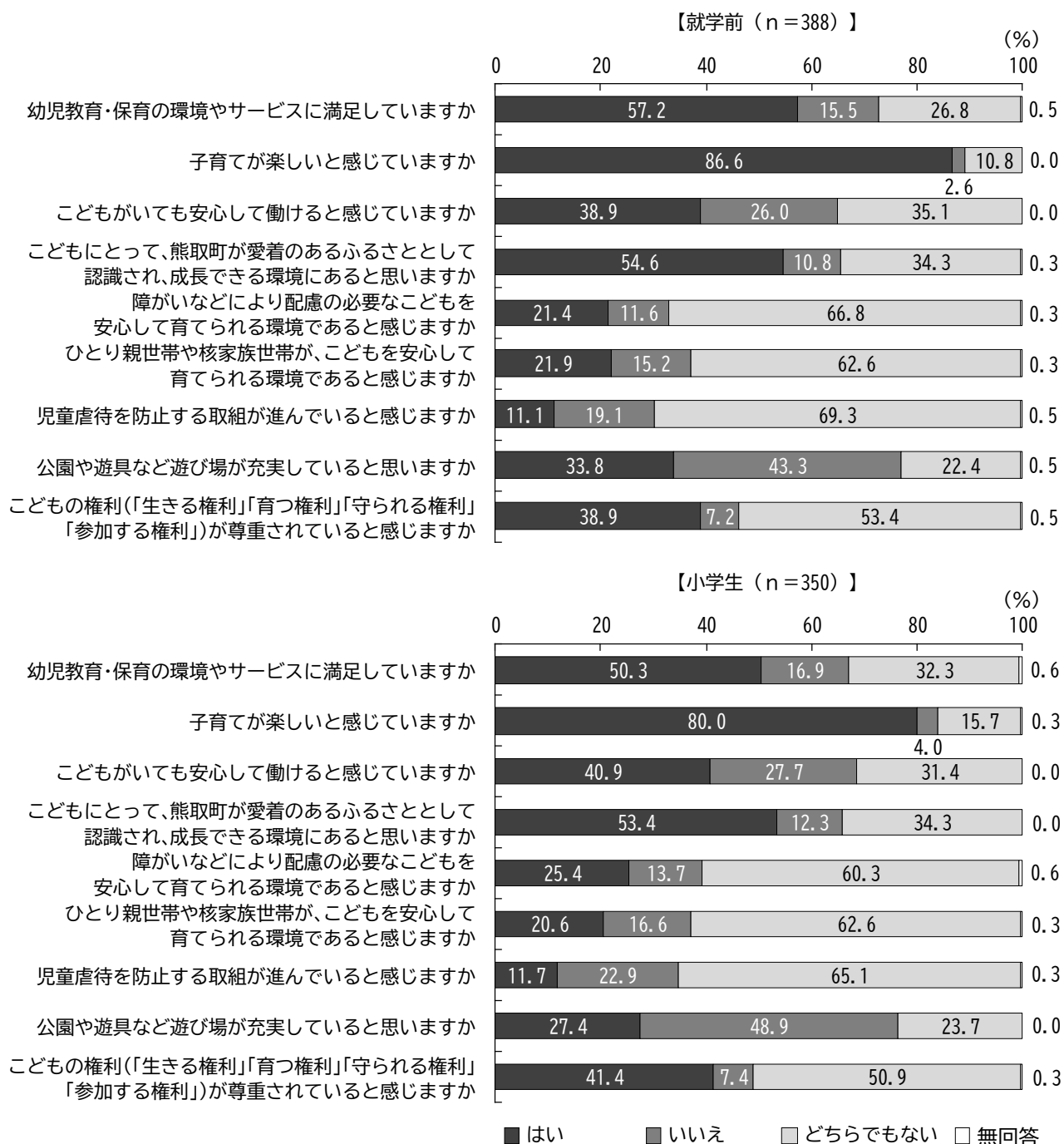
■子育てに関して日常悩んでいること・気になること【就学前・小学生児童の保護者：保護者自身に関すること】（複数回答）



(8) 熊取町での子育てで感じること

熊取町での子育てで感じることについて、就学前・小学生の保護者いずれも、「子育てが楽しいと感じていますか」は80%以上、「幼児教育・保育の環境やサービスに満足していますか」や「こどもにとって、熊取町が愛着のあるふるさととして認識され、成長できる環境にあると思いますか」は50%以上が「はい」と答えている一方で、「公園や遊具など遊び場が充実していると思いますか」は40%以上、「こどもがいても安心して働けると感じていますか」は25%以上が「いいえ」と答えています。

■熊取町での子育てで感じること【就学前・小学生児童の保護者】（単数回答）



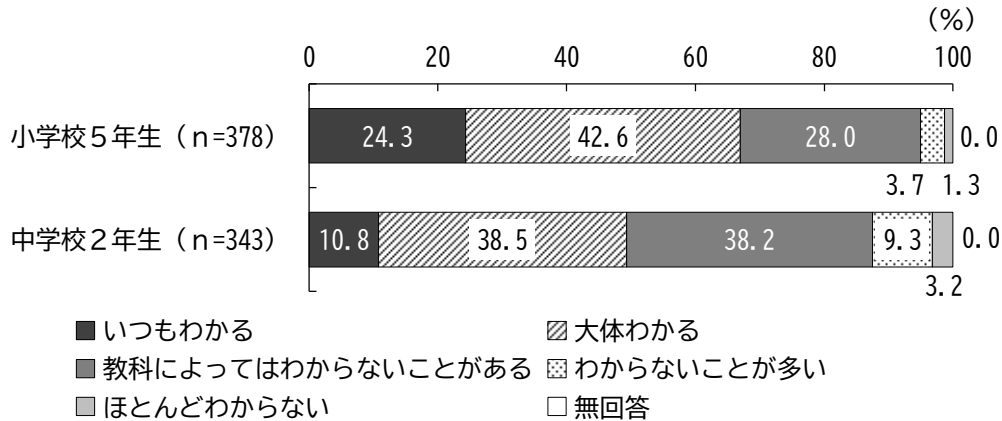
3 アンケート調査結果概要（小学校5年生、中学校2年生）

（1）学校の授業の理解度

学校の授業の理解度について、小学校5年生は、「大体わかる」が42.6%と最も高く、次いで「教科によってはわからないことがある」が28.0%、「いつもわかる」が24.3%となっています。

中学校2年生は、「大体わかる」が38.5%と最も高く、次いで「教科によってはわからないことがある」が38.2%、「いつもわかる」が10.8%となっています。

■学校の授業の理解度【小学校5年生、中学校2年生】（単数回答）

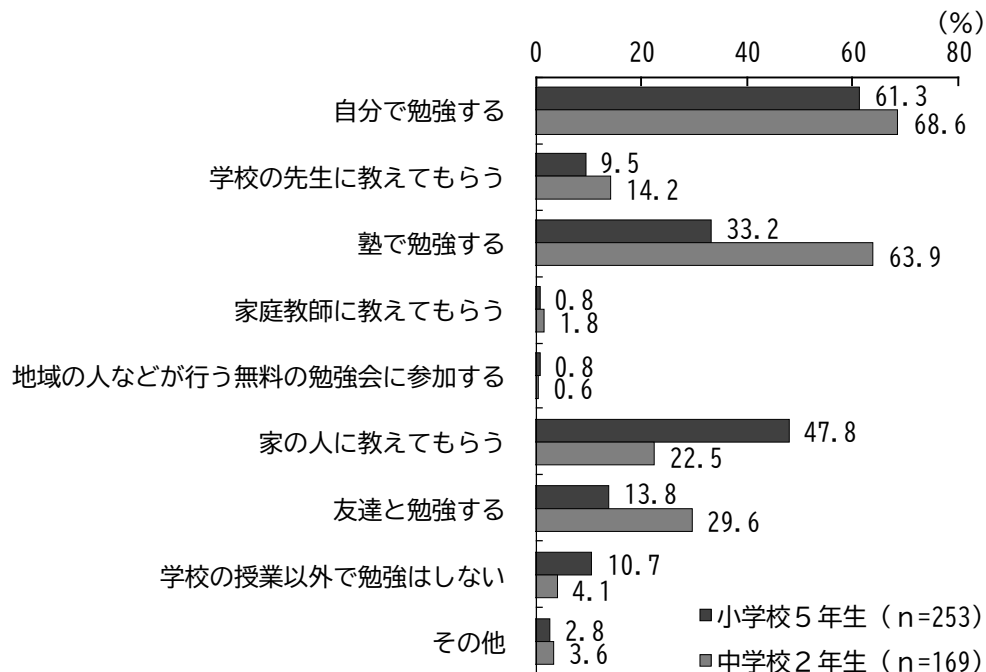


（2）授業以外での勉強方法

ふだんの学校の授業以外での勉強方法について、小学校5年生は、「自分で勉強する」が61.3%と最も高く、次いで「家の人に教えてもらう」が47.8%、「塾で勉強する」が33.2%となっています。

中学校2年生は、「自分で勉強する」が68.6%と最も高く、次いで「塾で勉強する」が63.9%、「友達と勉強する」が29.6%となっています。

■授業以外での勉強方法【小学校5年生、中学校2年生】（複数回答）



（３）放課後過ごす場所

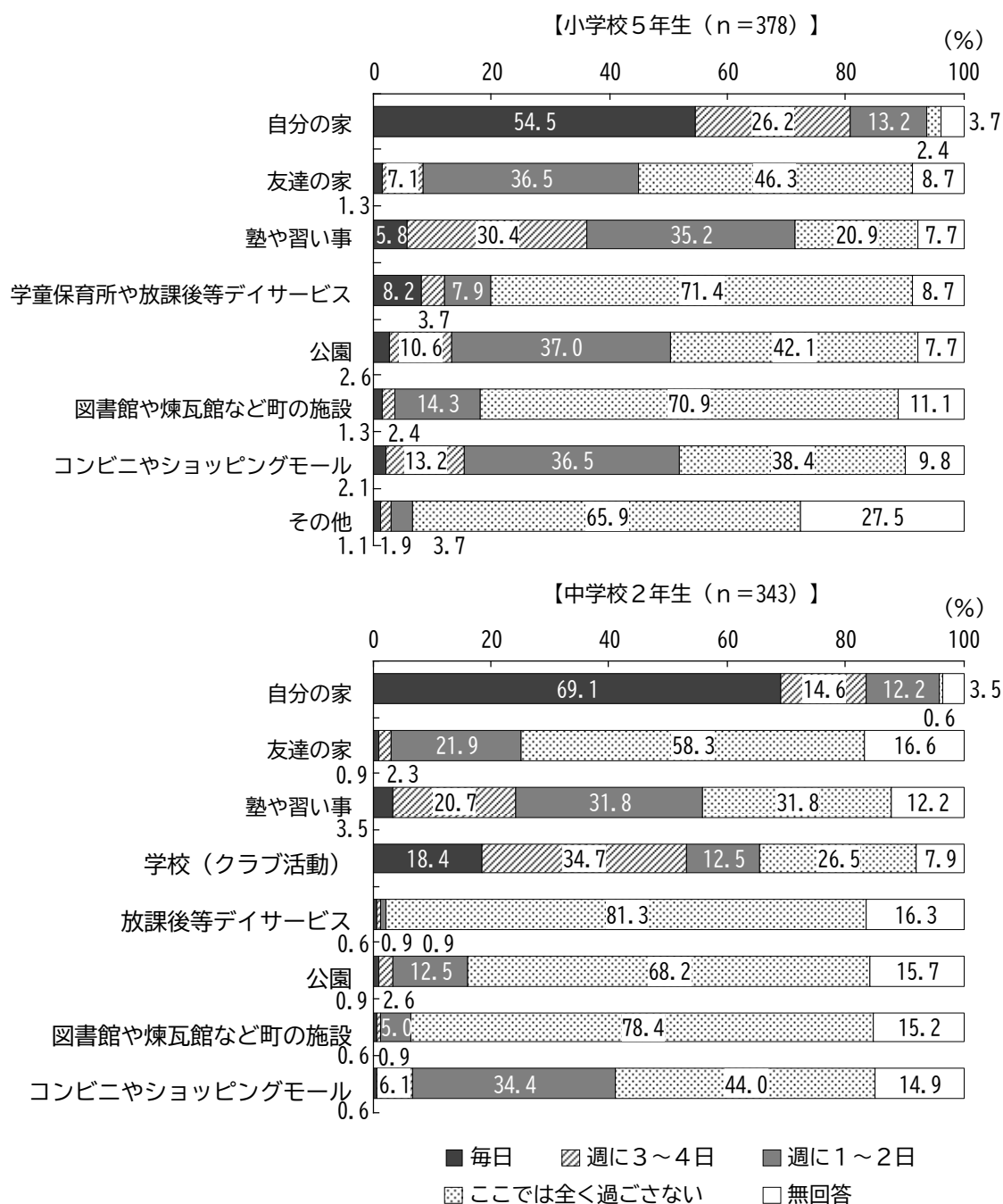
平日の放課後に過ごす場所について、小学校5年生は、「毎日」過ごす場所としては、「自分の家」が54.5%と最も高く、次いで「学童保育所や放課後等デイサービス」が8.2%、「塾や習い事」が5.8%となっています。

「ここでは全く過ごさない」場所としては、「学童保育所や放課後等デイサービス」が71.4%と最も高く、次いで「図書館や煉瓦館など町の施設」が70.9%となっています。

また、中学校2年生は、「毎日」過ごす場所としては、「自分の家」が69.1%と最も高く、次いで「学校（クラブ活動）」が18.4%、「塾や習い事」が3.5%となっています。

「ここでは全く過ごさない」場所としては、「放課後等デイサービス」が81.3%と最も高く、次いで「図書館や煉瓦館など町の施設」が78.4%、「公園」が68.2%となっています。

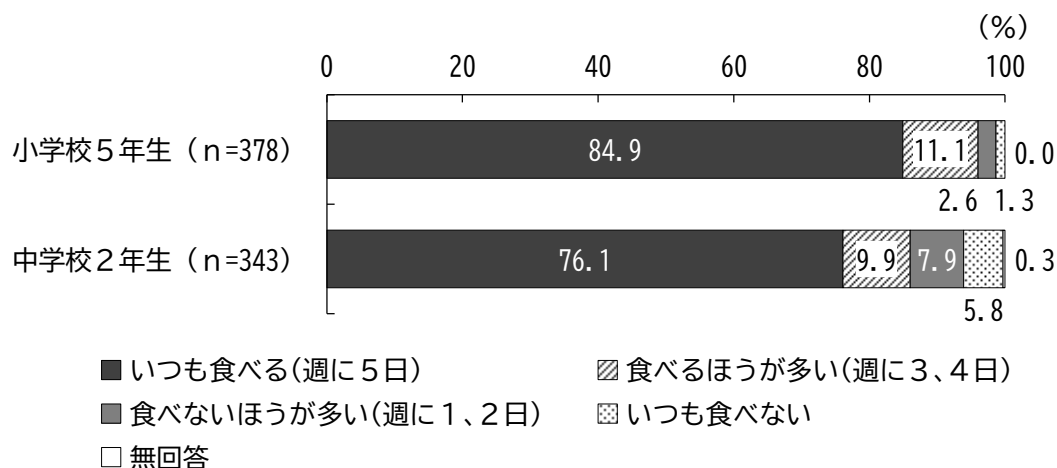
■放課後過ごす場所【小学校5年生、中学校2年生】（単数回答）



(4) 平日の朝ごはん

平日に朝ごはんを食べるかについて、小学校5年生は、「いつも食べる」が84.9%と最も高く、次いで「食べるほうが多い」が11.1%、「食べないほうが多い」が2.6%となっています。中学校2年生は、「いつも食べる」が76.1%と最も高く、次いで「食べるほうが多い」が9.9%、「食べないほうが多い」が7.9%となっています。

■平日の朝ごはん【小学校5年生、中学校2年生】（単数回答）

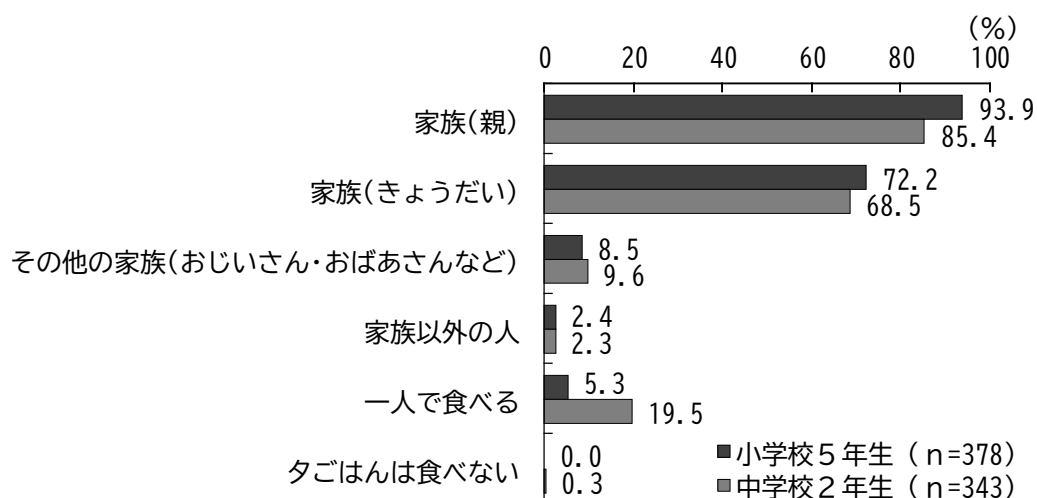


(5) 平日の夕ごはんを一緒に食べる人

平日に夕ごはんを誰と食べるかについて、小学校5年生は、「家族（親）」が93.9%と最も高く、次いで「家族（きょうだい）」が72.2%、「その他の家族（おじいさん・おばあさんなど）」が8.5%となっています。

中学校2年生は、「家族（親）」が85.4%と最も高く、次いで「家族（きょうだい）」が68.5%、「一人で食べる」が19.5%となっています。

■平日の夕ごはんを一緒に食べる人【小学校5年生、中学校2年生】（複数回答）



(6) 普段している活動

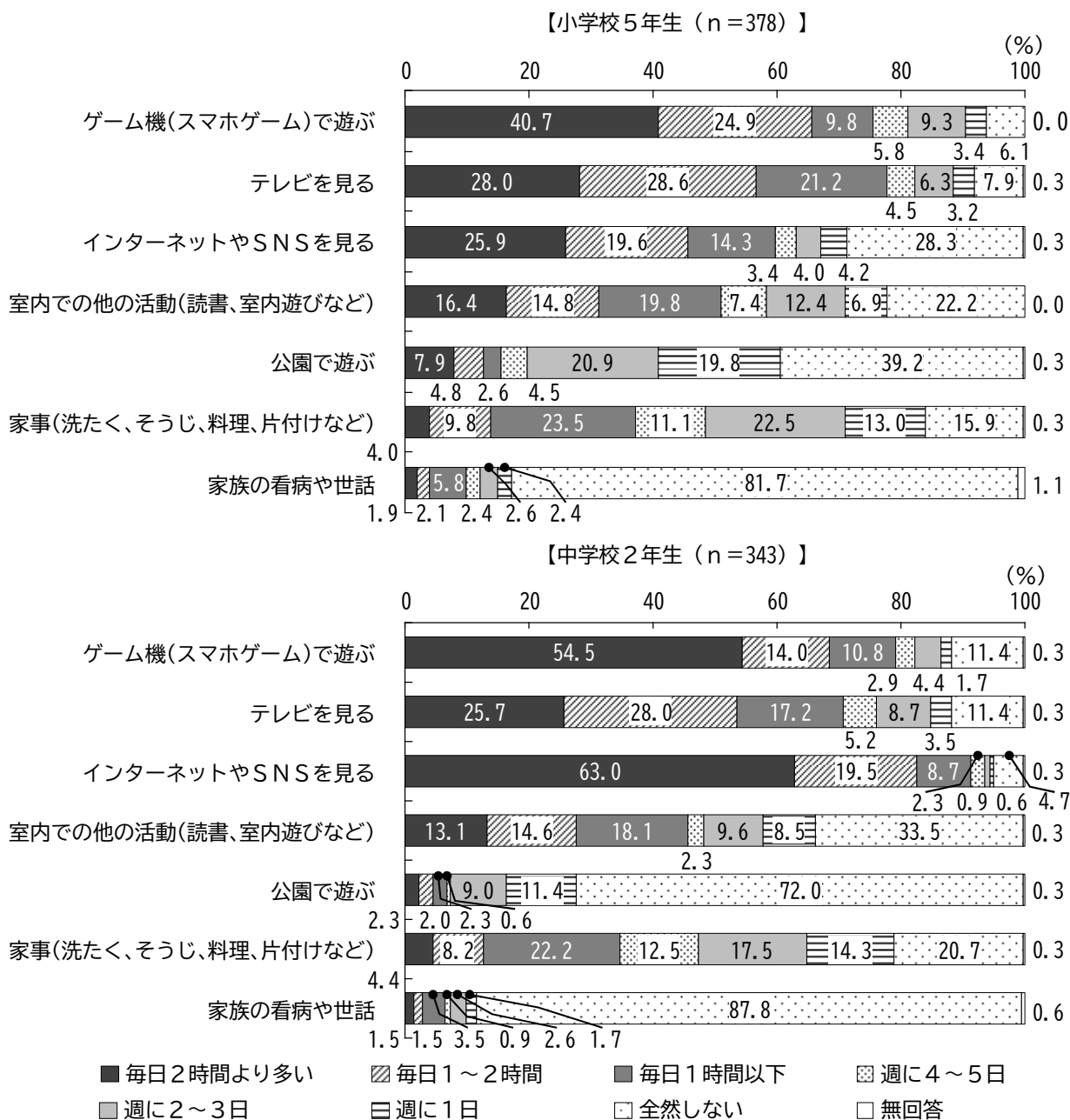
普段どれくらい活動しているかについて、小学校5年生は、「毎日2時間より多い」として、「ゲーム機（スマホゲーム）で遊ぶ」が40.7%と最も高く、次いで「テレビを見る」が28.0%、「インターネットやSNSを見る」が25.9%となっています。

「全然しない」としては、「家族の看病や世話」が81.7%と最も高く、次いで「公園で遊ぶ」が39.2%、「インターネットやSNSを見る」が28.3%となっています。

中学校2年生は、「毎日2時間より多い」としては、「インターネットやSNSを見る」が63.0%と最も高く、次いで「ゲーム機（スマホゲーム）で遊ぶ」が54.5%、「テレビを見る」が25.7%となっています。

「全然しない」としては、「家族の看病や世話」が87.8%と最も高く、次いで「公園で遊ぶ」が72.0%、「室内での他の活動（読書、室内遊びなど）」が33.5%となっています。

■普段している活動【小学校5年生、中学校2年生】（単数回答）

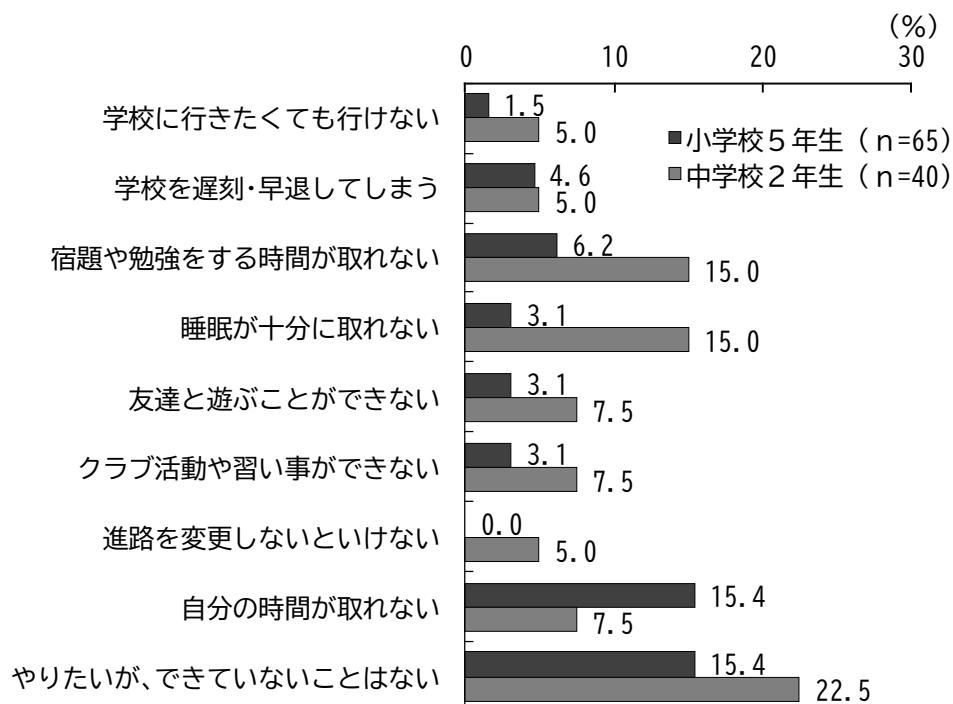


（7）家族の世話をすることによる問題の有無

家族のお世話をしていることで、どのような問題があるかについて、小学校5年生は、「自分の時間が取れない」、「やりたいが、できていないことはない」がそれぞれ15.4%と最も高く、次いで「宿題や勉強をする時間が取れない」が6.2%となっています。

中学校2年生は、「やりたいが、できていないことはない」が22.5%と最も高く、次いで「宿題や勉強をする時間が取れない」、「睡眠が十分に取れない」がそれぞれ15.0%となっています。

■家族の世話をすることによる問題の有無【小学校5年生、中学校2年生】（複数回答）

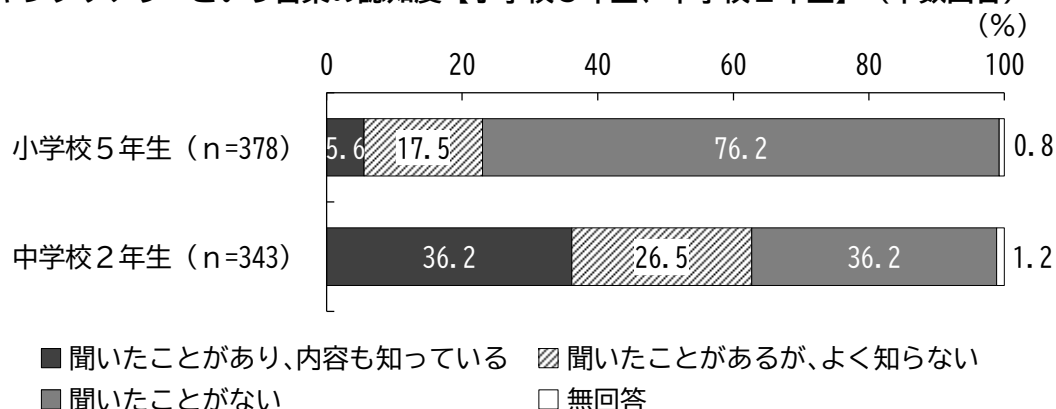


（8）ヤングケアラーという言葉の認知度

ヤングケアラーという言葉をごくまでに聞いたことはあるかについて小学校5年生は、「聞いたことがない」が76.2%と最も高く、次いで「聞いたことがあるが、よく知らない」が17.5%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が5.6%となっています。

中学校2年生は、「聞いたことがあり、内容も知っている」、「聞いたことがない」がそれぞれ36.2%、「聞いたことがあるが、よく知らない」が26.5%となっています。

■ヤングケアラーという言葉の認知度【小学校5年生、中学校2年生】（単数回答）

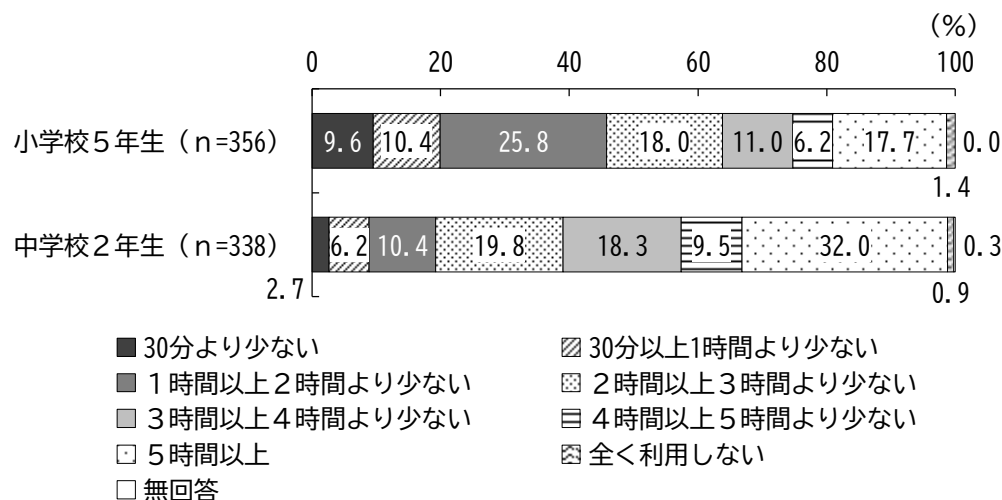


(9) 1日当たりのインターネットの利用時間

1日当たりのインターネットの利用時間について小学校5年生は、「1時間以上2時間より少ない」が25.8%と最も高く、次いで「2時間以上3時間より少ない」が18.0%、「5時間以上」が17.7%となっています。

中学校2年生は、「5時間以上」が32.0%と最も高く、次いで「2時間以上3時間より少ない」が19.8%、「3時間以上4時間より少ない」が18.3%となっています。

■ 1日当たりのインターネットの利用時間【小学校5年生、中学校2年生】（単数回答）

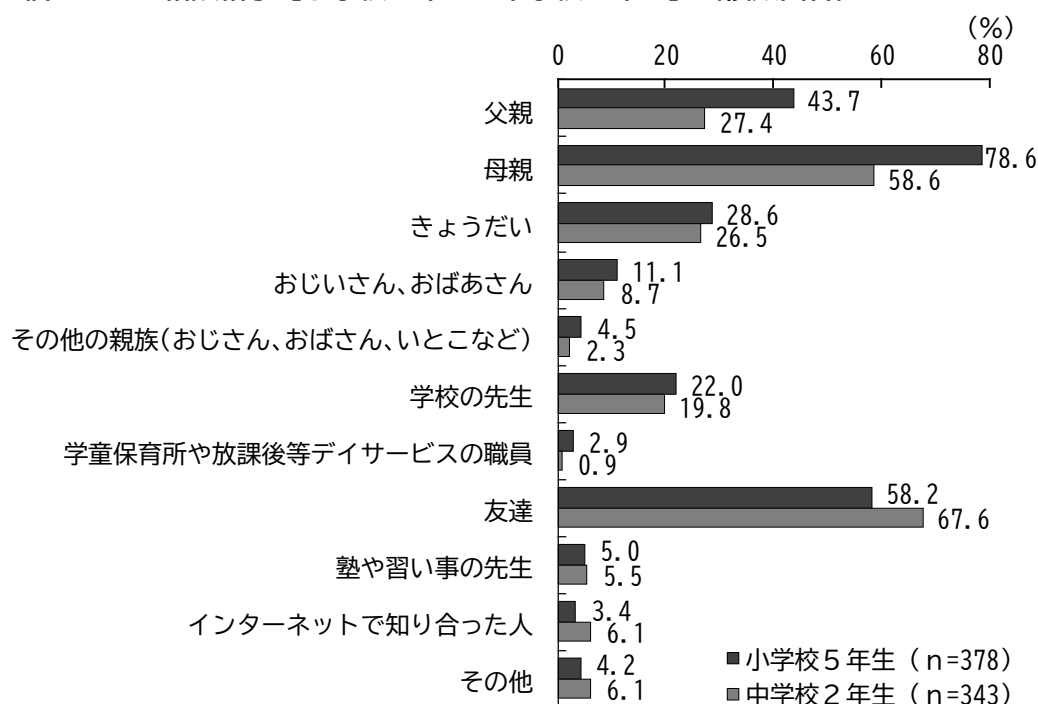


(10) 悩みごとの相談相手

困っていることや悩みごとを誰に相談するかについて小学校5年生は、「母親」が78.6%と最も高く、次いで「友達」が58.2%、「父親」が43.7%となっています。

中学校2年生は、「友達」が67.6%と最も高く、次いで「母親」が58.6%、「父親」が27.4%となっています。

■ 悩みごとの相談相手【小学校5年生、中学校2年生】（複数回答）



(11) 思いや気持ち

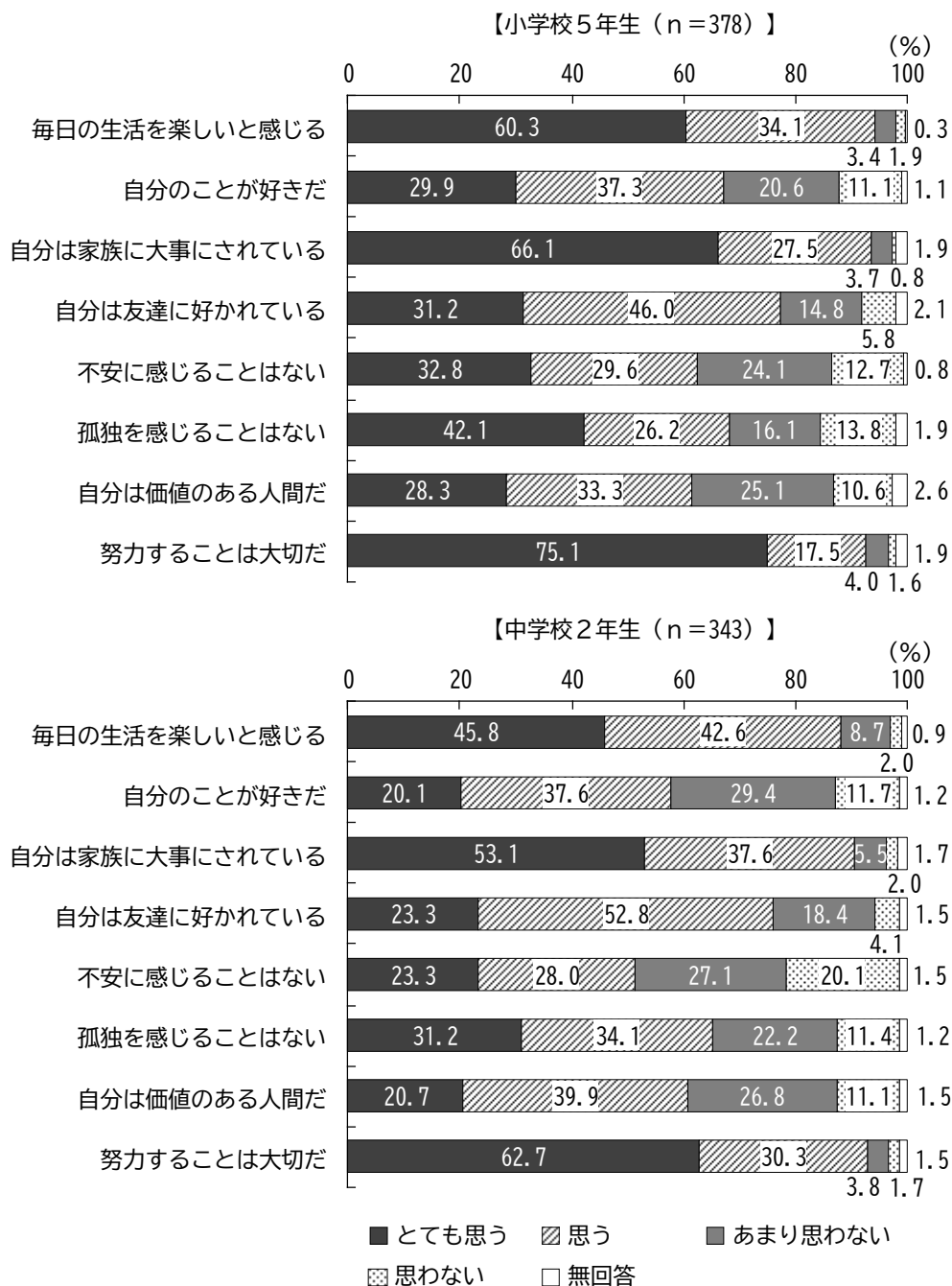
小学校5年生が、「とても思う」こととしては、「努力することは大切だ」が75.1%と最も高く、次いで「自分は家族に大事にされている」が66.1%、「毎日の生活を楽しんでいる」が60.3%となっています。

「思わない」こととしては、「孤独を感じることはない」が13.8%と最も高く、次いで「不安を感じることはない」が12.7%、「自分は価値のある人間だ」が10.6%となっています。

中学校2年生が、「とても思う」こととしては、「努力することは大切だ」が62.7%と最も高く、次いで「自分は家族に大事にされている」が53.1%、「毎日の生活を楽しんでいる」が45.8%となっています。

「思わない」こととしては、「不安を感じることはない」が20.1%と最も高く、次いで「自分のことが好きだ」が11.7%、「孤独を感じることはない」が11.4%となっています。

■思いや気持ち【小学校5年生、中学校2年生】（単数回答）

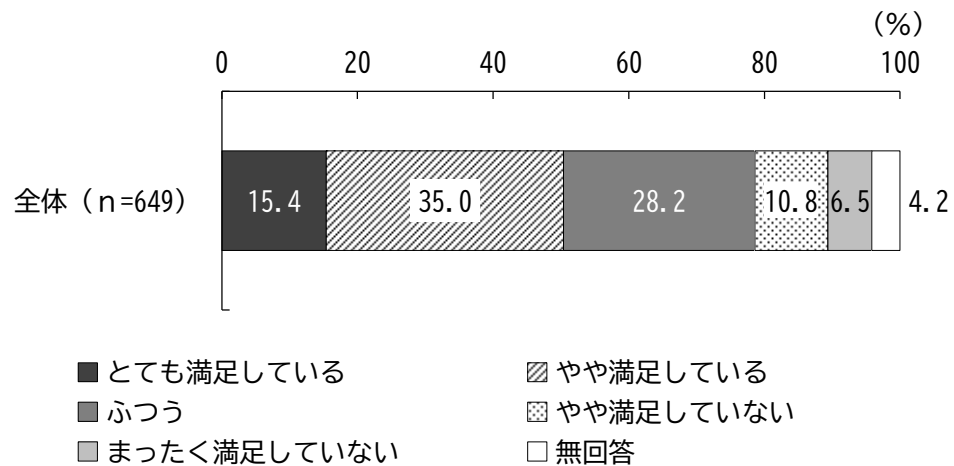


4 若者調査結果概要（16歳から39歳の若者）

（1）暮らしや生活の満足度

暮らしや生活の満足度は、「やや満足している」が35.0%と最も高く、次いで「ふつう」が28.2%、「とても満足している」が15.4%となっています。

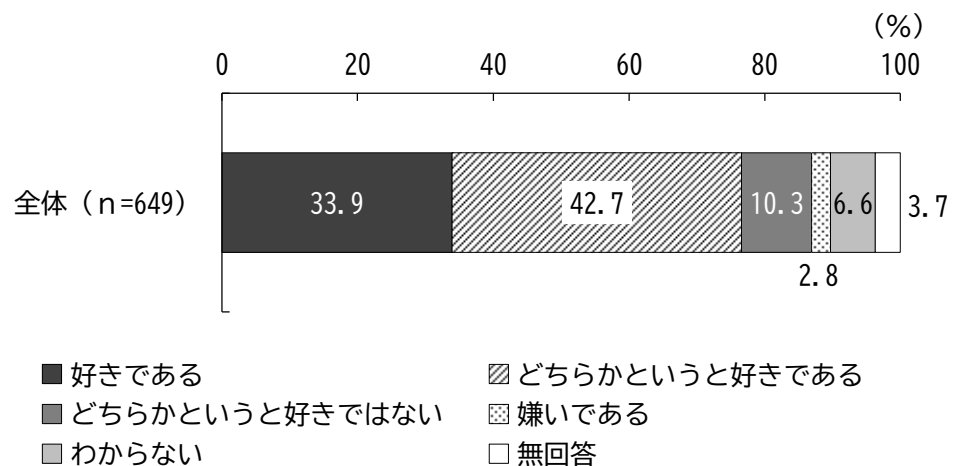
■暮らしや生活の満足度（単数回答）



（2）現在住んでいるところが好きか

現在住んでいるところが好きかは、「どちらかというところ好きである」が42.7%と最も高く、次いで「好きである」が33.9%、「どちらかというところ好きではない」が10.3%となっています。

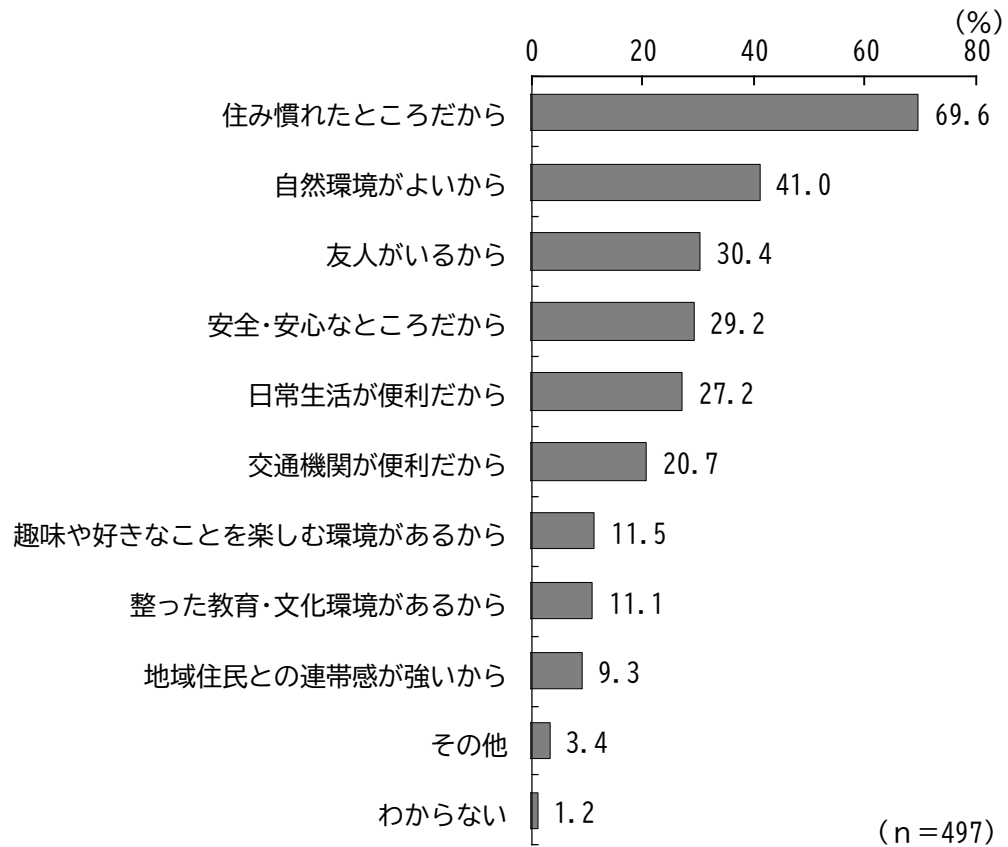
■現在住んでいるところが好きか（単数回答）



（３）現在住んでいるところの好きな理由

現在住んでいるところの好きな理由は、「住み慣れたところだから」が69.6%と最も高く、次いで「自然環境がよいから」が41.0%、「友人がいるから」が30.4%となっています。

■現在住んでいるところの好きな理由（複数回答）

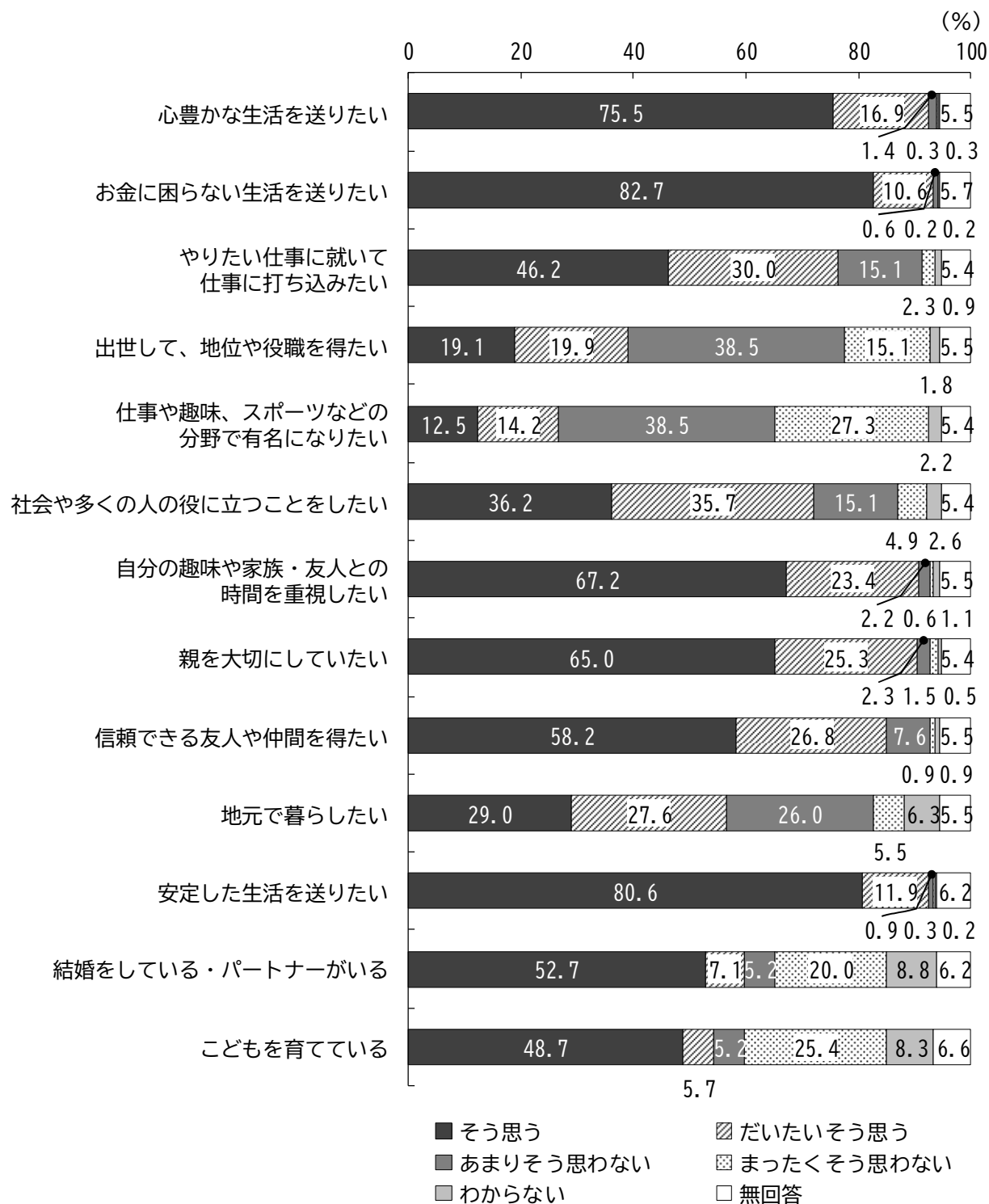


(4) 今後、どのようになりたいか

今後、どのようになりたいかについては、「そう思う」と答えた項目では、「お金に困らない生活を送りたい」が82.7%と最も高く、次いで「安定した生活を送りたい」が80.6%、「心豊かな生活を送りたい」が75.5%となっています。

「まったくそう思わない」と答えた項目では、「仕事や趣味、スポーツなどの分野で有名になりたい」が27.3%と最も高く、次いで「こどもを育てている」が25.4%、「結婚をしている・パートナーがいる」が20.0%となっています。

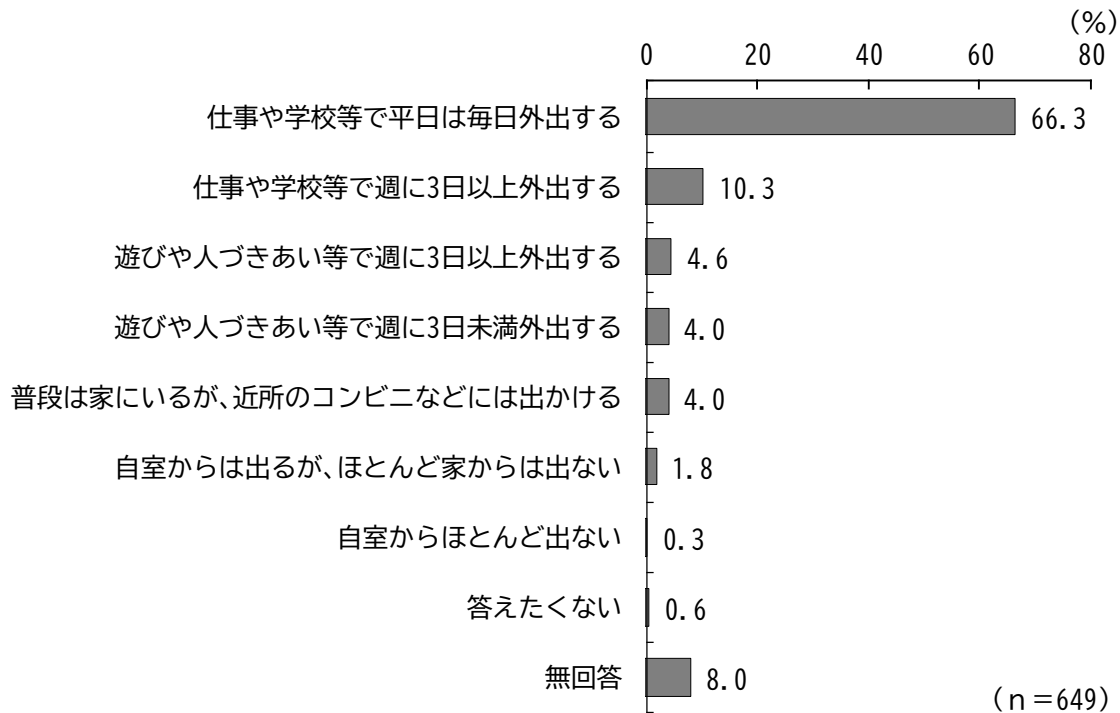
■今後、どのようになりたいか（単数回答）



（５）普段の外出頻度

普段の外出頻度は、「仕事や学校等で平日は毎日外出する」が66.3%と最も高く、次いで「仕事や学校等で週に3日以上外出する」が10.3%、「遊びや人づきあい等で週に3日以上外出する」が4.6%となっています。

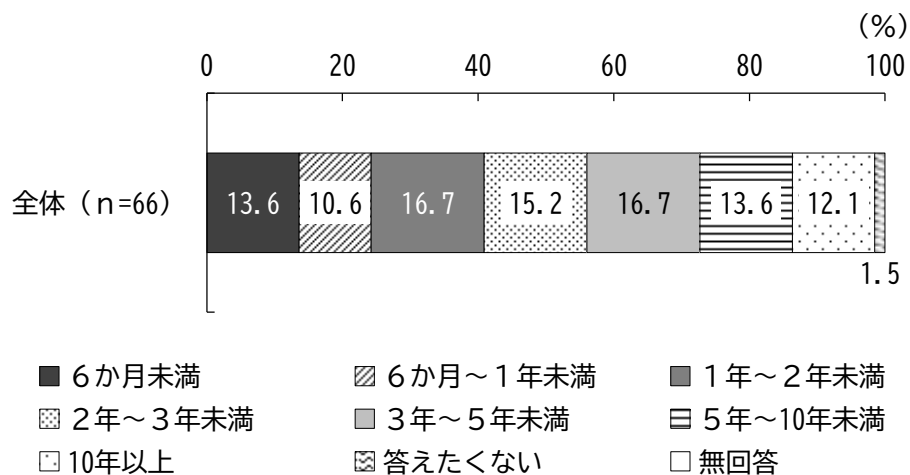
■普段の外出頻度（単数回答）



（６）現在の外出状況

現在の外出状況になってどのくらい経つかは、「1年～2年未満」、「3年～5年未満」がそれぞれ16.7%と最も高く、次いで「2年～3年未満」が15.2%となっています。

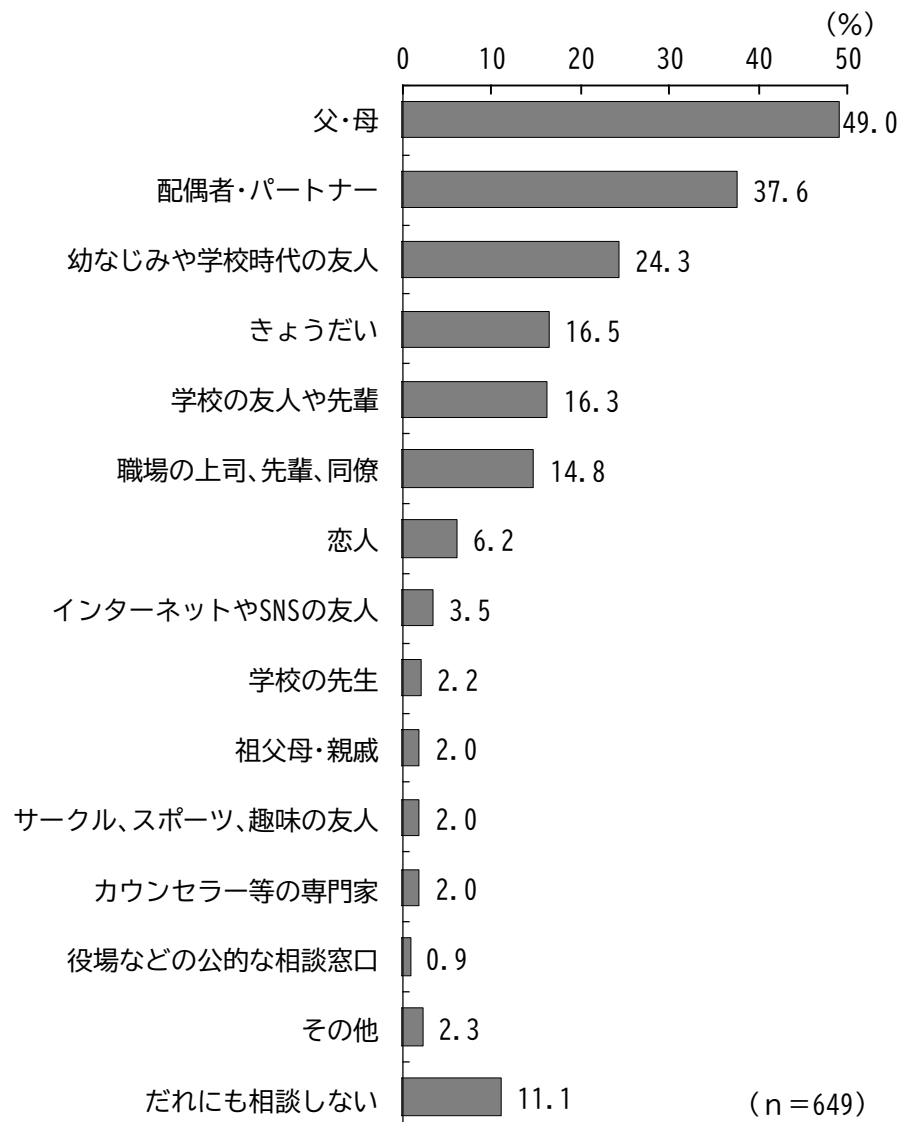
■現在の外出状況（単数回答）



(7) 悩みごとや心配ごとがあった際の相談先

悩みごとや心配ごとがあった際の相談先は、「父・母」が49.0%と最も高く、次いで「配偶者・パートナー」が37.6%、「幼なじみや学校時代の友人」が24.3%となっています。

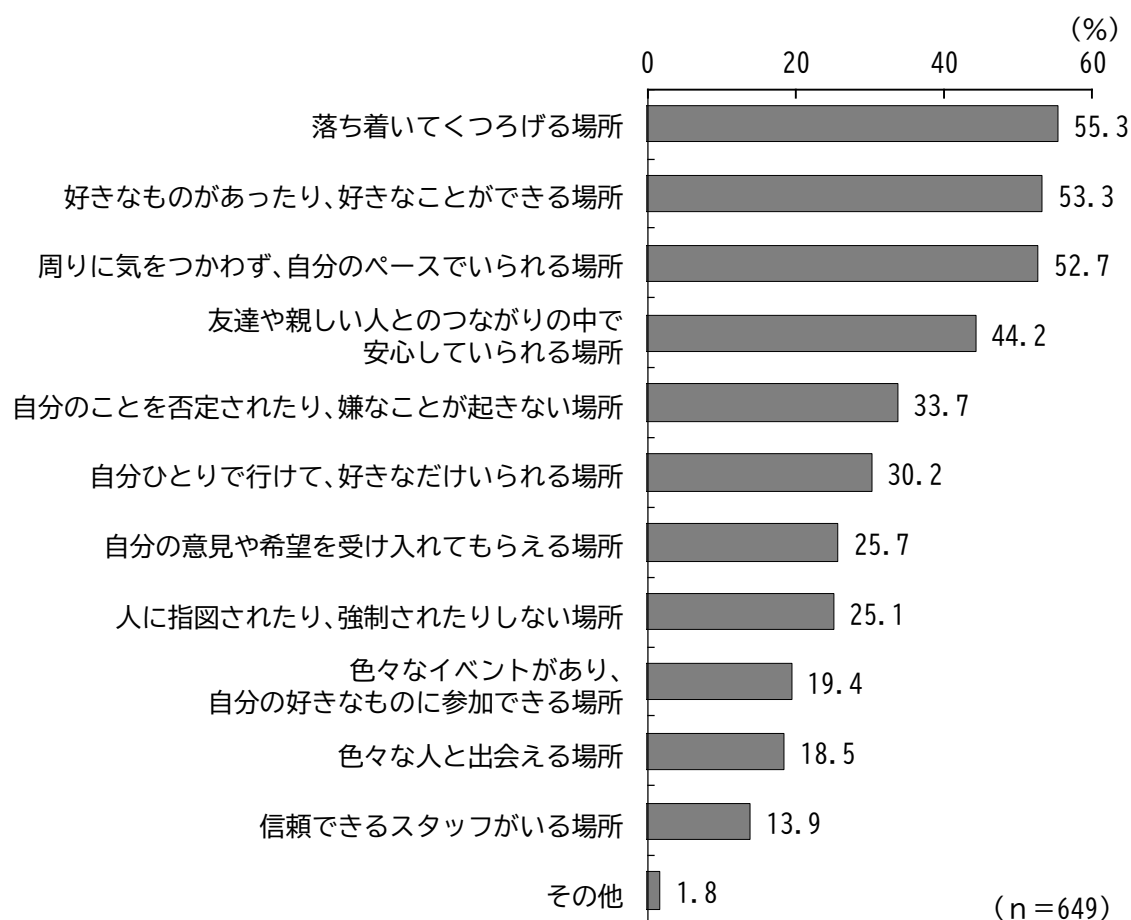
■悩みごとや心配ごとがあった際の相談先（複数回答）



(8) 若者にとっての居場所

若者にとっての居場所は、「落ち着いてくつろげる場所」が55.3%と最も高く、次いで「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が53.3%、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が52.7%となっています。

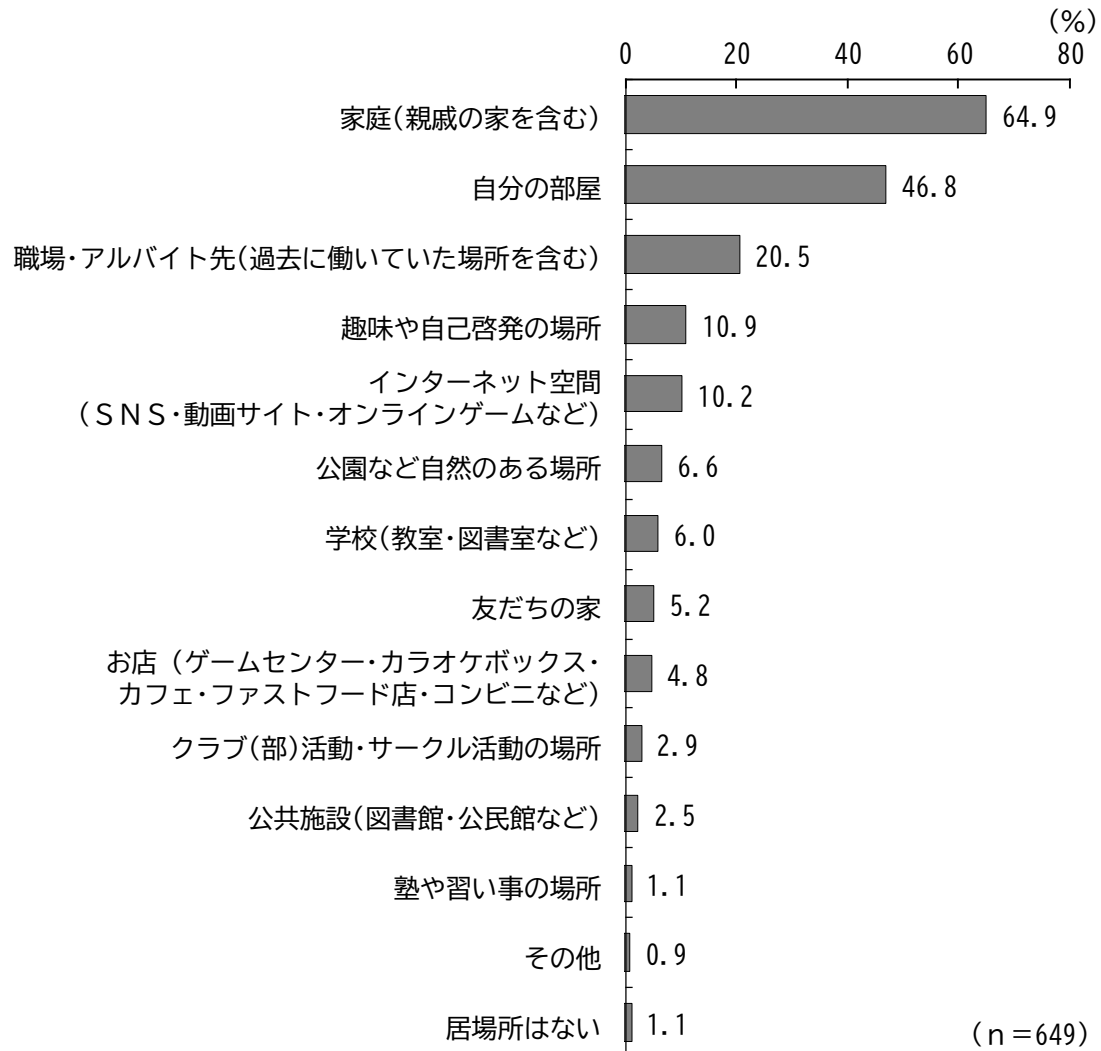
■若者にとっての居場所（複数回答）



(9) あなたにとっての居場所

あなたにとっての居場所は、「家庭（親戚の家を含む）」が64.9%と最も高く、次いで「自分の部屋」が46.8%、「職場・アルバイト先（過去に働いていた場所を含む）」が20.5%となっています。

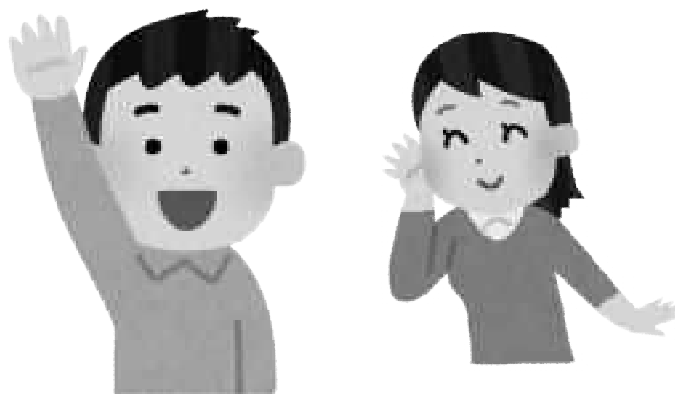
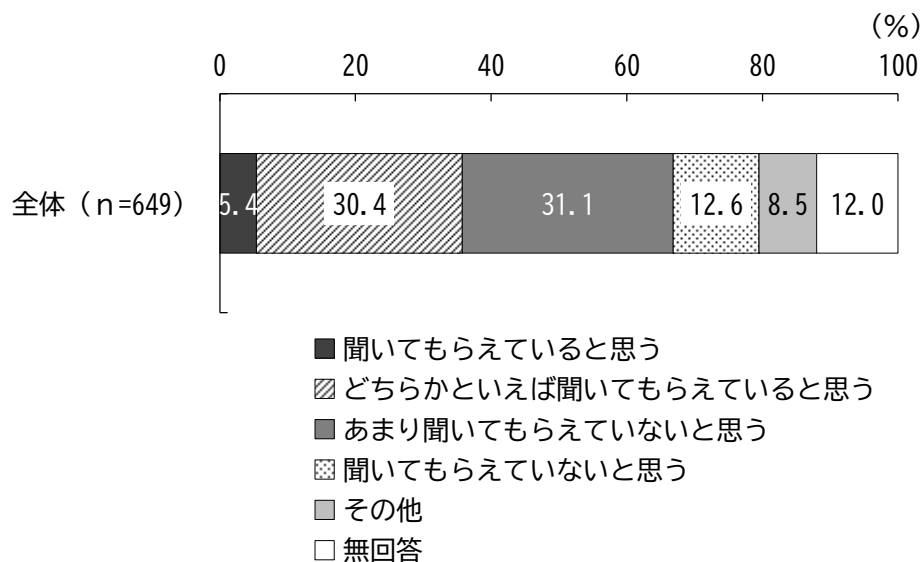
■あなたにとっての居場所（複数回答）



(10) 熊取町の取組について

熊取町の取組において、若者の意見を聞いてもらえると思うかは、「あまり聞いてもらえていないと思う」が31.1%と最も高く、次いで「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」が30.4%、「聞いてもらえていないと思う」が12.6%となっています。

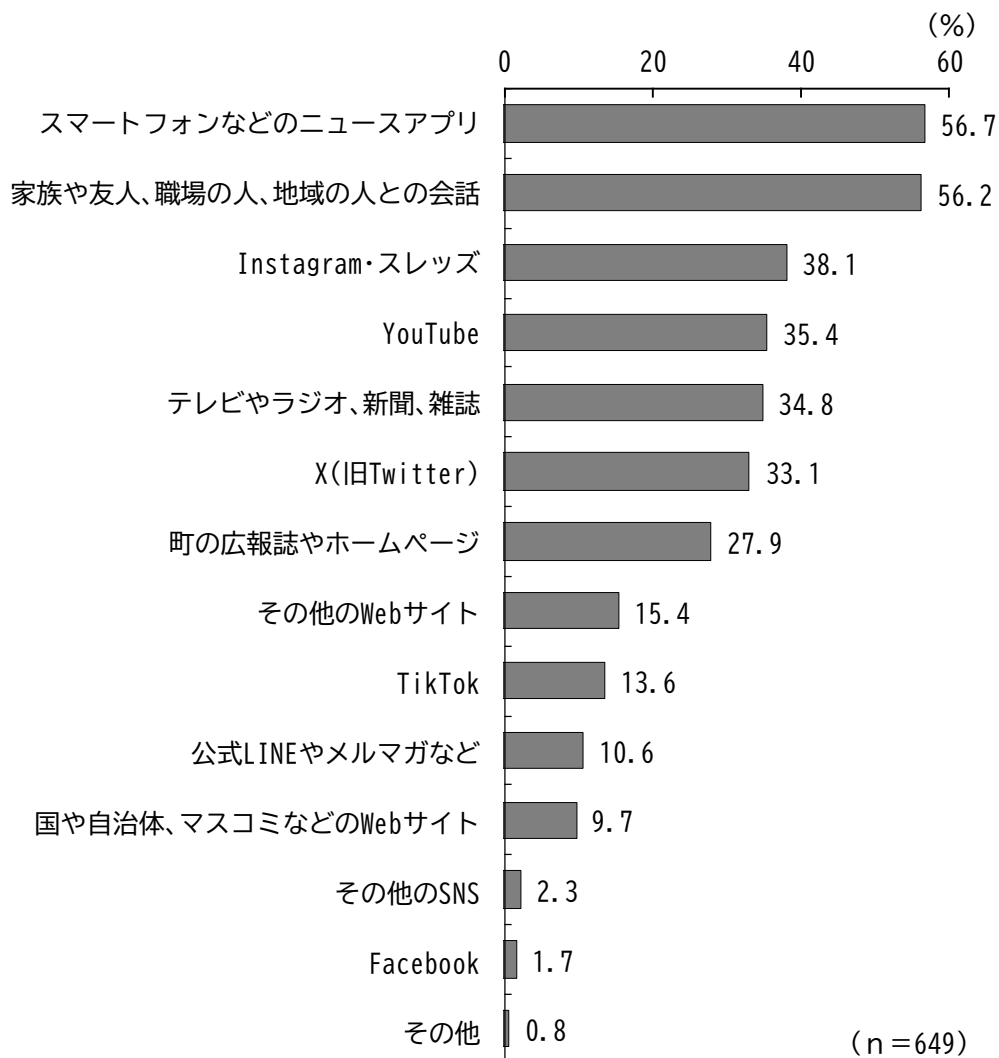
■熊取町の取組について（単数回答）



(11) 知りたい情報の入手方法

知りたい情報の入手方法は、「スマートフォンなどのニュースアプリ」が56.7%と最も高く、次いで「家族や友人、職場の人、地域の人との会話」が56.2%、「Instagram・スレズ」が38.1%となっています。

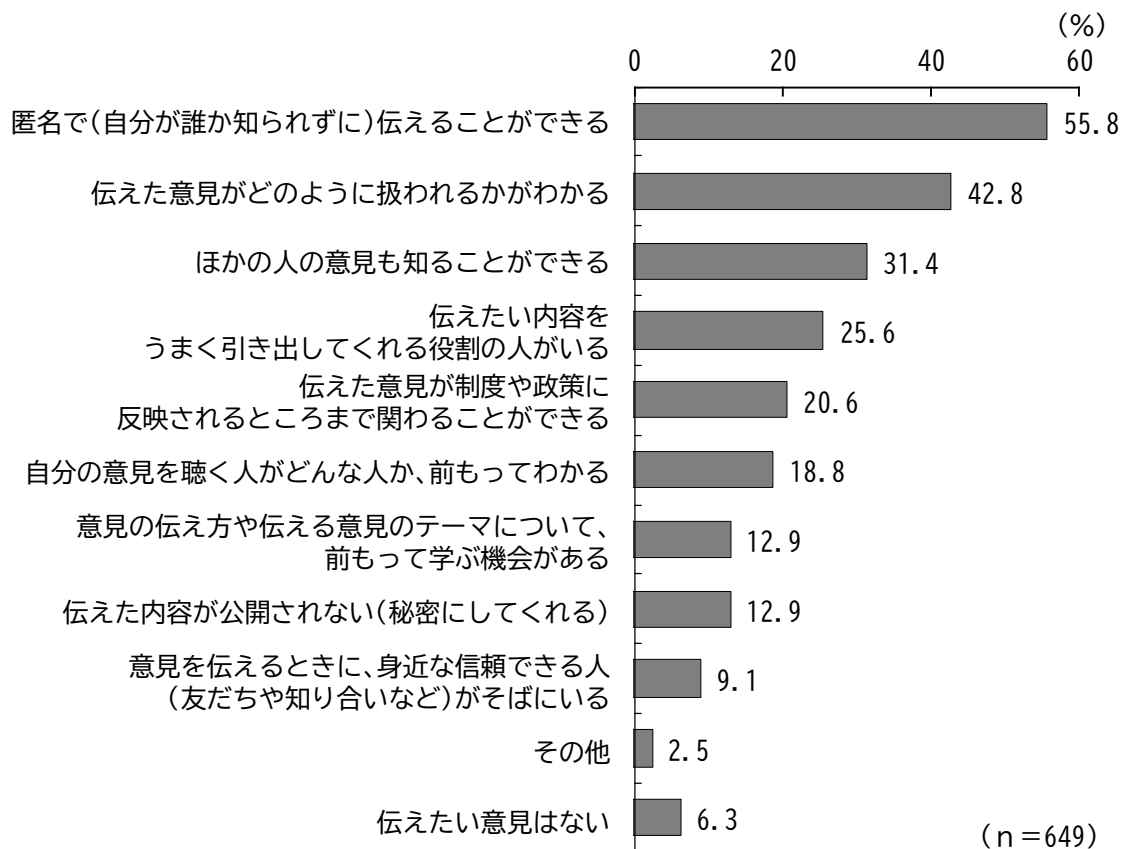
■知りたい情報の入手方法（複数回答）



(12) 意見を伝えやすくするための工夫やルール

意見を伝えやすくするための工夫やルールは、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が55.8%と最も高く、次いで「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が42.8%、「ほかの人の意見も知ることができる」が31.4%となっています。

■意見を伝えやすくするための工夫やルール（複数回答）



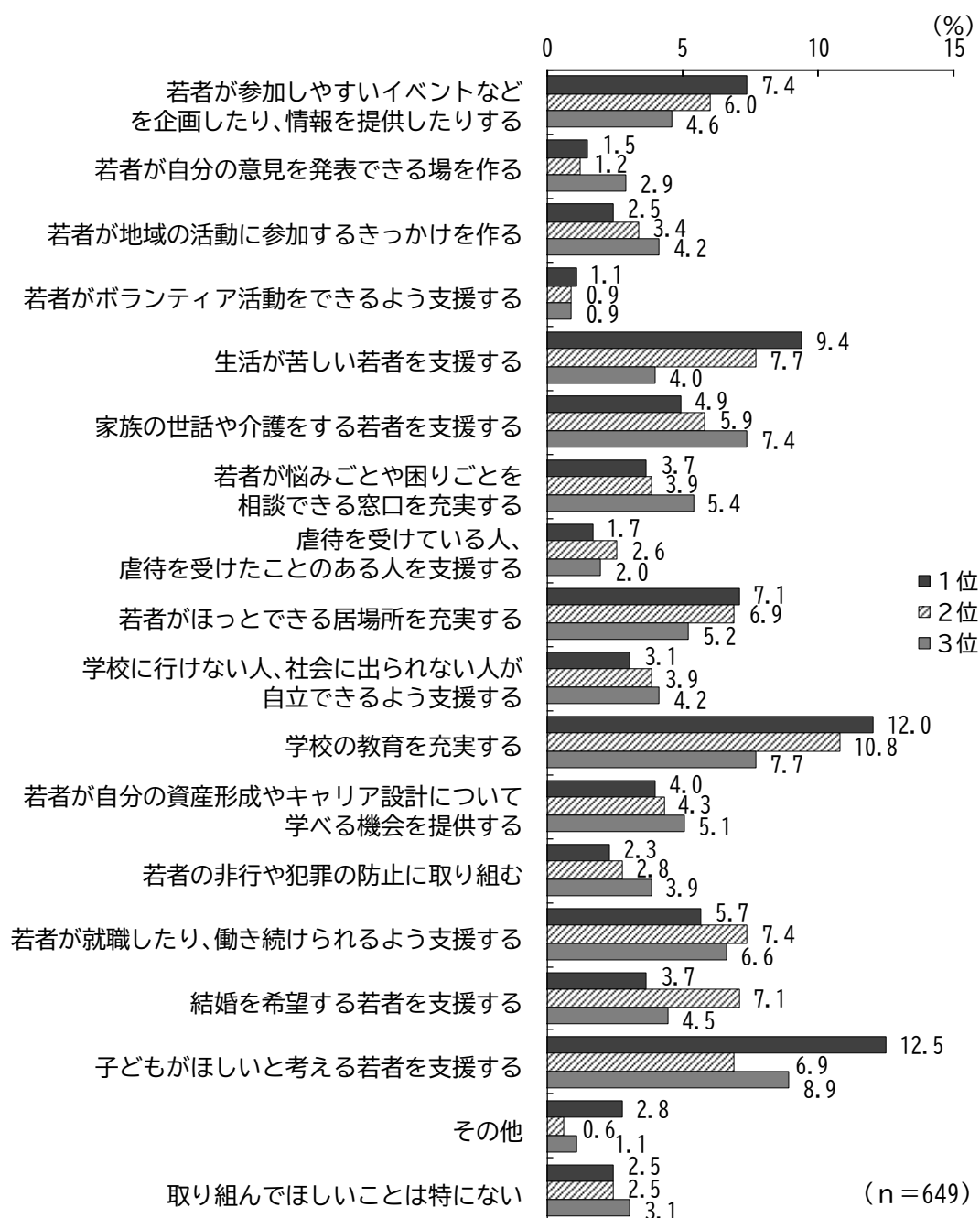
(13) 熊取町に取り組んでほしいこと

若者への支援について熊取町に取り組んでほしいことの「1位」としては、「子どもがほしいと考える若者を支援する」が12.5%と最も高く、次いで「学校の教育を充実する」が12.0%、「生活が苦しい若者を支援する」が9.4%となっています。

「2位」としては、「学校の教育を充実する」が10.8%と最も高く、次いで「生活が苦しい若者を支援する」が7.7%、「若者が就職したり、働き続けられるよう支援する」が7.4%となっています。

「3位」としては、「子どもがほしいと考える若者を支援する」が8.9%と最も高く、次いで「学校の教育を充実する」が7.7%、「家族の世話や介護をする若者を支援する」が7.4%となっています。

■熊取町に取り組んでほしいこと（複数回答）



5 ニーズ調査等の結果からみえる課題

(1) ニーズ調査（就学前児童及び小学生の保護者）

●平日、定期的にご利用している施設やサービスについて

就学前児童の保護者が平日に定期的にご利用している保育施設等やサービスについては、「認可保育所（園）」が約4割、「認定こども園」が2割以上、「幼稚園」が約2割となっており、「幼稚園」利用者のうち3割以上が「幼稚園における預かり保育」を定期的にご利用しています。

また、就学前児童の保護者が平日に定期的にご利用したいと考える施設やサービスについては、「認可保育所（園）」が4割以上、「認定こども園」と「幼稚園」が共に3割以上となっており、「幼稚園」利用希望者のうち7割以上が「幼稚園における預かり保育の定期的な利用」を希望しています。

一方で、就学前児童の保護者が不定期または休日や夜間に利用しているサービスについては、「利用していない」が8割以上となっており、「幼稚園における預かり保育の不定期な利用」と「保育所（園）等の一時預かり」が共に1割前後となっています。

このように、「認可保育所（園）」や「認定こども園」、「幼稚園」における保育サービスの平日の定期的な利用に対する需要の高さがうかがえるため、これらを安定的に供給していくとともに、不定期または休日や夜間に提供しているサービスについては、実際のニーズに沿った、利用者と提供者の双方にとって合理的な供給方法を検討していくことが必要となります。

●病気等の際のサービスについて

こどもが病気やけがをした際の対処方法については、就学前児童及び小学生の保護者いずれも、ほとんどの場合、親が仕事を休んだり、親族・知人にみてもらったりして対処している状況です。一方、こどもが病気やけがをした際について、「病児保育室」の利用意向は就学前児童の保護者で約5割、小学生の保護者で約2割となっています。

現在、本町における病児・病後児保育は、貝塚市との広域利用により、貝塚市の医療機関1か所に委託していますが、利用方法について、更に周知を図るとともに、より利用しやすい制度となるよう引き続き検討が必要です。

●放課後の過ごし方について

就学前児童の保護者が就学後に放課後の時間を過ごさせたいと考える場所については、約6割が無回答ですが、回答のあった中では、「自宅」が約3割と最も上位となっています。「自宅」に次いで、ほぼ同程度の割合で上位となったのは、1～3年生（低学年）では「学童保育所」で、4～6年生（高学年）では「習い事」でした。さらに「学童保育所」を選んだ方の7割以上が「長期の休暇期間中の利用を希望する」としています。

また、小学生児童の保護者の回答では、こどもが放課後の時間を過ごしている場所については、「自宅」が約8割、「習い事」が5割以上と高く、「学童保育所や放課後等デイサービス」

を約3割が利用しています。

今後も保護者の多様なニーズを適切に把握するとともに、学童保育所については、放課後・土曜日だけでなく、日曜日・祝日における開所や長期休業期間中の受入可能児童数の拡大などのニーズへの対応も含め、児童の安全・安心な居場所づくりを引き続き進めていくことが求められます。

●熊取町の子育て施策全般について

本町での子育てで感じることにについて、「幼児教育・保育の環境やサービス」については、就学前児童・小学生の保護者共に半数程度が満足に感じている一方で、「公園や遊具など遊び場の充実」や「こどもがいても安心して働ける環境」の満足度は、あまり高くありません。

また、子育てが地域の人に支えられていると感じる割合は、就学前児童・小学生の保護者共に前回調査の約8割から約6割へ低下しています。

このため、全てのこどもが健やかに成長できるよう、行政による子育て家庭への支援はもちろんのこと、地域や町全体で子育てを支える環境づくりが求められています。

●子育ての悩みや気になることについて

子育てに関して日常悩んでいること・気になることについて、こどもに関することでは、就学前児童・小学生の保護者共に、「こどもの教育に関すること」が最も高く、今回追加した「こどものインターネットの利用に関すること」も高くなっています。保護者自身に関することでは、就学前児童・小学生の保護者共に、「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も高く、どちらも前回調査から大きく上昇しています。

そのほかにも、多くの項目で前回調査より上昇しており、子育て家庭において多様な悩み、気になることを抱えていることがうかがえます。

そのため、多くの回答のあった項目に対する支援だけでなく、子育て家庭の状況に応じて、寄り添った支援を行っていくことが求められます。

●子育ての環境や支援について

自由意見では、道路や公園に関しては、歩道が少なく道路が狭いこと、低年齢児向けの遊具のある公園が少ないことなどが挙げられています。

また、学童保育所に関しては、施設の充実や、長期休業期間中だけの利用、一時的な利用を希望する意見がみられます。

さらに、子育て環境に関しては、午後に利用できる子育て支援施設の増設や屋内の安全な遊び場の整備、子育て支援に関する取組の充実を要望する意見がみられます。また、女性が働きながら子育てをしていくための支援の必要性なども挙げられています。

子育て支援に関する多様な意見の把握に努め、優先度なども踏まえながら、全てのこどもの育ちと全ての子育て家庭の支援につながるような取組を進めていくことが求められます。

(2) アンケート調査（小学校5年生、中学校2年生）

●勉強について

学校の授業の理解度について、「ほとんどわからない」と「わからないことが多い」、「教科によってはわからないことがある」の合計は、小学校5年生で約3割、中学校2年生で約5割となっています。

また、放課後過ごす場所について、「塾や習い事では全く過ごさない」が小学校5年生は2割、中学校2年生は3割となっており、「学校以外で勉強はしない」が1割、「地域の人などが行う無料の勉強会に参加する」もほとんどいない状況です。

家庭の状況等にかかわらず、全てのこどもが自分の受けたい教育を受け、一人ひとりのこどものニーズに基づいて能力や可能性を最大限に伸ばしていけるように、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない、継続的な支援を受けることができる環境づくりを進めていくことが求められます。

●普段の悩みなどについて

思いや気持ちのうち、「不安に感じることはない」の項目について、「思わない」と「あまり思わない」の合計は、小学校5年生で3割後半、中学校2年生で5割近くとなっており、こどもたちは少なからず何らかの不安を感じています。一方、ほとんどのこどもが悩みごとの相談相手がいると答えており、その相手は、どちらも「母親」と「友達」が上位となっているなど、家族や友達の割合が高くなっていますが、その他の回答の中には「相談できない」、「いない」といった回答も若干ですが見受けられ、中学校2年生で割合が高くなっています。

このため、一人で不安を抱えこんでしまうこどもが増え続けることのないよう、だれもが気軽に相談できる相手や環境づくりについて必要な支援を講じたり気軽におしゃべりをするような感覚で相談できる場所や多様な利用手段を用意したりするなど、利用しやすくなるための工夫について検討が必要です。

●ヤングケアラーについて

普段している活動のうち、家族の看病や世話について、「毎日行っている」割合は、小学校5年生、中学校2年生のどちらも1割未満と数字上は少ない状況となっていますが、該当する場合は、自分の時間が取れない、勉強する時間が取れないといった悪影響が出ることも懸念されます。また、「ヤングケアラー」という言葉については、小学校5年生の7割以上、中学校2年生の3割以上が「聞いたことがない」としています。

引き続き、ヤングケアラーについての啓発とともに、支援を必要としている人の把握に努め、ヤングケアラー本人だけでなく、その家族も含め、適切に支援できるよう取り組んでいくことが求められます。

●生活習慣について

平日の朝ごはんを「いつも食べない」や、平日の夕ごはんを「一人で食べる」は、いずれも小学校5年生よりも中学校2年生の方が高くなっています。また、1日当たりのインターネットの利用時間についても、「5時間以上」は小学校5年生が2割近く、中学校2年生は3割以上となっており、インターネットの利用時間が増えることで、就寝時間が遅くなるなど、睡眠への影響も考えられます。

不規則な生活習慣により身体的、精神的な面に影響の出ることがないように、こどもが規則正しい生活習慣を身につけられるような取組が求められます。

(3) 若者調査(16歳から39歳の若者)

●自分自身の意識と将来について

暮らしや生活の満足度については、半数が満足していると回答し、現在住んでいるところが好きかについては、7割以上が好きだとしています。ただし、好きな理由については、「住み慣れたところだから」が約7割と最も高く、今後どのようにになりたいかの設問において、「地元で暮らしたい」については、『そう思う』が半数を超えているものの、約3割は『そう思わない』としています。

将来にわたって若者が積極的に住み続けたいと思えるようなまちづくりを、若い世代の意見も取り入れながら進めていくことが求められます。

●日頃の生活について

若者にとっての「居場所」については、落ち着けたり、自分のペースでいられたりする場所が半数を超えており、自分にとっての「居場所」としては、家庭や自分の部屋が高くなっています。一方で、「居場所はない」という回答もわずかにあります。また、心だんの外出が3日未満である方は1割以上で、そのうちの8割以上が6か月以上その外出状況が続いているとしています。

また、悩みごとや心配ごとがあった際の相談先については、「だれにも相談しない」が約1割となっています。

若者の社会的な孤独と孤立化が増幅しないよう、地域の中で安心して過ごせる場所や悩みごとなどを気軽に相談できる場の提供、メンタル面でのサポートなど、生活の様々な悩みごとや心配ごとを拾い上げられる環境づくりを進めていくことが求められます。

●若者を取り巻く環境について

熊取町の取組において若者の意見を聞いてもらえているかについては、「聞いてもらえていないと思う」と「あまり聞いてもらえていないと思う」の合計が4割を超えています。また、町に対して意見を伝えやすくするためのルールについては、「匿名で伝えることができる」や「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」などが高くなっています。一方、知りたい情報の入手方法については、家族や友人などとの会話のほかは、スマートフォンなどからの情報収集が高くなっています。

今後、本町が進める取組において、若者の意見を取り入れていくには、情報発信の方法や意見の集め方などを工夫するとともに、その結果を目に見える形で表していくことが求められます。

●若者への支援について

本町に取り組んでほしいこととしては、学校教育の充実やこどもが欲しいと考える若者への支援、生活の苦しい若者への支援などが高くなっていますが、そのほかにも様々な項目が挙げられています。自由意見においても、若者支援や子育て支援の改善についての希望や居場所づくりへの意見などが挙げられています。

こどもや若者が希望を持って本町で生活を送れるように、こうした若者の要望、意見等を把握し、担当部署だけでなく全庁的に連携して取り組むとともに、関係機関・団体、地域などとも連携しながら、求めに応じて支援に取り組んでいくことが求められます。



6 第2期計画の評価・課題及び今後の主な取組

第2期計画の施策の柱となった8つの取組についての評価及び本計画に向けた課題及び今後の主な取組は、次のとおりです。

(1) 安心して生み育て、子どもが健やかに育つための支援

●評価

すくすくステーションでは、妊娠届出時に全ての妊婦と保健師が面接を行うことにより、支援の必要な妊産婦等を早期に把握し、妊娠期からの切れ目のない支援の充実に取り組んできました。顔の見える関係づくりを大切に、孤立することなく妊婦が妊娠期を安心して過ごし、出産を迎え、子育てに取り組むことができるよう、子育て支援団体やNPO法人などと連携・協働しながら、「ホームスタート事業」や「ファミリー・サポート・センター事業」、「産後ケア事業」など必要な支援を届けています。

加えて、令和4年8月からは、産前産後ヘルパー派遣事業を開始し、令和6年4月からは、助産師を常時配置し、妊娠8か月時に電話または手紙の送付を行うとともに、出生後8か月には、ご自宅を訪問するなど、子育て家庭の状況に応じて必要なサポートを届けられるよう、寄り添い支援の一層の強化を図っています。

これら子育て支援の取組と合わせて、経済的な支援として、妊産婦健診費用や乳児一般・後期健診費用、新生児聴覚健診費用、子ども医療費助成のほか、支援を必要とする、ひとり親家庭医療費及び重度障がい者（児）医療費の助成などを行ってきました。さらには、令和5年度から妊娠届出後と出生届出後にそれぞれ5万円を給付する出産・子育て応援ギフト事業を実施し、妊娠・出産・子育てにおける経済的な負担の軽減を図りました。

また、子育て家庭を対象とした様々な教室・相談・講座の実施にあたっては、親同士の交流や体験の機会を重視し、子育てに対する不安の軽減、親子の愛着形成や親育ち・子育てに寄与したほか、各保育所（園）の園庭開放を行うことにより、身近な地域において親子で安心して遊べる場を提供してきました。

◎課題

■関係機関との情報共有と連携強化

令和6年4月に「こども支援センター（こども家庭センター）」を子育て支援課内に設置し、母子保健部門と児童福祉部門の連携強化の重要性を再認識しているところですが、虐待予防等に対しチームで切れ目ない家庭支援に取り組むことができるよう、日頃から地域の関係機関との情報共有・連携が求められています。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.52 こども家庭センター（名称：こども支援センター）の運営」

◎課題

■親子の愛着形成、基本的な生活習慣の確立

ニーズ調査結果より、こどもたちに一番身につけさせたいと思うものは、前回から変わりがなく、「基本的な生活習慣」や「人と関わる力」を望む割合が高い一方で、インターネットの利用に関する悩みが多くみられました。スマートフォンなどのIT機器は今や生活に欠かせないものであり、便利なものではあります。対面での相互のコミュニケーションに変わるものではなく、乳児期からの「こどもの育ちに必要なこと」「親子の愛着形成」について改めて伝える機会の工夫が必要です。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.63 乳幼児健康診査（4か月児健診、1歳7か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診）」「施策No.90 子育て学習会（にっこり教室・くまちゃん教室）」

（２）地域における子育て支援

●評価

就学後の子育て世帯に対する仕事と子育ての両立支援としての役割を果たしている放課後児童健全育成事業（学童保育事業）については、共働き家庭の増加などのため、保育需要が年々高まっており、待機児童対策として支援の単位（クラブ）を増設したほか、父母等にとってより利用しやすくするため、長期休業期間と土曜日の開所時刻を午前8時に前倒しました。また、老朽施設の更新やトイレの洋式化を順次進めたり、夏休みなど学校の長期休業期間のみ保育が必要な児童を受け入れる長期休業期間限定学童保育所を開設するなど、学童保育サービスの拡充を行いました。

また、主に乳幼児期の親子交流や相談を行う地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）や、放課後や週末（土曜日）にこどもの体験・交流活動や学習支援を行う放課後子ども教室（くまとり元気広場）は、令和2年度から令和4年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少しましたが、令和5年度から令和6年度にかけて、戻りつつある状況です。

子ども食堂は、住民提案協働事業として、平成29年度に南小学校区、令和4年度に中央小学校区、令和6年度に西小学校区で開設され、食事の提供だけでなく、会食を通じて、参加者同士、参加者と地域の方がつながる機会にもなっています。

さらに、令和6年5月には、不登校の児童・生徒の支援を行う教育支援センターが開設され、一人ひとりに応じた支援や相談、学習活動や体験活動など、社会的な自立を支援するプログラムを実施し、不登校児童等の居場所づくりを進めています。

◎課題

■学童保育の施設整備や職員の確保

放課後児童健全育成事業（学童保育事業）については、校区によってややばらつきはあるものの、全体としては、第2期計画の見込みを超えて保育需要が高まっています。

そのため、多くのクラブにおいて条例の基準を満たせていない状況となっており、既存施設の有効活用や新たな施設整備も含めた対策を検討し、実行していく必要があります。

また、クラブ数の増加や長期休業期間中の対応のため、支援員の人員確保が課題となっています。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.129 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）」「施策No.130 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）施設・設備の整備」

◎課題

■地域子育て支援団体のスタッフの確保

地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）、放課後子ども教室（くまとり元気広場）、子ども食堂については、継続的かつ安定した事業実施のため、運営スタッフの確保が課題となっています。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.148 地域子育て支援拠点事業」「施策No.166 放課後子ども教室（くまとり元気広場）」
「施策No.167 子ども食堂の推進」

◎課題

■教育支援センターの充実

教育支援センターについては、児童・生徒が、学校や家庭以外に安心して過ごすことができる場、学校以外に学習保障ができる場となるよう、開設日数の増加やプログラムの充実が必要です。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.165 不登校などのこどもの居場所づくり事業」

(3) 多様な保育サービスの充実

●評価

子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを促進するため、町立と民間の保育施設等が連携・協力し、長時間保育を行う延長保育や、父母等が休日に就労しているなどの理由により保育が必要な児童に対する休日保育、突発的な事情や社会参加などのため、一時的に家庭での保育が困難になった児童に対する一時預かり、民間医療機関への委託による病氣中または病氣からの回復途中の児童を預かり看護師等が保育を行う病児・病後児保育などを実施しました。

また、こどもたちの多様性を尊重し、全てのこどもが共に学び成長する環境を提供するインクルーシブ保育を推進するため、配慮が必要なこどもに保育士を加配し、個別に計画を立てて支援を行い、医療的ケアが不可欠なこどもについても受入れ態勢を整えたほか、外国につながるこどもに対して家庭の状況に応じた支援を行うなど、保育施設において全てのこどもが個々に必要な支援を受けられるよう努めました。

さらに、より安全・安心な保育環境を整えるため、保育士に対する研修を充実させるとともに、町立・民間の保育士が参加し、保育に関する様々な分野の研鑽を行う各種保育所部会を設置し、保育士の資質の向上を図ったほか、町立保育所ではICT（保育業務支援システム）を導入し、保育士がこどもと向き合う時間を増やすことで保育の質の向上を図り、不審者侵入の未然防止やこどもの見守りを補完するカメラを設置することで、保育環境の安全性の向上を図りました。

加えて、父母等の負担軽減等を図るため、使用済み紙おむつの保育所での処分を開始したほか、子育て世帯への経済的支援として、小学校就学前の範囲内で第2子保育料を無償化し、父母等が安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを推進しました。

◎課題

■保育士の人材確保・育成

保育の現場では父母等からのニーズが複雑化・多様化しており、これらに対応していくため、保育士の人材確保が困難な状況となっています。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.121 人材の育成と確保」

◎課題

■休日保育・延長保育の在り方の検討や担い手不足の解消

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育の利用者が少ない状況であっても開設時間中は必要な保育士を配置しなければならず、財政面の負担や人材確保が厳しい状況となっています。

また、休日保育に従事する保育士の安定的な確保や財政面の負担が課題となっています。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.116 延長保育（時間外保育）」「施策No.117 休日保育」「施策No.121 人材の育成と確保」

(4) 障がい児への支援

●評価

幼少期からこども一人ひとりの成長や発達に配慮し、療育が必要なこどもに対して適切な支援が行き届くように、母子保健部門と連携を取りながら、療育、障がい児保育の拠点として、すこやか一むの充実を図ってきました。すこやか一むでは、専門職のアドバイスを基に個々の成長発達に応じた療育を行い、父母等の育児不安の軽減を行ってきました。

保育所や幼稚園においても、専門職による巡回相談を実施し、保育士の加配を進めるなど、様々な個性や成長発達に応じた日々の保育を積み重ねられるよう、インクルーシブ保育の実践を図ってきました。さらに、在園中や就園、就学に際しては、きずなシート（個別的教育支援計画）を作成し、こどもの成長に応じた切れ目のない支援を行っています。

また、子ども相談ネットワーク会議における障がい実務者会議では、障がいの早期発見、早期療育、インクルーシブ保育や支援教育の実施、福祉サービスの活用、医療的ケア児支援など、配慮が必要な児童のライフステージに合わせた支援について、関係機関で総合的な支援に取り組んできました。

◎課題

■療育における父母等への寄り添い支援

療育が必要な幼児においても、父母等の気持ちや家庭状況により、療育利用につながらない場合もあることから、父母等の気持ちに寄り添った丁寧な説明を行い、理解、促進に努めることが重要です。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.27 療育拠点機能の充実」

◎課題

■インクルーシブ保育の推進やきずなシートの活用

インクルーシブ保育の理念のもと、父母等が希望する保育施設への受入れが実践されるよう、各保育所での受入体制の充実が求められる中、入所及び転所や就学などの際に、個別支援の取組がスムーズに引き継がれるよう、きずなシートの活用や連携強化が課題となっています。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.28 きずなシートの作成と連携の強化」「施策No.35 インクルーシブ保育」

(5) 子ども青少年の社会的養護

●評価

こどもの虐待、養護、障がい、不登校、いじめなどについて相談援助を行うスクールソーシャルワーカーを、令和5年度より町立小・中学校全校に配置しました。子育て支援課内に設置した「こども支援センター」においては、中学校区ごとに児童相談員を配置するとともに、指導的役割を担うスーパーバイザーを置き、困難ケースへの対応力の強化を行いました。

また、福祉の総合相談窓口であるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）については、複雑化、複合化する支援ニーズに対応するため、令和5年度より4人に増員し、相談者の属性、世代、相談内容に関わらない包括的な相談支援体制の充実を図りました。

また、こどもの権利を守るため、地域社会や行政が果たすべき役割を定めた、「子どもの権利に関する条例」を令和4年4月に施行しました。条例の制定にあたっては、子ども・子育て会議に条例検討部会を設置し、小・中学生アンケートや学生オブザーバーも交え、協働・当事者性を大切にしたプロセスで進めました。条例に定める「子どもの権利月間」である11月には、小・中学校へのリーフレットの配布をはじめ、講演会の実施等様々な啓発活動を行ってきました。

◎課題

■こどもの貧困・ヤングケアラーへの支援

こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、こどもの不登校や自殺、虐待、いじめ、さらには、家族の介護や家事に追われているヤングケアラーや、こどもの貧困についての支援も課題となっています。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.17 スクールソーシャルワーカー活用事業」「施策No.40 ヤングケアラーの早期発見と支援」「施策No.146 子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」

◎課題

■こどもの権利の保障

全てのこどもに対し、こどもの権利保障の視点を大切にしながら、専門的、長期的な視点で、課題全体を捉えて関わっていくことが重要であるため、こども・子育て支援に関する部署、専門機関がこれまで以上に連携を密にし、協力して支援を行う必要があります。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.41 こどもの権利の保障」

(6) 子ども青少年の心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

●評価

個を生かす教育の充実として町立全小・中学校に加配教員を配置し、指導方法の工夫改善を行いながら個に応じた学習支援に取り組んできました。さらには、放課後に担当者会を実施し、各校で取り組んでいる実践の共有も行うほか、地域人材を活用し、体験活動も取り入れながらキャリア教育の充実に努めてきました。

また、支援を要する児童・生徒の教育については、一人ひとりの個性や能力、障がいの程度や状況などの把握に努め、適切な学習カリキュラムの整備に取り組むとともに、支援学校との連携や介助員の配置、教職員研修等を通じて、児童・生徒の特性と能力に応じた支援教育の充実に努めました。

加えて、全小・中学校に学校図書館司書を配置し、児童・生徒の読書活動の充実と学校図書館の機能改善を進めてきたほか、外国語指導助手（ALT）を小・中学校に配置し、英語教育の充実に取り組むとともに、学習支援ボランティアを全ての学校に配置することで、学習支援を行ってきました。

児童・生徒の健全育成としては、公認心理師、臨床心理士、教育相談コーディネーター、さらには、全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の悩みや不安に寄り添った支援を行ってきました。

このほか、親と子がコミュニケーションを取る大切さを伝える方法として、絵本の活用を案内するブックスタートを地域団体と関係機関が連携し実施するとともに、絵本やわらべうた、音楽を通して子育てを支援する事業を展開してきました。

◎課題

■個を生かす教育の充実

一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えられるよう、通常の学級や通級による指導、支援学級が連携し、連続性のある多様な学びの場の充実に図るとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランス良く行い、こどもの学びの充実に図る必要があります。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.1 個に応じた教育の充実」

◎課題

■地域の人材・地域団体との連携強化

多様な価値観や新たな知見に触れる機会を充実させるため、外国語指導助手（ALT）や学習支援ボランティア、学校図書館司書など、学校に配置されている人材や地域人材を活用し、児童・生徒の豊かな心を育む様々な取組を行っていく必要があります。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.5 学校における図書館教育・読書指導の充実」「施策No.6 国際理解教育の充実」「施策No.14 学校における地域人材の活用」

◎課題

■児童・生徒の悩み・不安への支援

アンケート結果より児童・生徒が抱える不安や悩み等の課題が複雑化しているため、心理の専門家をはじめとして関係機関と連携し、児童・生徒、また、その親からの悩み等に対応していく必要があります。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.17 スクールソーシャルワーカー活用事業」「施策No.18 生徒指導体制の充実」

(7) 子ども青少年の社会参画への芽生えのための支援

●評価

子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）において、関係機関が集まって情報共有を行い、支援を必要とする要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見と適切な対応に取り組むとともに、所属機関への定期的な巡回訪問やモニタリングを行い、こどもとその家庭について、適宜、状況把握に努めてきました。

また、地域の支え合いによって子育て家庭の負担を軽減するファミリー・サポート・センター事業については、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結び、生活場面において子育て支援活動を進めるとともに、就学前児童のいる家庭には、研修を受けたボランティアが訪問し、家事や育児を共に行うホームスタート事業に取り組んできました。

教育現場においては、学校協議会を開催し、地域住民と連携しながら、開かれた学校づくりに努めてきたほか、里山体験などの自然体験や環境センターの見学、福祉施設の見学など環境教育や福祉教育の充実にも取り組むとともに、各中学校の部活動へ外部指導者を派遣し、学校と地域における協働を進めてきました。

このほか、毎月8日を「こども安全デー」と定め、子ども見まもり隊や安全パトロール隊などの声かけやあいさつなどを通して、学校と地域が連携して登下校時の見守り活動を行ってきました。

◎課題

■切れ目のない支援や地域とのつながりの強化

こどもを取り巻く様々な環境の変化から、これまで以上に母子保健機能と児童福祉機能が連携し、個々のケースに応じた支援をするとともに、こどもの成長に応じて切れ目のない支援を行うことが課題です。さらに、子育て支援については、SOSを出せる場や地域とつながることができる場を積極的に情報提供するとともに、恒常的に支える体制づくりが必要となっています。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.52 こども家庭センター（名称：こども支援センター）の運営」「施策No.148 地域子育て支援拠点事業」

◎課題

■地域に開かれた学校づくりの推進、ボランティアの高齢化

こどもの学びの充実のため、様々な活動を通して地域と協働し、地域と共に学校づくりを推進する必要があります。部活動支援事業については、部活動においてより専門的な指導ができる人材が不足しているほか、こどもの安全を見守るボランティア団体等の高齢化・なり手不足が課題となっています。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.158 部活動支援事業」「施策No.161 学校と地域との連携」「施策No.162 地域教育協議会の実施」「施策No.169 子ども見まもり隊の実施」

（８）子ども青少年の安全の確保

●評価

こども自身が虐待、誘拐など様々な暴力から身を守る力を身につけるための予防教育プログラム（CAPプログラム）のほか、避難訓練や不審者侵入対応訓練、交通安全対応教育を実施するとともに、学校防犯システムにより校門のセンサーと連動した防犯カメラを設置し、学校における安全対策の強化に努めてきました。

さらに、警察等関係機関と連携し、通学路、校区内の見守り活動、パトロールを実施し、こどもの安全確保に取り組んできました。

町内基盤整備としては、道路などにおける事故防止のため、転落防止策やガードレールなどの安全施設を計画的に整備したほか、通学路及び歩行者の多数発生する道路に歩道を設置するとともに、車椅子利用者や視覚障がい者が通行しやすい歩道の整備を進めてきました。

防犯上の取組としては、自治会と調整しながら、定期的に剪定を行い、公園の安全性の確保に努めてきたほか、警察と連携の上、自治会と協議しながら効果の高い箇所への防犯カメラの設置に取り組んできました。

◎課題

■地域の見守り強化

こどもたちの安全対策に関しては、地域ぐるみでこどもを見守るといった環境が減少しているため、交通事故や犯罪または災害などからこどもを守る、地域における安全対策の強化が課題となっています。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.169 子ども見まもり隊の実施」「施策No.171 安全パトロールの実施」「施策No.172 通学路などにおける見守り活動の実施」「施策No.174 学校における安全対策及び安全指導の実施」

◎課題

■道路・公園等施設の適切な管理

ニーズ調査結果より、通学路の歩道や柵の整備、防犯カメラの設置などの要望があることから、道路などにおける事故を防止するため、施設の維持管理を適切に行っていく必要があるほか、既設の防犯カメラの更新を行う一方、自治会等と協議の上、効果の高い箇所への防犯カメラの設置を検討し、こどもの安全を守ることが必要です。

課題に対する今後の主な取組

「施策No.175 公園における安全対策」「施策No.179 防犯カメラの適切な運用」「施策No.183 道路における交通安全施設の整備」「施策No.185 歩行者通行帯の整備」



第5章 基本理念と施策体系

1 基本理念

多様な「こども・若者の育ち」や「暮らし」を認め合い、
支え合う、対話的まちづくり

第2期計画では、「子どもの最善の利益」、「子どもと親の育ち」、「住民協働」といった視点で、こどもにとって何が大切で、何が必要かを意識しながら、関係機関同士の「対話的」まちづくりを進めることで、子育てに関する喜びが共有され、こどもを産みたい・育てたいと思えるまち、さらには、愛着や誇りの持てるまちづくりを推進してきました。

しかしながら、少子高齢化や核家族化は依然として進行しており、共働き世帯、ひとり親世帯の増加に伴い、家庭においてこどもを見守る目が十分ではない状況になっており、育児と仕事の両立など、余裕のない環境の中、子育てへの不安や負担が増しています。また、社会全体でIT・デジタル化が進み、利便性が高くなる一方、デジタル機器への依存が強くなっており、それに伴う生活習慣の乱れや対面によるコミュニケーションの減少、こども・若者の人とやりとりする力の低下が懸念されています。

さらに、家族の形態やライフスタイル、価値観が多様化する中、児童相談についてもより一人ひとりの状況に寄り添った対応が必要となっており、「(第1期－第2期)計画」から受け継いできた理念に沿った取組が今後必要となっています。

本計画では、こどもから若者まで「一人ひとりを権利の主体」として、「自分らしく生きる」ことができ、その育ちについて「地域全体で支え」、「切れ目なく支援する」視点で、ライフステージに合わせて支えていくとともに、地域の関係団体等と連携しながら、こども・若者が将来に向けて自立した存在として、安全・安心な環境のもと、他者との関わりを通じて経験を育むことができるまちづくりを目指します。

2 計画の体系

<基本理念>

多様な「こども・若者の育ち」や「暮らし」を認め合い、
支え合う、対話的まちづくり



<基本理念を実現するための4つの視点>

- ①こども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考える
- ②こども・若者が家庭の状況に左右されることなく、自分らしく生きることができるよう支援する
- ③家庭、地域、行政、関係機関等が“協働”し、地域全体でこども・若者の育ち、親の育ちを支える
- ④妊娠期から若者期にわたる多様な取組をライフステージに応じて切れ目なく推進する



<基本理念を実現する施策の展開>

こども・若者	1 健やかな成長を支える教育環境の整備 2 配慮が必要なこども・若者への支援 3 こども・若者の社会参画・自立のための支援
子育て家庭	4 安心して生み育て、こどもが健やかに育つための支援 5 多様な保育サービスの充実 6 支援を必要とする家庭への援助
地域社会	7 地域における子育て支援 8 安全・安心なまちづくり



<具体的な施策は第6章へ>

3 基本理念を実現するための4つの視点

「基本理念」を踏まえ、次の4つの視点から本計画の各種施策を展開します。

①こども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考える

こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障するため、こども・若者の最善の利益を第一に考え、支援を行います。こどもや若者が自分の意見を持ち、社会に参加できるよう、意見を持つための環境や意見を表明する機会を提供するよう努めます。

②こども・若者が家庭の状況に左右されることなく、自分らしく生きることができるよう支援する

困難な状況にあるこども・若者や家庭に対して、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援を行います。

また、こども・若者が、人格と個性を尊重されながら成長する中で、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で、自分らしく社会生活を営むことができるよう支援します。

③家庭、地域、行政、関係機関等が“協働”し、地域全体でこども・若者の育ち、親の育ちを支える

こども・若者に関わる関係機関等が交流を通じて、機関ごとの違いや特色を認め合い、“協働”して、地域全体で課題の解決に取り組みます。連携を密にするため、情報共有や意見交換の場を大切にし、熊取町らしい協働体制を一層強化するための取組を進めます。

④妊娠期から若者期にわたる多様な取組をライフステージに応じて切れ目なく推進する

「子育て」とは、妊娠期から始まり、乳幼児期の後も学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものと認識し、こども・若者、子育て家庭に対する支援が、特定の年齢で途切れることがないように切れ目なく支援を行います。

第6章 基本理念を実現する施策の展開

こども・若者

1 健やかな成長を支える教育環境の整備

こども・若者が豊かな感性を育み様々な体験の場を通して自分らしく生きられるよう、一人ひとりの学びの機会を充実するとともに、図書館や学校図書館などで成長に応じた本や生き方の参考となるような本との出会いの提供を通して、こどもの健やかな成長を支える基盤となる環境づくりを推進します。

(※)・・・地域子ども・子育て支援事業（地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業）

(◎)・・・こどもの貧困対策計画

(★)・・・子ども・若者計画

(1) 学習機会の充実

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	主担課等
1	個に応じた教育の充実	個に応じた学習を展開するため、少人数習熟度別指導など指導方法の工夫改善に努める。担当者会を定期的開催し、各校において個に応じた学習を効果的に進める。インターンシップ事業及び学習支援ボランティア事業として、教員を目指す大学生等を小・中学校に配置し、授業補助及び児童・生徒の学習支援活動を行うとともに、将来の人材育成を図る。	学校教育課
2	支援教育の充実	支援教育コーディネーターを育成し、コーディネーターを核とした組織的な校内支援体制の充実を目指す。一人ひとりの教育的ニーズを的確につかみ、社会参加と自立を目指す適切なカリキュラムを整備する。支援学校とも連携し、指導に生かすための研究を推進する。	学校教育課
3	体験活動の充実	発達段階に応じた体験活動を通じて、自分と他者との関係や自己の生き方について考えようとする態度を養う。	学校教育課
4	キャリア教育の充実	児童・生徒一人ひとりが勤労観を育てる教育を発達段階に応じて系統的に展開する。中学校区別に発達段階に応じたキャリア教育全体指導計画を適宜更新していく。	学校教育課
5	学校における図書館教育・読書指導の充実	全小・中学校に学校図書館司書と司書教諭を配置し、児童・生徒の読書活動の充実を図るとともに、こどもの豊かな心の育成に努める。	学校教育課
6	国際理解教育の充実	外国語指導助手（ALT）を活用しながら、英語教育の充実を図るとともに、地域の外国人との交流を通じて、外国の文化に触れ、お互いの違いを理解し、共に生きていこうとする態度を養う。	学校教育課

No.		事業名	事業内容	主担課等
7		文化活動の充実	各小学校においては、校内作品展や学習発表会の開催、各中学校においては、全校生徒の協力によるビッグアートの制作や文化祭での演劇活動や運動会での表現活動などを通じて、仲間づくりを進め、学校や地域を愛する心を養う。	学校教育課
8		情報教育の推進	学習の基盤となる情報活用能力を育むための情報教育を推進し、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を養う。	学校教育課
9		人権教育の充実	人権問題、ジェンダー平等、障がい者理解、平和学習などの様々な人権教育を積極的に推進し、差別をしない、許さない実践力を身につけた児童・生徒の育成に努める。人権学習の成果を地域にも発信し、更なる人権教育の充実に努める。	学校教育課
10		豊かな心を育む教育の充実	全ての教育活動を通じて、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成し、よりよく生きるための道徳教育の充実に努める。	学校教育課
11		学校における食育の充実	計画的な学校給食調理用施設・設備の充実・更新を進め、衛生管理に努めるとともに、児童・生徒が望ましい食習慣を身につけるため、健康3原則を徹底し、自らの生活習慣の改善を図るよう指導に努める。	学校教育課
12		ふれあい教室（小・中学生への性（生）教育）	小・中学校に保健師が出向き、赤ちゃん人形の抱っこやおむつ交換など体験交流型の授業を行う。	子育て支援課
13		国際交流の推進	本町の姉妹都市であるオーストラリア・ミルデューラ市との青少年相互派遣事業等を通じて、青少年の国際感覚の醸成と次代を担う人材育成を推進する。	企画財政経営課
14		学校における地域人材の活用	ゲストティーチャーに地域の人々を迎えるなど、学校におけるこどもの調べ学習や体験活動の推進に努める。	学校教育課
15		児童・生徒の健全育成	スポーツ少年団の活動をはじめ、運動やスポーツを通じた仲間との集団行動や地域とのつながりを経験することで、豊かな心を育み、こどもたちの健全育成に努める。	生涯学習推進課
16	★	こども・若者向け講座の充実	こどもや若者向け講座を企画・実施し、学習活動を通じて、こどもの健全育成に努める。	生涯学習推進課

(2) 学校における相談支援体制の充実**【主な取組】**

No.		事業名	事業内容	主担課等
17	◎	スクールソーシャルワーカー活用事業	町立全小・中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、こどもの虐待、養護、障がい、不登校、いじめなどについて、関係機関とも連携しながら相談援助を行う。	学校教育課
18		生徒指導体制の充実	全児童・生徒の健全育成を図るため、チーム学校で児童・生徒支援を行うとともに、カウンセリングや相談窓口体制の充実、多様な支援・対策を講じる。課題を抱える児童・生徒の把握に努め、関係機関とも連携しながら支援を行う。	学校教育課

(3) 学習環境の整備**【主な取組】**

No.		事業名	事業内容	主担課等
19		学校図書館環境整備事業	児童・生徒が楽しんで意欲的に読書し、また、自主学习・問題解決学習に取り組む場として、学校図書館を機能させるため、学校図書館の環境整備を関係機関と連携しながら行う。	学校教育課
20	★	社会教育施設の活用の推進	こどもの育ちや親の子育てを支援する拠点として、また、若者の学習支援の拠点としてかむかむプラザや町立図書館をはじめとする社会教育施設の活用を推進する。	生涯学習推進課 図書館

(4) 図書館事業・読書活動の充実**【主な取組】**

No.		事業名	事業内容	主担課等
21	★	年齢に応じた図書館での行事の開催	こどもの年齢や成長段階、ライフステージ等に合わせた行事を開催する。	図書館
22	★	こどもの本のコーナーやYA（ヤングアダルト）コーナーの蔵書の充実	こどもの年齢や興味・関心に応じた展示や、テーマ別の本棚の設置など、本の配置を工夫するとともに、蔵書の充実に努める。	図書館
23	★	若者が自分らしく社会生活を送るための情報提供や蔵書の充実	若者が自分らしく生き、自分らしい社会生活を送れるよう、資格取得や就職に関する本を集めたコーナーを充実するとともに、生き方など多様な情報提供に努める。	図書館
24		保育施設等への支援	絵本がもっと身近になるように、団体貸出や「絵本こぐま便」の利用を推進し読書環境を整える。また、保護者にも絵本の大切さが理解され、家庭での絵本等の読み聞かせにつながる方策を保育施設等と連携して取り組む。	図書館

No.		事業名	事業内容	主担課等
25		学校図書館への支援	児童・生徒の学びや読書意欲を支えるため、学校図書館と町立図書館が連携を図り、授業に必要な資料の貸出や、こどものリクエストに応えるなどの支援を行う。	図書館
26		子ども読書活動推進計画に基づく取組の推進	町内の全てのこどもが読書に親しむ機会を持てるよう、十分な読書環境を整えるため、「熊取町第4次子ども読書活動推進計画」に基づき、関係部局、関係団体との連携により、こどもの読書活動を推進する。	図書館



外国語指導助手（ALT）による授業



こども・若者向け講座（家族ふれ愛講座）

こども・若者

2 配慮が必要なこども・若者への支援

配慮が必要なこども・若者に対して、一人ひとりの成長や特性に配慮し、健やかかつ社会的に自立した生活を送るための支援が行き届くように体制を整備します。

(1) 特に配慮を必要とするこども・若者への支援

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	主担課等
27	療育拠点機能の充実	療育・障がい児保育の支援拠点としての「すこやかーむ」の充実を図る。保育士、幼稚園教諭や保護者を対象とした子育て相談員による勉強会や、保育所等への専門職による巡回相談等により、一人ひとりのこどもの障がいや特性を踏まえた質の高いインクルーシブ保育の実施を目指す。	子育て支援課
28	きずなシートの作成と連携の強化	個別配慮の必要なこどもの就園や就学に際し、保護者と共に「きずなシート（個別的教育支援計画）」を作成し、個々のニーズの把握、切れ目ない支援を行うとともに、申し送りにより保育施設、幼稚園、学校の連携を強化する。	子育て支援課
29	すこやか（療育事業）	療育援助の必要なこどもとその保護者を対象に療育事業を実施する。専門職の指導を受けながら、こどもの発達と自立助長を図るため、生活リズムの大切さを伝え、適切な遊び等の提供を行う。また、保護者に対して子育て相談員による勉強会や育児相談を行うとともに、専門職からこどもの発達についてアドバイスを行う。	子育て支援課
30	おやこ教室	育児不安を抱える親や、発達面において支援を必要とするこどもとその保護者を対象に教室を実施する。遊びを通して母子関係を深めながら、こどもの成長・発達を促していく。また、親同士の交流を図り、仲間づくりや育児不安の軽減に取り組む。	子育て支援課
31	障がい児保育等の保育の充実	障がいや発達の遅れ等により個別配慮の必要なこどもに、それぞれの状況に応じて必要な支援を行う等により、保育施設での集団生活の中で社会性を養うことができるように努める。	保育課
32	外国につながるこどもへの保育の配慮	外国につながるこどもが保育施設等で円滑な集団生活を送ることができるよう、こどもと保護者に異なる言語、文化、習慣等に対して社会資源の活用やボランティアの協力、調整など必要な支援につなげるよう努める。	保育課
33	子ども相談ネットワーク会議（障がい実務者会議）の運営	障がいの早期発見・早期療育、インクルーシブ保育や支援教育の実施、福祉サービスの活用など、障がい児のライフステージに合わせた支援に関する様々な課題を総合的に検討し、企画・立案する場として部会を開催する。	子育て支援課

No.		事業名	事業内容	主担課等
34		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町医療的ケア児等連絡会）の設置	医療的ケア児とその家族がより健やかに在宅生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・教育・その他の関係機関と意見交換、情報共有の会議を定期的に実施している。今後も地域において必要な支援を円滑に受けることができる体制づくりに努める。	障がい福祉課
35		インクルーシブ保育	全てのこどもが個々に必要な支援を受けながら、みんなが同じ場で保育を受けるというインクルーシブ保育の理念のもと、こども一人ひとりの個性や発達状況などを的確に把握し、配慮の必要なこどもの受入体制を充実させるとともに、加配保育士を確保し、個別に適切な保育を実施する。 また、医療的ケア児の受入れにも柔軟に対応するとともに、おもちゃや遊具を購入・更新する際には、インクルーシブな視点で行っていく。	保育課
36		保育施設等心理巡回	保育施設等に発達相談員などが巡回し、個別支援を必要とするこどもと保護者や、保育士に対して助言を行う。	子育て支援課
37		障がい児通所支援等の円滑な実施	対象児の障がいの状況や発達の過程・特性等に十分配慮し、障がい児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスに関する周知と適正な支給決定を行う。 また、大阪府発達障がい児療育拠点における個別プログラムによる療育や児童発達支援センターの支援が必要な障がい児の利用体制を維持するため、運営費の一部について補助を行う。	障がい福祉課
38	★	図書館利用に支援が必要なこども・若者への読書環境の整備	障がいのあるこども・若者の図書館利用を促進し、日本語を母語としないこどもや本を手にする機会がない親子・若者に向けて、一人ひとりの状況に合わせた多様な資料を提供し、関係部局や団体との連携により、団体貸出や出前講座などの支援を行う。	図書館
39		障がいのある児童のレクリエーション	障がいのある児童と保護者が、学生ボランティアの協力のもと、仲間と一緒に楽しむレクリエーションを実施する。	社会福祉協議会
40		ヤングケアラーの早期発見と支援	家族の介護や家事に追われているヤングケアラーの早期発見や支援につなげられるよう、学校との連携を図るとともに、ケアマネジャーへの研修会を開催するなど、関係機関と連携しながら対応を行う。	子育て支援課 介護保険課 学校教育課

こども・若者

3 こども・若者の社会参画・自立のための支援

こども・若者が健やかに成長し社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者と協働しながら社会を担うことができるよう、様々な機会を提供します。

(1) 社会参加への支援

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
41		子どもの権利の保障	子どもの権利を保障するため、意見を表明できる環境づくりと機運醸成に努めるとともに、子どもの権利に関する条例について、より多くの方に関心や理解を深めてもらえるよう、子どもの権利月間等における啓発活動や取組内容の充実を図る。	子育て支援課
42	★	若者世代に向けた情報発信	ホームページなどの行政からの情報だけでなく、プッシュ型のSNSを活用し、住民と行政の双方向のコミュニケーションを通じた情報発信を行う。また、広報くまとりにも若者世代に向けた特集記事の掲載に取り組む。	広報戦略課
43	★	若者の期日前投票立会人	若い世代の政治や選挙に関する関心を深めることを目的とし、18歳から29歳の若者を対象に募集を行う。	総務課
44	★	選挙出前授業・模擬投票イベント	将来の有権者であるこどもや若者が政治や選挙に関する関心を深めることを目的とし、町内の小・中学校等や町主催イベントにおいて、選挙の体験型プログラムを実施する。	総務課
45	★	消費者教育の推進	町立小学校の5年生と町立中学校の1年生を対象とした出前講座や連続ミニ講座、依頼のあった地域や団体向けの出前講座など各種講座を通して、スマートフォンによるトラブル未然防止など、被害に遭わないための消費者教育を推進する。	産業振興課
46	★	創業支援の推進	創業意欲のある若者に対し、産業活性化基金を活用して創業支援を補助することで、開業時の資金負担を軽減し、新規開業の促進に取り組む。	産業振興課
47	★	就労支援の推進	障がい者、ひとり親家庭の親、若者などの就労困難者を対象に就労相談を実施することで、就労阻害要因の克服や就労意欲の助長を図り、就労支援につなげていく。	産業振興課
48	★	ひきこもり支援ふらっとルーム	ひきこもり状態の本人や家族が安心して出かけられる「居場所」づくりを促進し、必要な支援を必要な時期に届けられることができるよう、相談体制の充実を図る。	社会福祉協議会

(2) 地域での様々な体験活動の推進

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
49		福祉・環境教育の充実	福祉施設の見学、高齢者との交流や介護の体験、里山体験や自然体験などを通じて、地域の福祉問題や環境問題について学び、ボランティア活動に進んで取り組もうとする態度を養う。	学校教育課
50		世代間交流事業	高齢者と子どもたちが昔遊びなどの催しを通して交流を行う。	社会福祉協議会
51		ボランティア体験プログラム	夏休み期間中、こどもから大人まで、だれもがボランティア活動のプログラムに参加し、様々な人々とのふれあいの中から、自分以外の他者や社会について関心と共感を持ち、「ともに生きる」豊かな心を学び、福祉へ理解を深めることを目的とし、実施する。	社会福祉協議会



子どもの権利についてのワークショップ



熊取町社会福祉協議会による世代間交流事業

子育て家庭

4 安心して生み育て、こどもが健やかに育つための支援

妊娠期から子育て期にわたる健康診査や保健指導などの母子保健に関する事業や、子ども医療費の助成、専門職による相談事業や訪問事業などを通して、こどもと親の健康を切れ目なく支援します。

また、子育てに関する学習会・交流事業・各種講座などを通して、地域における子育て家庭同士の交流や学びを促進し、次代を担うこどものいる家庭への支援を行います。

さらに、妊産婦の急変やこどもの急病時などに対応できるよう、広域連携による救急医療体制を整えるほか、児童を一時的に養育できない状態になった場合に児童を預かる事業を提供します。

(1) 安心して生み育てられる環境の整備

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
52	※	こども家庭センター（名称：こども支援センター）の運営	母子保健機能（すくすくステーション＝利用者支援事業）（※）と児童福祉機能を統合した「こども家庭センター（こども支援センター）」において、支援を要するこども等へのサポートプランに基づき、出産前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	子育て支援課
53		母子健康手帳交付	届出のあった妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する健康記録として交付する。交付時には、保健師による全数面接を行い、地区担当保健師を紹介し相談窓口であることを伝えるとともに、すくすくサポートプラン（個別支援計画）を作成し、若年妊婦などハイリスクケースの早期把握・支援を行う。	子育て支援課
54		父子健康手帳・まご育て応援手帳の配布	母子健康手帳の届出があった妊婦の配偶者や祖父などに対し、父子健康手帳やまご育て応援手帳を配布し、協力して育児を楽しめるよう、妊婦・育児への理解や教室等への参加を促す。	子育て支援課
55		不妊・不育治療への支援	不妊・不育の治療にかかる費用に対して助成を行うほか、不妊・不育相談機関の情報を提供するなど、不妊・不育に悩む方への支援を行う。	子育て支援課
56	※	妊婦健康診査（※）・妊婦歯科健康診査・産婦健康診査	妊婦健康診査に加え、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査にかかる費用について助成を行う。	子育て支援課
57		妊産婦への保健指導・サポート	ハイリスク妊婦（予定せぬ妊娠や若年妊婦など）に対し、訪問指導や相談を継続する。また、産婦健康診査時には、エジンバラ産後うつ問診票による問診を実施し、産後うつ病の予防・早期支援に努めるほか、必要に応じて出産後の支援体制の充実に努める。	子育て支援課

No.		事業名	事業内容	主担課等
58		プレママ教室	妊婦とそのパートナーを対象に、保健師・助産師・管理栄養士が沐浴指導及び栄養指導、妊婦同士の交流を実施し、安心して出産を迎えられるよう支援を行う。	子育て支援課
59	※	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出時、出生届出時の保健師面談に加え、助産師による妊娠8か月頃の電話及び訪問などにより、妊産婦等に対する相談・支援の強化を図る。また、その一環として「くまっ子ギフト」(出生届出時のスタイセット、8か月児訪問のタオルセット)を手渡しにより配布する。	子育て支援課
60		妊婦のための支援給付	妊娠届出時、出生届出時に妊産婦と面談及び各5万円の支給を行い、身体的・精神的・経済的負担の軽減のための総合的な支援を行う。	子育て支援課
61		低出生体重児届出	届出のあった方に対し、全数面接を行い、母子の状況の確認と、担当保健師の訪問などの支援を行う。	子育て支援課
62		新生児聴覚検査・乳児一般健康診査・乳児後期健康診査	主に乳児の1か月健診と9か月から1歳未満(後期)に対する乳幼児健診に加え、新生児に対する聴覚スクリーニング検査にかかる費用について助成を行う。結果通知を受け、必要に応じて乳児の保護者に相談や支援を行う。	子育て支援課
63		乳幼児健康診査(4か月児健診、1歳7か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診)	一般健康診査(診察、保健相談、栄養相談など)に加え、(4か月)母乳相談、(1歳7か月)心理相談、歯科予防事業、(2歳6か月)歯科予防事業、(3歳6か月)心理相談、歯科予防事業、視聴覚健診、尿検査を実施する。親子の愛着形成や生活習慣の確立、虐待予防などの視点を持ち合わせながら、成長段階に応じた子育て相談を行う。乳幼児健診デジタル問診票を活用し、健診結果をアプリで確認することができるなど、保護者の利便性の向上を図る。	子育て支援課
64		経過観察健診(児童相談)	経過観察が必要なこども(発育・発達・疾病など)への健診・相談を行うとともに、こどもの健全な成長を促すために、特性に応じた適切なアドバイスを行う。	子育て支援課
65		精密健康診査	乳幼児健康診査にて精密健康診査が必要なこどもに対し、紹介状を交付し、医療機関において必要な検査につなげる。	子育て支援課
66		予防接種	各種予防接種の的確な情報提供及び接種勧奨を行い、接種率の維持向上に努める。	子育て支援課
67		事故防止への啓発	乳幼児に多発する様々な事故の防止について、各種健診を通じてパンフレットの配布などを行い啓発する。	子育て支援課
68		健(検)診の受診勧奨	ハガキやSNSなどを活用し、健診やがん検診、歯科健診等の受診を促すなど、親世代への健康づくりに努める。	健康・いきいき高齢課

No.		事業名	事業内容	主担課等
69	★	こころの健康づくり	関係各課と連携して、小・中学生や大学、妊産婦などに、こころの相談窓口の周知と、メンタルチェックシステム「こころの体温計」の運用と活用促進の周知に努める。また、自殺対策の取組としてゲートキーパーの養成を行う。	健康・いきいき高齢課
70		ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進	住民、事業者へのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両方を充実させることを目指す考え方）の理解促進を図る。	人権・女性活躍推進課 産業振興課 生涯学習推進課



4か月児健診



くまっこギフト

(出生届出時のスタイセット、8か月児訪問のタオルセット)

(2) 訪問・相談事業の充実

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
71	※	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師などが訪問するとともに、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、様々な不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境などの把握に努める。また、育児に関する助言、子育て支援に関する情報提供などを行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。	子育て支援課
72	※	養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問やこどもの育ち相談などから、継続的な訪問相談が必要な家庭に対し、児童福祉司などが訪問し支援を行う。	子育て支援課
73		保健師等による訪問指導	乳幼児健診などにおいて、こどもの発育・発達など継続的な訪問指導が必要な家庭に対し、保健師等が訪問し支援を行う。	子育て支援課
74		育児相談・栄養相談	電話及び窓口にて随時保健師、助産師、栄養士による育児相談を行う。	子育て支援課
75		子育て相談	「つどいの広場（地域子育て支援拠点）」利用者や保育施設等の在籍児童の子育てにおいて、関係機関と連携しながら相談支援を行う。	子育て支援課 保育課
76		すくすく相談	保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による相談、助産師による母乳相談、体重測定、保育士による手遊びなどを行う。	子育て支援課
77		こども家庭相談（総合相談）	こどもの虐待、養護、障がい、不登校、いじめなどについて、児童相談員による相談を行う。	子育て支援課
78		専門相談・教育相談	専門職（公認心理師、教育相談コーディネーター）による専門相談を行う。また、福祉部局の専門職（医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）とも連携し、相談援助を行う。	子育て支援課
79		巡回相談	関係機関と連携しながら、児童相談員、保健師、医師、発達相談員などが、保育施設等や学校を巡回し相談を行う。	子育て支援課
80		保育施設等における子育て支援	保育施設等に入所している児童やその保護者を対象に家庭状況に応じて個別に支援し、必要な場合は関係機関と連携する。	保育課
81		進路選択支援事業	こどもたちの進路選択について、相談活動を行い支援するとともに、情報の提供に努める。	学校教育課
82		重層的支援体制整備事業	各分野・専門職の対応力を高め、支援関係機関同士の連携を円滑にすることで、相談支援体制の充実を図る。	生活福祉課

(3) 子育て家庭をつなぐ支援**【主な取組】**

No.		事業名	事業内容	主担課等
83		地域の乳幼児、保護者等に対する子育て支援（子育てひろば）	乳幼児とその保護者を対象に、園庭開放や保育所体験、子育て相談などを実施する。	保育課
84		子育て支援保育士事業	規定の地域子育て支援事業を実施する民間保育所に対し、事業の運営などにかかる費用について助成を行う。	保育課
85		保育士の講師派遣	福祉委員会や子育てサークルなど地域の依頼に応じ、子育ての仕方やこどもの育ち等に関する勉強会に講師として保育士を派遣する。	保育課
86		子育てサークル支援	町内で活動している子育てサークルに対し、活動場所の提供や学習や交流を通じた親育ちの支援をする。	子育て支援課
87		障がい児をもつ家庭の支援（親の会への支援）	障がい児を持つ親の会（たんぽぽの会）の活動について相談・支援を行う。	子育て支援課
88	★	次世代の人材育成（親や若者の自主活動支援）	親が子育てについて話し合う参加型学習会を開催するほか、学習会を通じた参加者同士の交流を図り、自主活動を支援する。	生涯学習推進課

(4) ふれあい・学び場の提供**【主な取組】**

No.		事業名	事業内容	主担課等
89	★	親支援プログラム（初めての赤ちゃんプログラム）	初めて子育てしている親と子（2～5か月児）を対象に、学びや交流を通して、親自身の気づきや子育てしていく力を引き出す小グループでのプログラムを行う。	子育て支援課
90	★	子育て学習会（にっこり教室・くまちゃん教室）	子育てに関して、生活習慣の大切さなど適切な情報を学ぶ場として、テーマ別に学習会を行う。参加者同士の交流や育児相談を行う。	子育て支援課
91		離乳食講習会	離乳食の栄養指導実演・調理体験・試食を内容とした体験型の講習会を行う。	子育て支援課
92		食育の推進	管理栄養士・保健師が中心となり、関係各課や「熊取町食生活改善推進協議会」など関係団体と連携し、料理教室や各種講座など、食育推進に取り組む。	健康・いきいき高齢課
93		ブックスタート	図書館、子育て支援課、熊取文庫連絡協議会、NPO法人ホームビジット・とんとんが連携し、4か月児健診時に赤ちゃんへの語りかけや親子のふれあいの大切さを伝えるため、個々に絵本の紹介や子育てについての相談などを受け、ブックスタートパック（絵本と行事案内など）を手渡す。	図書館

No.		事業名	事業内容	主担課等
94		乳幼児健診などにおける読書支援	健診の待ち時間に絵本が読めるように、ふれあいセンター内に絵本棚を設置。こどもの年齢に合った絵本の紹介などを掲載したリーフレットを年齢別（出生時、4か月児、1歳7か月児、3歳6か月児）に配布し、家庭において親子で絵本を楽しむふれあいの時間が持てるように、保護者への働きかけを行う。	図書館
95		子育て支援講座	図書館で、ブックスタートのフォローアップ事業として、赤ちゃんとその保護者を対象に、「あかちゃんの時間」、「親子でリトミック」を実施。わらべうたや絵本などを通して、親子のふれあいを楽しんでもらう。また町の子育てアプリ「くまっ子ナビ」や町ホームページを活用した情報発信を行い、親子が気軽に集える場となるように努める。	図書館
96		多世代間交流を図る体験講座の開催	親子や多世代が参加できる体験講座を開催し、参加者同士の交流を図る。	生涯学習推進課



離乳食講習会



ブックスタート

(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減**【主な取組】**

No.		事業名	事業内容	主担課等
97		児童手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育されている方に支給する。	生活福祉課
98		子ども医療費の助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもについて、通院・入院時医療費（食事療養費を含む）を助成する。（要申請）	保険年金課
99		保育料第2子無償化	子育てに係る経済的負担を軽減するため、小学校就学前の範囲で2人目の保育料を無料とする。	保育課
100		紙おむつ使用世帯への一般廃棄物処理手数料の減免	満2歳未満の乳幼児がいる世帯に20リットル用指定袋（申請のあった月から満2歳になる前日までの月数に10を乗じた枚数）を無料配付する。	環境課

(6) 診療体制の整備**【主な取組】**

No.		事業名	事業内容	主担課等
101		二次救急医療体制の整備 （小児救急医療体制の整備）	泉州医療圏（高石市以南8市4町）における小児救急医療支援体制の整備を図る。	健康・いきいき高齢課
102		休日診療体制の整備 （泉州南部初期急病センターへの事務委託）	泉佐野市以南の3市3町で泉州南部初期急病センターを開設し、休日及び夜間における初期救急体制の確保に努める。	健康・いきいき高齢課
103		周産期医療体制の確保 （泉州広域母子医療センター事業への参画）	りんくう総合医療センターを「周産期センター」、市立貝塚病院を「婦人科医療センター」とする「泉州広域母子医療センター事業」に貝塚市以南4市3町が参画し、泉州地域における周産期医療体制の確保に努める。	子育て支援課

(7) 育児・養育支援サービスなどの提供**【主な取組】**

No.		事業名	事業内容	主担課等
104	※	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭など家庭において養育が困難になった場合に一定期間乳幼児を預かる。	子育て支援課
105	※	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	ひとり親家庭などで親の残業などのために恒常的に帰宅が遅くなる場合、児童を夕方から夜にかけて預かり、夕食や入浴を提供する。	子育て支援課
106		産前産後ヘルパー派遣事業	体調不良等のため家事や育児が困難で、親族等から援助が受けられない、妊娠中または出産後1年未満の妊産婦がいる世帯を対象にヘルパー派遣を行う。	子育て支援課

No.		事業名	事業内容	主担課等
107	※	産後ケア事業	産後1年未満で産後ケアを必要とする方を対象に、ショートステイ（宿泊）・デイサービス（日帰り）・アウトリーチ（居宅訪問）型サービスの利用にかかる費用について助成を行う。	子育て支援課
108		ホームスタート事業	就学前のこどもや妊産婦のいる家庭に、研修を受けたボランティアが訪問し、家事や育児を共に行いサポートする。	子育て支援課
109	※	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	おおむね生後2か月から小学校6年生までのこどもの育児援助を受けたい人と援助を行いたい人をネットワークで結び、生活場面において子育てを応援する。	子育て支援課
110		子育てに関する情報の提供	健診、予防接種だけでなく、親子のコミュニケーションの取り方なども含めた、こどもの育ちに必要なこと、子育てに関する様々な情報を、広報、SNS、ホームページのほか、あらゆる媒体（子育てアプリなど）を活用して、広く、分かりやすく提供する。	子育て支援課



ホームスタート事業



ファミリー・サポート・センター事業（協力会員養成講座）

子育て家庭

5 多様な保育サービスの充実

時間外保育や一時預かり事業、病児・病後児保育などの保育ニーズに対応した支援を行うため、地域に根ざした子育て拠点の整備を進めます。

(1) 保育サービスの充実

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
111		子育て支援の拠点としての保育施設運営	こどもの育ちにおける基盤づくりの最も大切な時期である就学前の全てのこどもの育ちと親の子育てを支援する身近な拠点として、保育施設機能を最大限に生かした運営に努める。	保育課
112		公民合同所長・園長会による保育施設運営の拡充	町立保育所と民間保育施設が共に情報共有、連携協力しながら、保育内容や保育施設運営の充実に努め、熊取町全体の保育施設の在り方を考え、町全体の保育の質を高めることを目的に、公民合同所長・園長会を実施する。	保育課
113		保育所部会による保育内容の資質向上	多様化・複雑化するニーズに対応するため、目的別の会議である保育所部会を設置し、各施設で共通する課題の共有・交流を図り保育内容の資質向上に努める。	保育課
114		専門性の向上	「児童福祉」「障がい福祉」「保育」「幼児教育」「学校教育」「生涯学習」「母子保健」など様々なこども関連施策に関する知識を必要とし、求められる技術についても「相談援助」「コーディネート」など多岐にわたる窓口であるため、研修や学習の場を確保し、その専門性の向上に努める。	子育て支援課
115		通常保育	保育が必要な家庭の児童の保育を実施する。	保育課
116	※	延長保育（時間外保育）	公民連携のもと18時以降の保育ニーズを適切に把握しながら必要となる延長（時間外）保育を実施する。	保育課
117		休日保育	就労などにより、休日の保育が必要な家庭を対象に民間園の協力を得ながら実施する。	保育課
118	※	一時預かり事業	保護者や家族が急な外出や病気のために、こどもをみられなくなった際に、一時的に預かる。	保育課
119	※	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	家庭と異なる経験を積むことのできる場所を提供することでこどもの育ちを応援するとともに、子育て家庭の育児負担軽減、孤立化を解消するため、保育要件に該当しなくとも満3歳未満の乳幼児を保育施設等で月一定時間の範囲内で預かる。	保育課
120	※	病児・病後児保育事業	病児・病後児を看護師などが一時的に保育などを行う事業を民間医療機関との連携等により実施する。また、利用者の費用負担軽減にも努める。	保育課

No.		事業名	事業内容	主担課等
121		人材の育成と確保	各保育施設等で共通する課題を把握し、保育及び地域の子育て支援に関する専門性の向上を目的に、保育士を対象とした研修を充実するとともに、幼児教育アドバイザー育成に努める。また、民間保育施設等と連携し、保育士の確保に努める。	保育課
122		保育施設等と小学校の連携	保育施設や幼稚園、小学校との会議を開催し、連携を強化し幼児教育の充実を図るとともに、架け橋プログラムの作成を行う。	保育課 学校教育課
123		民間保育施設等の運営に対する助成	民間保育施設等の運営、子育て支援施策推進事業に対し民間保育所等補助金などで助成を行う。	保育課
124		こどものための教育・保育給付事業	子ども・子育て支援制度に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所を通じ、給付を行う。	保育課
125		子育てのための施設等利用給付事業	新制度未移行の私立幼稚園、認可外保育施設の利用料及び保育施設等の預かり保育を利用することをもつ保護者の経済的負担を軽減するため、子ども・子育て支援法に基づき、給付を行う。	保育課



保育所のこどもたち



保育園の稲刈り体験

(2) 保育所施設の活用・整備**【主な取組】**

No.		事業名	事業内容	主担課等
126		保育施設等の活用の推進	こどもの育ちと親の子育てを支援する拠点として、保育施設等の機能の活用を推進する。	保育課
127		保育所施設・設備の整備	計画的な保育所施設の改修、設備の更新などを進め、快適な保育環境の維持改善に努める。	保育課
128		保育施設拠点ネットワーク	保育施設を乳幼児期の全てのこどもと親を支援する拠点と位置づけ、地域の関係機関や団体とのネットワークを生かした保育施設運営に努める。	保育課

(3) 放課後児童健全育成の推進**【主な取組】**

No.		事業名	事業内容	主担課等
129	※	放課後児童健全育成事業 (学童保育事業)	放課後や長期休業期間中に保護者が家庭にいない小学校就学児童に対し適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。また、安全・安心な学童保育サービスを安定して提供するため、町と指定管理者が協力して放課後児童支援員の人材確保に努める。	保育課
130		放課後児童健全育成事業 (学童保育事業)施設・設備 の整備	計画的に施設の改修や設備の更新を行うとともに、条例基準を満たせるよう教育委員会や学校とも連携しながら、保育ニーズに応じた施設整備等を行い、快適な保育環境の維持と改善に努める。	保育課 生涯学習 推進課 学校教育課



学童保育所でのやしそばづくり



学童保育所でのセミ捕り

子育て家庭

6 支援を必要とする家庭への援助

こどもが親の就労状況など家庭の事情に左右されずに健やかに成長できるよう、子育てに関する悩みごとや困りごとを解決するための支援を行います。

(1) 子育て家庭等への生活支援

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
131	◎	生活援助サービスの充実	ひとり親家庭における家事・育児などを手助けする日常生活支援事業の周知に努める。	生活福祉課
132	◎	福祉の総合相談窓口の周知と状況に応じた支援へのつなぎ	C S W (コミュニティソーシャルワーカー) が実施する生活福祉相談や生活困窮者自立支援法に基づき大阪府が実施する「はーと・ほっと相談室」の周知を図る。また状況に応じて、必要な支援(居住確保、就労支援、緊急的な衣食住の確保、家計再建支援、こどもの学習・生活支援等)へつなげる。	生活福祉課
133	◎	生活福祉資金の貸付	大阪府社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付の窓口として周知を図る。また生活困窮者自立支援制度に基づき、就労支援や家計支援などへつなげる。	社会福祉協議会

(2) 各種手当・医療費等の助成

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
134	◎	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的として、手当を支給する。	生活福祉課
135		特別児童扶養手当	障がいのある児童を養育している家庭に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。	生活福祉課
136		障がい児福祉手当	20歳未満であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障がい児(者)に対して手当を支給する。	障がい福祉課
137		難聴児補聴器購入等助成事業	軽度の難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用の一部について助成を行う。	障がい福祉課
138		ファミリー・サポート・センター利用料減免	ファミリー・サポート・センターの利用料について、こどもの人数や世帯所得による減免を行う。	子育て支援課
139	※ ◎	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援制度に未移行の幼稚園を利用するこどもの副食の食材料費にかかる実費徴収額に対し、低所得世帯や第3子以降の多子世帯のこどもを対象に補助を行う。	保育課

No.		事業名	事業内容	主担課等
140	◎	就学援助事業・特別支援教育就学奨励費制度	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、学用品費、給食費などを援助し、義務教育を円滑に実施する。 また、経済的困難を有し、町立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学習に必要な費用の一部を援助する。	学校教育課
141	◎	就学経費などの助成	15歳以上18歳未満で、ひとり親、両親がいない、生活保護受給、身体障がい者手帳か療育手帳の交付を受けていて支援学校・支援学級などへ通学しているなどに該当する就学者に、月額1,000円を支給する。	生活福祉課
142	◎	遺児福祉年金	義務教育終了前の遺児（父母の死亡、ひとり親家庭、両親のいない家庭）に、月額1,000円（ひとり親）、2,000円（両親のいない家庭）を支給する。	生活福祉課
143		未熟児養育医療費の給付	未熟児または体重2,000グラム以下で生まれた新生児などで、指定医療機関での入院医療が必要な場合に、医療費を給付する。（所得制限なし、要申請）	保険年金課
144	◎	ひとり親家庭医療費の助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子とその子を監護するひとり親家庭の父または母、若しくは養育者に、医療費を助成する。（所得制限あり、要申請）	保険年金課
145		重度障がい者（児）医療費の助成	①身体障がい者手帳1・2級、②療育手帳A判定、③療育手帳B1判定で、身体障がい者手帳の3級以下を併せ持つ方、④精神障がい者保健福祉手帳1級、⑤特定医療費（指定難病）受給者証または特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、障がい年金（特別児童扶養手当）1級第9号に該当される方のいずれかの要件に該当する場合に、医療費を助成する。（所得制限あり、要申請）	保険年金課

（３）要保護児童等に対する支援の充実

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
146		子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見とその適切な対応について、関係機関のネットワークにより相談援助活動を行う。また、所属機関への定期的な巡回訪問やモニタリングを行い、こどもの状況把握に努める。	子育て支援課
147		保育施設入所要件の弾力化	こどもの虐待など、養育上保育施設入所が望ましいと判断された場合などの入所に対し柔軟に対応する。	保育課

地域社会

7 地域における子育て支援

こども・若者が安心して暮らせ、地域とのつながりを感じられるよう、こども・若者を社会全体・地域全体で見守る活動を支援します。さらに、子育てを支える団体等を育成するとともに、地域の人材や学校など関係機関と連携しながらこどもへの支援を継続して行える体制を整備します。

(1) 子育て支援のネットワークづくりと交流活動の推進

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
148	※	地域子育て支援拠点事業	主として乳幼児(0～3歳)を持つ子育て中の親が打ち解けた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じる居場所づくりを行う。安定的な事業実施のため、スタッフの確保に努める。	子育て支援課
149		赤ちゃんの駅設置事業	外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換ができる「赤ちゃんの駅」を公共施設や協力民間施設に設置し、安心して外出できる環境を整える。	子育て支援課
150		こどもと本をつなぐ活動を行う住民グループや子育て支援に関わる団体(NPO法人など)への支援	こどもと本をつなぐ活動をしているボランティア(熊取文庫連絡協議会など)や子育て支援に関わる団体(NPO法人など)に対して、団体貸出などを行い、活動を支援する。	図書館
151		高齢者とのふれあい促進	保育施設等における運動会、クリスマス会などの行事や体験活動を通じて、児童と高齢者との交流を図る。	保育課
152		食生活改善推進員の育成・支援	こどもの頃からの望ましい食習慣の積み重ねが継続できるよう、食育推進を担う、住民組織の育成・支援を行う。	健康・いきいき高齢課
153		民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	民生委員・児童委員、主任児童委員と連携強化を図り、地域での子育てに関する相談や支援の充実など、地域の実情に応じた支援を行う。	生活福祉課
154		小地域ネットワーク活動の推進	子育てサロンや世代間交流など、子育て中の親子が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を推進する。	社会福祉協議会
155		おとなとこどもの地域あいさつ運動	各学期の始業日から7日間、「おとなとこども」が地域であいさつを交わすことで、コミュニケーションを図り、心を通わせ、家庭教育を支援する。	社会福祉協議会
156		P T A研修活動の充実	熊取町小・中学校P T A連絡協議会・教育委員会・青少年指導員連絡協議会の三者が共催でこどもの健全育成に資する教育講演会を実施する。	生涯学習推進課
157	★	地域人材の活用	地域の人材が登録された「くまとり人材バンク」などの周知を行い、親子で集まる場で活用できるよう努める。	生涯学習推進課

No.		事業名	事業内容	主担課等
158	★	部活動支援事業	中学校における部活動の充実を図ることを目的に、各中学校の部活動へ部活動指導員や外部指導者を派遣する。また、部活動の地域移行を進めていく。	学校教育課 生涯学習推進課
159	★	町内大学との連携事業の推進	町内3大学及び1研究所との連携強化を図るとともに、地域課題解決のため、若者と一緒に様々な分野において大学等と連携した取組を実施する。	企画財政 経営課
160	★	野外活動ふれあい広場の活用 の推進	野外活動ふれあい広場を活用して、自然への親しみや学び、レクリエーション活動の場を提供するとともに、隣接する和田山ベリーパークの利用を通じて、ブルーベリー狩りなど貴重な収穫体験の機会を提供する。	産業振興課
161		学校と地域との連携	「学校運営協議会」や「学校協議会」における取組を契機とし、小・中学校と地域が一体となって子どもたちを育む、地域と共にある学校づくりを推進する。	学校教育課
162		地域教育協議会の実施	地域・学校・家庭が連携し子どもを育てる、地域教育コミュニティを構築するために、各中学校区（ブロック）ごとの地域教育協議会活動の充実を図る。	生涯学習 推進課
163		子ども・子育て会議	地域ネットワーク力を生かした子育て支援施策の総合的な推進を目的に会議を開催する。	子育て支援課



つどいの広場 “ぷらっつ”



つどいの広場 “であいのひろば”

(2) こどもの居場所づくり

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
164	★	小中高生の居場所づくり事業	小中高生の主体性を育み自立を支援するため、各学校の支援体制の充実を図り、関係機関とも連携しながら、児童・生徒の居場所づくりに努める。	学校教育課
165	★	不登校などのこどもの居場所づくり事業	教育支援センター等を活用し、長期欠席児童・生徒や不登校児童・生徒の相談や学習を支援できる居場所づくりに努める。	学校教育課
166		放課後子ども教室（くまとり元気広場）	放課後や週末における、こどもたちの安全・安心な居場所づくりとして、体験活動や学習支援など、地域と連携した放課後子ども教室（くまとり元気広場）を実施する。また、安定的な事業運営のため、安全管理員の確保に努める。	生涯学習推進課
167	◎	子ども食堂の推進	住民提案協働事業制度等の活用により、こどもたちが地域の人たちと一緒に楽しく食事をし、心が満たされて安心して過ごすことができる場を提供することで、豊かな心を育み、成長できる居場所づくりに取り組む団体を支援する。また、安定的に事業が実施できるよう、運営ボランティアの確保を支援する。	子育て支援課



くまとり元気広場



子ども食堂（こどもレストラン）

地域社会

8 安全・安心なまちづくり

交通事故や犯罪に巻き込まれないよう児童・生徒に指導や啓発を行うとともに、公園や町営住宅での安全対策の推進や通行しやすい歩道の管理に努め、地域ボランティアと協力しながら安全・安心なまちづくりを行います。

(1) 安全なまちづくりの推進

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
168		子ども安全デーの実施	毎月8日を「子ども安全デー」と定め、学校と地域が協働してこどもを守る大人のスクラムを組み、こどもの安全のため、まち全体で運動を推進する。	学校教育課 生涯学習推進課
169		子ども見まもり隊の実施	地域教育協議会の事業の一つとして、登下校時の家の前や交差点、校外学習において、こどもの見守りを実施する。また、こどもの安全を確保するため、隊員の確保に努める。	生涯学習推進課
170		こども 110 番の家運動の推進	地域住民や事業所の協力を得て、こどもが危険な状況に遭遇した場合に、安全を確保できる場として「こども 110 番の家」の取組を推進する。	生涯学習推進課
171		安全パトロールの実施	専門的知識を有する職員とボランティアにより、毎日、通学路の安全確保や青少年の非行防止、ひったくり、空き巣の警戒などを目的としたパトロールを実施する。	自治・防災課
172		通学路などにおける見守り活動の実施	教職員、教育委員会、PTA、警察、安全パトロール隊、子ども見まもり隊などが、こどもの通学路、校区内においてパトロールの実施や警戒を行う。	自治・防災課
173		保育所における安全対策	保育所のICT化を推進することで、保育士がこどもに関わる時間を増やすとともに、見守りカメラによる不審者侵入の未然防止を図るなど、安全・安心な保育環境を確保する。	保育課
174		学校における安全対策及び安全指導の実施	小・中学校において、火災や地震等を想定した避難訓練や不審者侵入対応訓練、交通安全教育、CAPプログラム（児童虐待防止）の実施など、安全指導を実施する。学校の安全環境点検の実施、危機管理マニュアルの作成など、学校における安全対策の強化に努める。	学校教育課
175		公園における安全対策	既存の都市公園の植栽については、外部から死角にならないよう、定期的に剪定を行い、公園内の安全性を高める。	道路公園課
176	★	青少年の健全育成の推進	青少年指導員が中心となり、啓発活動や夜間の巡回指導などにより、こどもの健全育成に取り組む。	生涯学習推進課

（２）防犯対策の推進

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
177		防犯対策の充実	学校防犯システムにより、校門のセンサーと連動したモニターで安全管理を行うとともに、新小学1年生に対し、祝品として防犯ブザーの贈呈を行う。	学校教育課
178		防犯灯の適正管理	防犯上必要な箇所に、自治会と調整の上、防犯灯を計画的に設置するとともに、町管理分については適正に維持管理を行い、自治会管理分については電気料金の全額を補助する。	自治・防災課
179		防犯カメラの適切な運用	泉佐野警察と連携の上、防犯カメラを適切に運用し、犯罪抑止に努め、安全安心なまちづくりを推進する。	自治・防災課
180		町営住宅における防犯対策	町営住宅において、エレベーターに設置している防犯カメラなどにより、安全確保に努める。	まちづくり計画課



子ども見まもり隊による見守り活動



安全パトロール隊による見守り活動

（３）交通安全対策の推進

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
181		交通安全教室の実施	各小・中学校、保育所、民間保育園、認定こども園、幼稚園において、警察を交えた交通安全教室を実施する。	道路公園課
182		交通安全街頭指導の実施	春・秋の交通安全運動の一環として、通学路において朝の通学時間帯の街頭指導を実施する。	道路公園課
183		道路における交通安全施設の整備	道路における交通事故を防止するため、転落防止柵やガードレールなどの交通安全施設の整備を行う。	道路公園課
184		道路などにおける放置自転車等対策	駅周辺道路などの放置自転車・バイクに対して、街頭指導や撤去を実施し、歩行者等の安全な通行を確保する。	道路公園課
185		歩行者通行帯の整備	通学路等において、歩道の整備や路側帯のカラー化を実施し、通学児童等歩行者の安全対策を図る。	道路公園課



交通安全教室



歩行者通行帯のある通学路

（４）福祉的なまちづくりの推進

【主な取組】

No.		事業名	事業内容	主担課等
186		安全・安心な公園づくり	遊具の安全点検・整備を行うとともに、遊具の設置や更新の際には、インクルーシブな視点も取り入れるなど、地域の実情に応じて、だれもが安全で安心して憩える公園づくりを目指す。	道路公園課
187		福祉に配慮した公共・公益施設の整備促進	障がいの有無などによって分け隔てられることなく生活することができるインクルーシブ社会の実現に向け、公共施設のユニバーサルデザインなどに取り組む。	まちづくり計画課ほか



永楽ゆめの森公園



永楽ゆめの森公園のユニバーサルブランコ

第7章 量の見込みと確保方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、各年度における幼児教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、及び提供体制の確保内容を計画に記載する必要があります。

量の見込みについては、これまでの実績や今後の人口推計を勘案して見込みの調整を行いました。その算出結果を基に確保方策を検討して、各事業の量の見込みと確保の内容を設定しました。

1 教育・保育提供区域の設定

保護者やこどもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域について町全域を1区域として設定します。

2 就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

■人口の推移（推計）

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

(1) 1号認定(3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用)

令和6年4月1日現在、町内には幼稚園が1か所(私立1)、認定こども園が2か所(私立2)あります。引き続き、1号認定のこどものための提供体制の確保に取り組めます。

■ 1号認定(3～5歳)の量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	301	297	289	285	277
確保の内容	301	297	289	285	277
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
	421	392	390	334	301

(2) 2号認定(3～5歳／保育所・認定こども園を利用)

令和6年4月1日現在、町内には保育所が7か所(町立3、私立4)、認定こども園が2か所(私立2)あります。本町のこどもの人口は減少傾向にありますが、近年の共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズに応えるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

■ 2号認定(3～5歳)の量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	775	764	745	734	713
確保の内容	775	764	745	734	713
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
	730	742	756	764	775

（３）３号認定（０～２歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）

令和６年４月１日現在、０歳児保育は、保育所が７か所（町立３、私立４）、認定こども園が２か所（私立２）となっています。２号認定同様、保育ニーズの高まりに応えるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

■３号認定（０歳）の量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
必要利用定員総数（推計値）		102	101	98	97	94
確保の内容	保育所 認定こども園	102	101	98	97	94
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考） 第２期 計画 中の 実績値		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （見込み）
	保育所 認定こども園	96	83	91	96	102
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

■３号認定（１歳）の量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
必要利用定員総数（推計値）		208	205	200	197	191
確保の内容	保育所 認定こども園	208	205	200	197	191
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考） 第２期 計画 中の 実績値		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （見込み）
	保育所 認定こども園	193	192	186	180	208
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

※「地域型保育事業」とは、定員がおおむね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は０～２歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の４つの事業区分があります。（本町では地域型保育事業は実施していません。）

■3号認定（2歳）の量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数（推計値）		212	209	204	201	195
確保の内容	保育所 認定こども園	212	209	204	201	195
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考） 第2期 計画 中の 実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
	保育所 認定こども園	220	224	217	214	212
	地域型保育事業	0	0	0	0	0



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本町が地域の実情に応じて計画に記載し実施する地域子ども・子育て支援事業については、次のとおりであり、各々の事業について、量の見込みと確保方策を定めます。

■地域子ども・子育て支援事業の種類

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業（時間外保育事業）
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
	(12) 妊婦等包括相談支援事業
	(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	(14) 産後ケア事業
	(15) その他（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）

《次ページ以降の表の単位について》

- ・「人」・・・・・・・・その事業を利用する「実人数」を表しています。
- ・「人日（回）」・・・・その事業を1人の利用者が1年間に利用する日（回）数を表しています。
例えば、1年間に10日（回）利用する人が10人いる場合は、10日（回）×10人＝100人日（回）となります。

(1) 利用者支援事業**【事業概要】**

子どもやその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

【確保方策】

引き続き、きめ細やかな相談支援や情報提供など、利用者支援機能の維持向上を図ります。

■利用者支援事業の量の見込みと確保の内容

単位：か所

こども家庭センター型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容	1	1	1	1	1
(参考) 第2期計画 中の実績値 (母子保健型)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	1	1	1	1	1

※令和6年度までは「母子保健型」、令和7年度から「こども家庭センター型」です。

(2) 地域子育て支援拠点事業**【事業概要】**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【確保方策】

親子がより身近な場所に集う場として、町内3か所で事業を実施します。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の内容

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,874	4,779	4,638	4,543	4,393
確保の内容	4,874	4,779	4,638	4,543	4,393
(参考) 第2期計画 中の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	2,565	2,983	3,896	4,926	4,900

（３）妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保方策】

今後も母子健康手帳の交付時に受診券（14回分及び補助券）を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・勧奨していきます。

■妊婦健康診査の量の見込みと確保の内容

単位：人、回

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象人数	330	325	317	312	304
	健診回数	2,500	2,464	2,404	2,367	2,302
(参考)第2期計画 中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	対象人数	426	392	423	335	330
	健診回数	3,453	3,034	3,403	2,544	2,500

（４）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を助産師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う事業です。

【確保方策】

産後うつアンケート、計測や母乳の相談、育児相談等を行い、特に継続支援が必要な家庭に、訪問や相談等につなげます。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		229	225	218	214	207
(参考)第2期計画 中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
		225	212	261	231	230

（５）養育支援訪問事業**【事業概要】**

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師、社会福祉士、助産師、保育士などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

【確保方策】

全てのこどもの健やかな育ちが約束されるよう、支援を要する家庭の早期把握と適切な支援に結びつけます。

■養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	110	108	106	104	101
確保の内容	110	108	106	104	101
(参考) 第2期計画の中の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	125	99	139	79	110

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）**【事業概要】**

ショートステイは、保護者の疾病・出産・看護・事故などでこどもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設などで一定期間（おおむね1週間）預かり、養育・保護を行う事業です。

また、トワイライトステイは、ひとり親などの保護者が仕事などにより平日の夜間または休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設などで生活援助を行う事業です。

いずれも町外の児童養護施設や乳児院に事業を委託して実施しています。

【確保方策】

利用希望者の事情を十分に踏まえ、引き続き5か所で事業を実施します。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7	7	7	7	6
確保の内容	7	7	7	7	6
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
	0	8	0	7	7

■子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象））

【事業概要】

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人からなる地域での子育てを相互援助する会員組織です。

保育所・幼稚園等への送迎、帰宅後の預かりなどを援助内容としています。

【確保方策】

安定した協力会員の確保のため、広報活動を引き続き充実するとともに、安全安心な援助活動につなげるため、協力会員への研修の充実に取り組みます。

■ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	115	112	109	107	104
確保の内容	115	112	109	107	104
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
	321	283	116	116	115

(8) 一時預かり事業**【事業概要】**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。一時預かり事業は実施方法により様々な類型に分かれますが、現在本町において実施されているのは「一般型」と「幼稚園型Ⅰ」です。

「一般型」は、保育所や認定こども園などが行う一時預かり事業で、主として保育所や認定こども園などに通っていない、又はその園に在籍しない乳幼児を一時的に預かるものです。「一時保育」と呼ばれるものがこれに当たります。

「幼稚園型Ⅰ」は、幼稚園又は認定こども園が行う一時預かり事業で、主としてその園に在籍する満3歳以上の幼児を教育時間の前後や春・夏・冬休みなどに預かるものです。「預かり保育」と呼ばれるものがこれに当たります。

【確保方策】

共働き家庭の増加や保護者の疾病、出産、育児疲れなど、多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう、一時預かり事業の充実と安定的な供給体制の構築に努めます。

■一時預かり事業（一般型）の量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25,822	25,453	24,835	24,453	23,772
確保の内容	25,822	25,453	24,835	24,453	23,772
(参考) 第2期計画 の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	7,604	29,672	30,282	23,216	26,049

■一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,200	4,140	4,039	3,977	3,867
確保の内容	4,200	4,140	4,039	3,977	3,867
(参考) 第2期計画 の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	5,993	5,633	5,135	4,999	4,200

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）**【事業概要】**

保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用時間帯以外の時間等において、保育所等で保育を実施する事業です。

【確保方策】

共働き家庭・ひとり親家庭などの保育ニーズに適切に応えられるよう、引き続き、延長保育事業の適切な運営と安定的な提供体制の構築に努めます。

■延長保育事業の量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	624	617	604	597	582
確保の内容	624	617	604	597	582
(参考) 第2期計画の中の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	395	646	555	620	622

(10) 病児・病後児保育事業**【事業概要】**

こどもが発熱などの急な病気となったときや、その回復期に、保育所等の専用スペースで保育を行う事業です。

この事業は、保育中に体調不良となった児童を保育所内において看護師などが緊急に対応を行う「体調不良児対応型」と、病気のこどもを専用施設（スペース）で一時的に保育する「病児・病後児対応型」があります。

【確保方策】

育児と仕事の両立に寄与できるよう、保育所等における体調不良児対応型に加え、民間医療機関との連携等により「病児・病後児対応型」を実施し、当該保育ニーズに対応します。

■病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,305	3,345	3,351	3,388	3,382
確保の内容	3,305	3,345	3,351	3,388	3,382
(参考) 第2期計画の中の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	1,048	1,989	1,889	3,135	3,219

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

【事業概要】

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後にこどもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。本町には各小学校区に学童保育所があります。例年、年度当初の利用希望者数が最も多く、年度末にかけて減少する傾向です。

【確保方策】

共働き世帯やひとり親家庭のいわゆる「小1の壁」の打破と、小学生児童が放課後を安全・安心に過ごし多様な体験や活動ができるよう、また、待機児童を出さないよう、サービス内容の充実と施設等の確保に努めていきます。さらに、保護者からのニーズを踏まえ長期休業期間限定の利用希望への対応も引き続き行っていく予定です。

■放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	155	158	152	139	153
	2年生	158	160	162	156	142
	3年生	155	144	146	149	144
	4年生	97	109	97	95	93
	5年生	83	74	83	74	73
	6年生	68	73	65	73	65
計		716	718	705	686	670
確保の内容	1年生	155	158	152	139	153
	2年生	158	160	162	156	142
	3年生	155	144	146	149	144
	4年生	97	109	97	95	93
	5年生	83	74	83	74	73
	6年生	68	73	65	73	65
計		716	718	705	686	670
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
(参考)第2期計画 中の実績値	1年生	146	143	143	169	148
	2年生	150	125	136	137	164
	3年生	109	137	111	120	129
	4年生	89	76	105	95	99
	5年生	67	62	54	84	67
	6年生	29	48	48	43	64
計		590	591	597	648	671

■放課後児童健全育成事業の量の見込み受入可能人数（校区别：参考）

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	中央小学校区	1年生	40	50	42	39	47
		2年生	51	41	51	45	40
		3年生	44	46	37	47	41
		4年生	28	33	31	24	29
		5年生	19	21	24	24	19
		6年生	17	17	19	22	21
		計	199	208	204	201	197
	東小学校区	1年生	31	30	28	26	21
		2年生	29	32	31	28	27
		3年生	35	26	29	29	26
		4年生	19	24	18	19	18
		5年生	18	15	19	13	14
		6年生	14	15	13	16	12
		計	146	142	138	131	118
	西小学校区	1年生	43	37	47	40	48
		2年生	38	45	38	48	41
		3年生	32	35	41	35	44
		4年生	23	22	23	26	22
		5年生	18	17	17	18	20
		6年生	15	16	15	15	16
		計	169	172	181	182	191
	南小学校区	1年生	14	10	14	9	13
		2年生	13	14	10	14	9
		3年生	13	12	13	9	13
		4年生	7	9	8	9	6
		5年生	8	6	7	6	7
		6年生	7	7	5	6	5
		計	62	58	57	53	53
	北小学校区	1年生	27	31	21	25	24
		2年生	27	28	32	21	25
		3年生	31	25	26	29	20
		4年生	20	21	17	17	18
		5年生	20	15	16	13	13
		6年生	15	18	13	14	11
		計	140	138	125	119	111
	5小学校区合計	1年生	155	158	152	139	153
		2年生	158	160	162	156	142
		3年生	155	144	146	149	144
		4年生	97	109	97	95	93
		5年生	83	74	83	74	73
		6年生	68	73	65	73	65
		計	716	718	705	686	670
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受入可能人数 現有施設の	中央小学校区		150	150	150	150	150
	東小学校区		112	112	112	112	112
	西小学校区		198	198	198	198	198
	南小学校区		90	90	90	90	90
	北小学校区		179	179	179	179	179
	5小学校区合計		729	729	729	729	729

施設全体では量の確保ができているが、校区别では不足が見込まれるため、対策を講じる必要がある。

(12) 妊婦等包括相談支援事業**【事業概要】**

妊婦等に対して面談等を行い、心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

【確保方策】

出産・育児の見通しを一緒に立て、支援が必要な妊産婦を早期に把握し、安心して生み育てられるようサポートするため、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後、8か月児訪問の4回面談（面談を希望しない方には手紙の送付）を行います。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保の内容

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	812	800	781	769	748
確保の内容	812	800	781	769	748

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）**【事業概要】**

保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に適切な遊びと生活の場を与えるとともに、乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者への子育てについての情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【確保方策】

事業の設備及び運営について条例で基準を定め、利用乳幼児が明るく衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員により、心身共に健やかに育成されることを保障していきます。

■乳児等通園支援事業の量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	60	60	60	60
確保の内容	—	60	60	60	60

※令和8年度からの新規事業であるため、現状の町立・私立の保育所や認定こども園、幼稚園などにおける1か月あたりに受入可能な人数を見込み量として記載していますが、利用状況に応じて柔軟に検討していくこととします。

(14) 産後ケア事業**【事業概要】**

産後ケアを必要とする退院直後から1歳までの母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

実施方法として、病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を行う「宿泊型」、助産師が自宅へ訪問する「訪問型」、個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対して行う「日帰り型」があります。

【確保方策】

産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整えるため、医療機関や助産所等と協力して、「宿泊型」、「訪問型」、「日帰り型」を実施します。

■産後ケア事業の量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50	49	48	47	46
確保の内容	50	49	48	47	46



(15) その他（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業のうち、下記の事業については、対象者数を少数と見込んでおり、類似の事業等で対応可能であるため、現在のところ実施予定はありませんが、本町の地域資源の状況等を踏まえ、計画期間中に必要に応じて実施を検討します。

○子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

○児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

○親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

第8章 計画の推進体制

本計画はこども基本法に基づく計画ですが、本町では、こども・若者が自立した個人として自己を確立していく意見表明と自己決定の主体と捉え、こども・若者が成長する過程において自己実現できる社会を目指していく基本的な方針と位置づけるものです。また、この計画を推進する際には、町行政のみならず地域でこどもを支援する団体等との連携・協力によるこども・子育て世帯等への支援のほか、若者を支援する関係団体・機関等による取組との連携が必要となっています。

本町においては、民間事業者や住民の自主的な活動団体がこども・若者を支援することにより、福祉の増進を目指すとともに、幼児教育・保育施策・子育て支援策・若者支援策全般の一層の充実にも寄与するため、以下のことに留意し、この計画を推進することとします。

1 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て会議において、定期的に計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図るなど、事業の協力団体とも連携しながら、適正な進行管理に努めます。

2 協働による事業・活動の充実及び庁内の情報共有と連携強化

こども・若者の各種施策の取組を着実に実施していくためには、NPO法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会など、関係する団体の活動及び関係する行政の取組の充実が重要です。さらに、協働のまちづくりを推進するためには、個々に関係部署・機関が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るとともに、それぞれが役割と責任を意識しながらお互いを尊重し同じ目標に向かって相互に連携協力することが大切です。

これまで培ってきた本町の協働体制をより強固なものとするため、子ども・子育て会議をはじめ、子育てや若者支援に関わる会議等において、必要に応じ、情報共有・審議・調整・検討を行うなど、関係部局・関係機関の連携強化を推進していきます。

また、庁内での横断的な取組として、住民協働による支援の充実や、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の維持・充実のほか、若者支援につなげるための体制づくりに努めます。

3 PDCAサイクルによる検証

PDCAサイクルにより、計画の進捗や達成状況を定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を子ども・子育て会議において評価・検証することで、必要に応じて施策の更なる展開や見直しを行います。

※PDCAサイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことにより、計画内容を継続的に改善していく手法のことです。



資料編

1 子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関条例（平成25年条例第1号）第2条の規定に基づき、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民代表
- (2) 保育・教育・福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、議事その他の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 特別な事項を調査審議するため、会長が必要と認めるときは、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、子ども・子育て会議の委員の中から、会長が指名する委員で組織する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」となるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 部会長は、部会における審議の状況及び結果を子ども・子育て会議に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(次世代育成支援対策協議会規則の廃止)

2 次世代育成支援対策協議会規則（平成25年規則第20号）は、廃止する。

附 則（令和5年3月28日規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

	所属等	氏名
住民代表 (1号委員)	自治会連合会 会長	藤原 重弘 (～令和6年1月24日)
	自治会連合会 会長	西野 洋 (～令和7年1月23日)
	自治会連合会 会長	小西 楠一 (令和7年1月24日～)
	熊取町小・中学校PTA連絡協議会	坂上 昌史 (～令和6年5月16日)
	熊取町小・中学校PTA連絡協議会	中谷 省吾 (令和6年5月17日～)
	熊取町小・中学校PTA連絡協議会	井上 雅香 (～令和6年5月16日)
	熊取町小・中学校PTA連絡協議会	江藤 佐友里 (令和6年5月17日～)
	就学前児童の保護者(公募委員)	折笠 知佳
	就学前児童の保護者(公募委員)	中塚 香織
	若者(公募委員)	大幸 虎太郎
	若者(公募委員)	平田 柊哉
保育・教育・ 福祉関係者 (2号委員)	熊取町校長会 代表	中原 利明 (～令和6年4月11日)
	熊取町校長会 代表	亀井 勝弘 (～令和7年1月18日)
	町立保育所 代表	赤坂 佐和子
	熊取町民間保育園・こども園協議会(民間保育園代表)	野中 泉
	熊取町民間保育園・こども園協議会(認定こども園代表)	池田 憲治 (～令和6年3月31日)
	熊取町民間保育園・こども園協議会(認定こども園代表)	小浪 利夫 (令和6年4月1日～)
	熊取みどり幼稚園 園長	池浦 国男 (～令和6年6月16日)
	熊取みどり幼稚園 主事	池浦 祐介 (令和6年6月17日～)
	NPO 熊取こどもとおとなのネットワーク 理事長	高橋 淳
	NPO法人 くまとり子育てWA・輪・和 理事長	出口 儉二
	特定非営利活動法人 地域支援センターくまとりロ ンド 理事長	大谷 悟

	所属等	氏名
保育・教育・ 福祉関係者 (2号委員)	NPO法人 ホームビジット・とんとん 理事長	坂本 百合
	泉佐野泉南医師会（熊取担当）	桑原 秀樹
	熊取町人権協会 会長	勘六野 朗
	熊取町社会福祉協議会 会長	前田 美穂子
	熊取町民生委員児童委員協議会 主任児童委員長	棚村 千鶴
	熊取町青少年指導員連絡協議会 会長	梅田 康雄
	熊取文庫連絡協議会	東 景子 (～令和6年5月9日)
	熊取文庫連絡協議会	寺島 宜重 (～令和7年2月8日)
	熊取町スポーツ少年団 本部長	北本 雅朗
学識経験者 (3号委員)	大阪観光大学 理事長	◎ 山本 健慈
	和歌山信愛大学 教育学部 子ども教育学科 教授	○ 森下 順子

◎：会長、○：副会長

3 子ども・子育て会議 部会名簿

(敬称略。各部会開催時点)

■保育所・幼稚園部会

	所 属 等	氏 名
	就学前児童の保護者（公募委員）	折笠 知佳
副部会長	町立保育所 代表	赤坂 佐和子
部会長	熊取町民間保育園・こども園協議会（民間保育園代表）	野中 泉
	熊取町民間保育園・こども園協議会（認定こども園代表）	小浪 利夫
	熊取みどり幼稚園 主事	池浦 祐介
	泉佐野泉南医師会（熊取担当）	桑原 秀樹

■放課後児童健全育成部会

	所 属 等	氏 名
副部会長	熊取町小・中学校PTA連絡協議会	中谷 省吾
	熊取町小・中学校PTA連絡協議会	江藤 佐友里
部会長	熊取町校長会 代表	亀井 勝弘
	熊取町スポーツ少年団 本部長	北本 雅朗
	NPO 熊取こどもとおとなのネットワーク 理事長	高橋 淳

■子育て支援部会

	所 属 等	氏 名
副部会長	就学前児童の保護者（公募委員）	中塚 香織
	NPO法人 くまとり子育てWA・輪・和 理事長	出口 儉二
部会長	特定非営利活動法人 地域支援センターくまとりロンド 理事長	大谷 悟
	NPO法人 ホームビジット・とんとん 理事長	坂本 百合
	熊取町民生委員児童委員協議会 主任児童委員長	棚村 千鶴
	熊取文庫連絡協議会	寺島 宜重
	NPO 熊取こどもとおとなのネットワーク 理事長	高橋 淳

■地域・若者支援部会

	所 属 等	氏 名
	自治会連合会 会長	西野 洋
副部会長	若者（公募委員）	大幸 虎太郎
部会長	若者（公募委員）	平田 柊哉
	熊取町人権協会 会長	勘六野 朗
	熊取町社会福祉協議会 会長	前田 美穂子
	熊取町青少年指導員連絡協議会 会長	梅田 康雄

会長	大阪観光大学 理事長	山本 健慈
副会長	和歌山信愛大学 教育学部 子ども教育学科 教授	森下 順子

4 計画策定の経緯

年度	月日	主な内容
令和5年度	1月11日	令和5年度 第2回 子ども・子育て会議 ・(仮称)熊取町こども計画策定にかかるニーズ調査、アンケート調査について
	2月19日 ～3月12日	・就学前児童・小学生児童の保護者向けニーズ調査の実施 ・小学校5年生、中学校2年生向けアンケート調査の実施
令和6年度	5月17日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議 ・(仮称)熊取町こども計画策定にかかるニーズ調査等の結果について ・(仮称)熊取町こども計画策定にかかる若者アンケート調査について
	6月28日～ 7月16日	若者(16～39歳)向けアンケートの実施
	8月9日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議 ・第2期計画の令和5年度実績について ・若者向けアンケートの結果について ・(仮称)熊取町こども計画骨子案について
	8月31日	関係団体ヒアリングの実施
	10月8日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議 ・関係団体ヒアリング結果について ・(仮称)熊取町こども計画素案について
	11月5日	保育所・幼稚園部会
	11月6日	若手職員ヒアリングの実施
	11月7日	地域・若者支援部会
	11月12日	子育て支援部会
	11月14日	放課後児童健全育成部会
	12月3日	令和6年度 第4回子ども・子育て会議 ・(仮称)熊取町こども計画案について ・各部会からの報告
	12月13日～ 12月27日	パブリックコメントの実施
	1月28日	令和6年度 第5回子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果と対応について ・熊取町こども計画最終案について

5 住民協働による子育て支援活動団体等一覧（順不同）

（令和6年12月1日時点）

No.	名称	主な活動や事業
1	NPO熊取こどもとおとなのネットワーク	町から委託を受け、放課後児童健全育成事業（学童保育所運営）や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施し、くまとり元気広場にも協力している団体です。
2	NPO法人くまとり子育てWA・輪・和	町から委託を受け、地域子育て支援拠点事業（つどいの広場ぱらっつ）を運営している団体です。
3	特定非営利活動法人 地域支援センターくまとりロンド	町から委託を受け、地域子育て支援拠点事業（共生のひろば であいのひろば）を運営している団体です。
4	NPO法人ホームビジット・とんとん	町から委託を受け、ホームスタート事業を実施、ブックスタートやくまとり元気広場にも協力している団体です。
5	熊取文庫連絡協議会	保育所（園）での文庫活動、保育所（園）や小学校での読み聞かせ活動等、町内のこどもの読書活動を推進している団体です。
6	アトム共同保育園	町内の民間保育園で、園の運営だけでなく、町の子育て支援施策全般について協力関係にあります。
7	つばさ共同保育園	
8	すみれ保育園	
9	西保育園	
10	さくらこども園	町内の民間認定こども園で、園の運営だけでなく、町の子育て支援施策全般について協力関係にあります。
11	フレンド幼稚園	
12	熊取みどり幼稚園	町内の民間幼稚園で、園の運営だけでなく、町の子育て支援施策全般について協力関係にあります。
13	熊取町社会福祉協議会	社会福祉法第109条に基づき設置されている社会福祉法人で、熊取町の地域福祉の発展向上を目的とした事業を行っています。
14	熊取町自治会連合会	町内に39地区ある区・自治会の区長・自治会長で組織される連絡会で、子どもたちを含め地域に暮らす人のための活動などを行うため、自治会相互の連携や行政との連絡調整の役割を担っています。
15	熊取町民生委員児童委員協議会	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、行政や関係団体と協力しながら、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談などを行っています。民生委員は児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に活動しています。

No.	名称	主な活動や事業
16	熊取町小・中学校PTA連絡協議会	学校と家庭が相互連携し、こどもたちの学校生活を充実させることを目的としている町内各小・中学校のPTAの相互連携を図っている社会教育団体です。教育講演会の開催や、泉南地区、府内、近畿地区などのPTA連絡協議会にも参画しています。
17	熊取町こども会育成連絡協議会	町内における、単位こども会の育成組織相互の連絡調整を図り、こどもたちが交流できるようなスポーツ大会、映画会などのイベントを開催しています。
18	熊取町青少年指導員連絡協議会	町内における青少年活動を積極的に促進し、青少年健全育成を図る活動をしている団体です。
19	熊取町人権教育研究協議会	熊取町公立小・中学校人権教育推進のため、自主的研究協議を行い、実践活動を通じてその確立に努めています。 全教職員で5部会に分かれ、研究を行っています。
20	熊取町在日外国人教育研究協議会	熊取町公立小・中学校在日外国人教育振興のため、自主的研究協議を行い、教職員が在日外国人教育について研究と実践を行っています。
21	熊取町人権協会	町民の人権意識の高揚と確立を図り、全ての人の人権が尊重される明るいまちづくりの実現を目指し、町民のだれもが自らの選択により自立し、安心して暮らすことのできる人権のまちづくりに資する事業に取り組んでいる団体です。
22	岸和田人権擁護委員協議会熊取町地区委員会	法務大臣から委嘱された熊取町地区内の人権擁護委員で構成され、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るための団体です。
23	泉佐野泉南医師会	妊産婦健診（大阪府医師会）、予防接種、産後ケア事業、乳幼児健診など地域の医療を支えています。
24	泉佐野泉南歯科医師会	妊産婦歯科健診、乳幼児健診における歯科予防事業などを実施しています。
25	大阪府助産師会	町から委託を受け、所属する助産師が産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）を実施しています。
26	児童養護施設 岸和田学園	町から委託を受け、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）を実施しています。
27	児童養護施設 あおぞら	
28	児童養護施設 あんだんて	
29	児童養護施設 三ヶ山学園	町から委託を受け、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施しています。
30	乳児院 和泉乳児院	
31	児童養護施設 和泉幼児院	

No.	名称	主な活動や事業
32	大阪体育大学	個を生かす教育の充実や部活動支援事業など学校教育における協力機関であり、くまとり元気広場にも協力しています。
33	大阪観光大学	図書館でのこども向け事業「いろいろなことばのえほんのひろば」を協働で実施しています。
34	関西医療大学	地域でのボランティア活動など地域福祉における協力団体で、社会福祉協議会が実施する障がいのある児童のレクリエーション事業にも協力しています。
35	京都大学複合原子力科学研究所	くまとりゆうゆう大学のジュニアチャレンジ講座のプログラムとして、毎年、夏休み期間に小学生のこどもたち向けに、科学を通じた学習機会の提供に協力しています。
36	熊取町パタンク協会	くまとり元気広場に協力している団体です。
37	シニアグランドゴルフ山の手台	
38	日本ボーイスカウト熊取第一団	
39	NPO法人グリーンパーク熊取	
40	FCマトリックス	
41	スポーツ少年団	青少年の身体と心を育てる地域社会内での組織として設立されました。次世代を担うこどもたちの無限の可能性を引き出すとともに、団体活動の中で責任感や協力心を養い、ルールを守り、他人に迷惑をかけない立派な社会人に育てることを目的として活動している団体です。現在、 ・軟式野球（熊取ジャガーズ、熊取ベアーズ） ・サッカー（FCマトリックス、ゼッセル熊取アスレチッククラブ） ・少林寺拳法（熊取南、大阪熊取、熊取西） ・空手道（熊取空手道会、空手道熊取南、熊取精龍館、誠勇心会館） ・バレーボール（熊取ジュニア） ・バスケットボール（熊取スナイパーズ） があります。
42	リトルスター （川崎こどもクリニック）	貝塚市にある小児科の民間医療機関川崎こどもクリニックが運営する病児保育室で、貝塚市と熊取町の病児・病後児保育事業を担っています。病気のこどもを、仕事などにより家で看病できない保護者に代わり、専用の保育室で保育士・医師・看護師が保育看護します。
43	保育グループ “アンファン”	子育て中の保護者の地域における子育て活動、社会活動及び学習活動への参加を支援し、母親への支援活動を行っている団体です。

No.	名称	主な活動や事業
44	文化振興連絡協議会	かむかむプラザ、キターネホールなどで楽しく元気に生涯学習することを目的に活動しているクラブを支援する団体です。夏休みなどに親子で参加する陶芸や茶道などの体験学習に協力いただいている団体です。
45	いちごの会	図書館で、「布の絵本」を製作し、読書活動に障がいのあるこどもを含め全てのこどもが楽しめる絵本づくりをしているボランティアグループです。
46	ひよこ会	図書館で「親子でリトミック」などの子育て支援事業や「エンタメ KUMATORI」などのこども向け事業に係る協働団体です。
47	JICA関西	JICAの活動は開発途上国への技術協力など多岐にわたりますが、熊取図書館では、関西支部と平成29年度から、展示や講演会、ワークショップなどを通して、国際的な視点に立った「食べ物」や「くらし」などの情報発信をしています。
48	NPO法人しっぽのごえん	住民提案協働事業により、令和4年度から「人とペットに優しい街、くまとりプロジェクト」を運営している団体です。
49	一般社団法人 おとのもり芸術文化振興協会	図書館でのこども向け事業に係る協働団体です。
50	シニア絵本の会（くまとり読書友の会）	図書館でのこども向け事業に係る協働団体です。
51	こども食堂を支援する会	住民提案協働事業により、令和2年度から子ども食堂「こどもレストラン」を実施している団体です。
52	長池自治会	「こどもレストラン」に協力している団体です。
53	Viento Kitchen(ビエント キッチン)	住民提案協働事業により、令和4年度から子ども食堂を運営している団体です。
54	ひなた食堂	住民提案協働事業により、令和6年度から子ども食堂を運営している団体です。
55	池田泉州銀行熊取支店	赤ちゃんの駅を設置している事業者です。
56	ハウスドゥ熊取・泉佐野北店	
57	トヨタカローラ南海株式会社熊取店	
58	じゃんぼスクエア熊取	
59	株式会社アライヴ	
60	ヘルパー派遣事業者	町から委託を受け、産前産後ヘルパー派遣事業を実施しています。

No.	名称	主な活動や事業
61	障がい福祉サービス事業者	子ども相談ネットワーク会議（障がい相談部会）の運営に参画しています。
62	たんぽぽの会	障がい児をもつ家族の会で、親同士が同じ立場で互いに話し合ったり、相談員による相談対応等も行っています。
63	熊取町食生活改善推進協議会	食生活の改善を目的に、乳幼児健康診査（2歳6か月児歯科健診）への協力やおやこクッキングを行っているボランティアグループです。
64	くまとりタピオ元気体操ひろめ隊	こどもから高齢者まで取り組める町の体操「くまとりタピオ元気体操」の普及を目的に地域や保育所等へ出前講座を行っているボランティアグループです。
65	健康くまとり探検隊	こどもから高齢者までのウォーキングの推進などを行っているボランティアグループです。
66	校区福祉委員会	小学校区を単位とした福祉委員会で、世代間交流事業やふれあい事業・街歩きなどを実施しています。
67	地区福祉委員会	地区を単位とした福祉委員会で、子育てサロンや世代間交流事業・いきいきサロンなどを行っています。
68	熊取町社会福祉施設等地域貢献委員会	町内の社会福祉法人・医療法人・社会医療法人が運営する施設で構成し、地域福祉に寄与することを目的とした団体で、毎月第3水曜日を貢献の日とし、児童の見守り活動や専門性を生かした地域への貢献活動を行っています。
69	わんだふるくらぶ	犬の散歩や庭の手入れなどをしながらこどもの登下校の見守りや防犯パトロールを実施している団体です。
70	泉佐野警察署管内レディース防犯リーダー会	泉佐野警察署管内防犯協議会の構成員の女性を中心とした団体で、主な活動は、こどもや高齢者向けの防犯キャンペーンや登下校時の見守り活動、少年の非行などに関する活動を泉佐野警察防犯協議会と共に実施している団体です。
71	子ども見まもり隊	自宅前・交差点・散歩の途中等、日常生活に無理のない範囲でこどもたちの登下校等の安全を見守るボランティア活動をしています。
72	CAPいずみ	Child Assault Preventionの略で、様々な暴力（いじめ、虐待、誘拐、性暴力など）を防止するために、何ができるかを一緒に考え、自分の大切な心や身体を守る力を引き出す人権教育プログラムです。小学校4年生を対象に実施しています。

熊取町こども計画

令和7年3月発行

編集・発行：熊取町 健康福祉部 子育て支援課

〒590-0451

大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番8号

T E L 072-452-6814

F A X 072-453-7196